

(第一類 第五号)

第三十一回国会 大蔵委員会

議録 第十四号

(一一一)

昭和三十四年二月二十七日(金曜日)

午前十時四十三分開議

出席委員

委員長 早川 崇君

理事足立 篤郎君 理事押谷 富三君

理事小山 長規君 理事坊 秀男君

理事山下 春江君 理事石野 久男君

理事佐藤潤次郎君 理事平岡忠次郎君

荒木萬壽夫君 內田 常雄君

奥村又十郎君 鳩田 宗一君

毛利 松平君 山村庄之助君

山本 勝市君 春日 一幸君

久保田鶴松君 田万 廣文君

廣瀬 勝邦君 横山 利秋君

古川 文吉君 細田 義安君

毛利 松平君 山村庄之助君

山本 勝市君 春日 一幸君

久保田鶴松君 田万 廣文君

廣瀬 勝邦君 横山 利秋君

大蔵大臣 佐藤 栄作君

大蔵事務官 原 純夫君

大蔵政務次官 山中 貞則君

大蔵事務官 石原 周夫君

主計局長 正示啓次郎君

大蔵事務官 酒井 俊彦君

大蔵事務官 賀屋 正雄君

大蔵事務官 石田 正君

大蔵事務官 北島 武雄君

大蔵事務官 酒井 俊彦君

大蔵事務官 賀屋 正雄君

大蔵事務官 石田 正君

大蔵事務官 北島 武雄君

委員外の出席者 専門員 技井 光三君

厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一六七号)

国税徴収法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(内閣提出第一五一号)

国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六二号)

塩業整備臨時措置法案(内閣提出第一六三号)

厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一六七号)

法律案(内閣提出第一七〇号)(予)

特別鉛害復旧特別会計法を廃止する法律案(内閣提出第三四号)

昭和二十八年度から昭和三十三年度までの各年度における国債整理基金等の一部を改正する法律案及び予備付

備臨時措置法案、厚生保険特別会計法

年金制度は、官吏の恩給、雇用人の共

に伴う所得税法の特例等に関する法  
律案(内閣提出第一七〇号)(予)  
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

国家公務員共済組合法等の一部を改  
正する法律案(内閣提出第一五一号)

国家公務員等退職手当暫定措置法の  
一部を改正する法律案(内閣提出第一  
五一号)

塩業整備臨時措置法案(内閣提出第  
一六三号)

国税徴収法の施行に伴う関係法律の  
整理等に関する法律案(内閣提出第一  
五一号)

国家公務員等退職手当暫定措置法の  
一部を改正する法律案(内閣提出第一  
五一号)

塩業整備臨時措置法案(内閣提出第  
一六三号)

に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律案(内閣提出第三五号)

漁船再保険特別会計における給与保  
險の再保険事業について生じた損失  
をうめるための一般会計からする繰  
入金に関する法律案(内閣提出第三  
九号)

特定多目的ダム建設工事特別会計法  
の一部を改正する法律案(内閣提出第  
四〇号)

国家公務員共済組合法等の一部を改  
正する法律案(内閣提出第四四号)

日本国とアメリカ合衆国との間の安  
全保障条約第三条に基く行政協定の  
実施に伴う関税法等の臨時特例に関する  
法律の一部を改正する法律案(内閣提出  
第一五六号)

政府より提案理由の説明を求めま  
す。大蔵政務次官山中貞則君。

に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律案(内閣提出第三五号)

て、当分の間長期給付の特例措置を講ずることといたしました。

第三に、この際、現行共済制度に所要の調整を加えることとし、公務上の事由による喪葬年金、遺族年金に対する国庫負担の割合を引き上げること、その他所要の改正を行うこととしております。

最後に、いわゆる非現業の官吏に長期給付を適用する措置は本年十月一日から施行することとし、その他の改正措置は、それぞれその所要の期日から実施することとしております。

次に、國家公務員の退職手当制度を改正する法律案について、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

政府は、今日、いわゆる非正規雇用の問題に対する公務員に対する対応をめぐらして、現在の恩給制度にかゝり、共済組合の長期給付制度を適用することとし、別途所要の法律案を提出して御審議をお願いすることとしているのであります。これが半ば、非現業の恩給公務員に対するものであります。

退職手当の額をいわゆる五現業職員等に対する退職手当の額と同一の水準に改訂することとして、(この)法律案を提出した次第であります。

まず、この法律案は、現在五現業職員等に対しのみ特例として適用されおり、ます退職手当に關する措置を、すべての国家公務員及び三公社職員に對して適用しようとするものであります。すなわち、退職事由の分類及びこれに応する支給額の算定基準を五現業職員等と同様に改訂することとしておられます。これにより、平均的に見ても、

退職手当額は約二五%の引き上げとなるのであります。ただし、三公社職員につきましては、公共企業体職員等共済組合法の規定による長期給付と国家公務員共済組合法の規定による長期給付との間に、その算定方法の差異があることを考慮しまして、退職手当の支給額につき所要の調整を加えることと

いたしております。  
なお、以上の改正に伴い、現行法の暫定措置法たる建前を改め、法律の題名を国家公務員等退職手当法に改める  
ことその他所要の改正を行うことといたしております。

最後に、この法律案による改訂後の退職手当は、一般公務員については、共済組合による長期給付の適用開始期日である本年十月一日以後の退職者に

対して支給することとし、公共企業体職員については、五現業職員等との権衡を考慮して、本年一月一日以降の退職者に対して支給することとしております。次に、国税徴収法案について申しあげます。

現行國税徵收法は、明治三十年に制定され以来すでに六十余年を経てお  
りますが、その間若干の部分的な改  
正があつたとはいえ、その全般にわ  
たる根本的な改正は行われることな  
く、今日に至つたものであります。一  
つは、本邦の通商事情が急速に變  
化するに伴つて、従来の税制が不適  
切となつてゐる点が挙げられます。

が、われわれの身を守り、日本を守るために、制定当時に比べて著しい改革を遂げております。法律制度自体も大きく変わっております。さらに、戦後税制改正に伴い、租税体系そのものに大きな変化が現われており、また戦前に比べて滞納が増加しているなど、国税徴収法が現在の実情に沿わない面が次第に顕著となり、その全面的な改正が從前から強く要望されていました。

政府におきましては、昭和三十年以来三年にわたり、公法、私法の学

一〇

の国税徴収法を顧みますと、そこからぬ問題点が見出されるわけります。

第二は、先取特権または留置権と租税との関係であります。これらにつきましては、従来租税の徵収に際して与

の保護が加えられていないかたの  
あります。私が法秩序尊重の見地  
から、抵当権等との権衡も考慮して、  
それぞれの地位に応じた適当な保護を

える」といたしております。  
第三は、滞納処分手続における第一  
者の権利の保護であります。抵当権  
の他第三者の権利のある財産の差し押  
えは、原則として、他に差し押える  
ことができる財産のない場合に限つてと  
うといふ制度上の制約を設けること

に、やむを得ず第三者が占有する業者の動産を差し押えるときも、従来よう直ちに差し押えることなく、の第三者に引き渡し命令を発した後

うこととし、さらに、現行制度のよ  
に、ほとんど無制限に第三者が占有  
する財産を捜索できるといふ制度を改め  
滞納者の親族等が占有する場合等特  
の場合を除き、その第三者の承諾が  
ければ捜索を行うことができないこ

法によつては、の三者の権利を害しないような措置をとる等、滑らかに並んであるべきことにしておられます。次に徴税制度の合理化をはかるための制度の改正について申し上げます。まず第一に、納稅者の実情に応じて、徴収と手続とも、私貴重の強制執行

は見られない徴収の猶予の制度、すなわち、徴収猶予、滞納処分の執行猶予の制度を拡充することにいたしております。すなわち、災害や疾病等の理由で税金を納めることができ困難な場合に認められる徴収猶予の制度は、従来一間に限つて行われていたのであります  
が、事情によつては二年まで延長で

ることとしております。また、滞納処分の執行猶予の制度につきましては、これを換価処分の猶予と名称を改めるとともに、大幅に要件を緩和し、從来事実上の猶予なし納付誓約として行政的処理されておりましたものについても、原則として、すべてこの換価処分の猶予を適用することとし、納税者の権利の保護をはかったわけあります。なお、滞納処分を執行することにより納税者の生活を著しく窮屈した状態に陥らせるおそれがある場合にとられる滞納処分の執行停止の制度は、現行通り存続させることとしております。

第二に、差し押え禁止財産につきましては、一般的に制度の合理化、近代化をはかることいたしております。

特に給料の差し押さえに関しましては、従来、金額の多少を問わず、一律に七

五%が差し押さえ禁止とされておりましたものを改めて、給料の額に応じた差し押さえ禁止の額を定めることとし、いわゆる最低生活費的な金額は、全額差し押さえ禁止とすることにより、高額所得者には厳しく、低額所得者には緩にならうとしているわけあります。さ

らに、原材料、仕掛品につきましては、他に納税者が差し押さえできる財産を提供する限り、差し押さえができるない

こととし、企業活動の遂行にできる限り支障を与えないよう配意いたしております。

徴税制度の合理化の第三は、譲渡担保または仮登記によって担保される債権と租税との調整であります。すなわち、前に述べましたように、抵当権等

優先徴収権を制限する反面におきまし

て、経済的実質においてそれらと同一の性質を有する譲渡担保によつて担保される債権につきまして、これらの

とともに、大幅に要件を緩和し、從来事実上の猶予なし納付誓約として行

政的処理されておりましたものについても、原則として、すべてこの換価

処分の猶予を適用することとし、納税者の権利の保護をはかったわけあります。

第三に、担保権付財産の譲渡と租税の

設定といたしまして、抵当権等が設定された財産が譲渡されたときは、

抵当権者等は、譲受人の租税の存在を予測できなかつたわけでありますか

ら、その譲受人の租税は、常に抵当権

等に劣後することとする反面、財産の譲渡による租税の回避を防止し、か

つ、その公平をはかるため、租税に劣

後していた抵当権等が財産の譲渡とい

う偶發的なことにより利益を受ける部

分については、抵当権者等から譲渡人

の租税を徴収することができる措置を講ずることとしております。

第五に、法人の形態を利用して租税の徴収を免れる場合等第三者の地位を

利用する租税徴収の回避に対処するた

め、従前から同族会社、財産譲受人等

に対し行われていた第二次納税義務

制度を整備合理化するとともに、実質

課税が行われた場合等にもこの制度を拡充することといたしております。

第六に、査察が行われた場合におい

て、従来租税が確定する前に財産が散

保または仮登記によって担保される債

権と租税との調整であります。すなわち、前に述べましたように、抵当権等

優先徴収権を制限する反面におきまし

て、經濟的実質においてそれらと同一の性質を有する譲渡担保によつて担保

される債権につきまして、これらの

とともに、大幅に要件を緩和し、從来

事実上の猶予なし納付誓約として行

政的処理されておりましたものにつ

いても、原則として、すべてこの換価

処分の猶予を適用することとし、納税

者の権利の保護をはかったわけあります。

第四に、担保権付財産の譲渡と租税の

設定といたしまして、抵当権等が

設定された財産が譲渡されたときは、

抵当権者等は、譲受人の租税の存在を

予測できなかつたわけでありますか

ら、その譲受人の租税は、常に抵当権

等に劣後することとする反面、財産の

譲渡による租税の回避を防止し、か

つ、その公平をはかるため、租税に劣

後していた抵当権等が財産の譲渡とい

う偶發的なことにより利益を受ける部

分については、抵当権者等から譲渡人

の租税を徴収することができる措置を

講ずることとしております。

第五に、法人の形態を利用して租税の

徴収を免れる場合等第三者の地位を

利用する租税徴収の回避に対処するた

め、従前から同族会社、財産譲受人等

に対し行われていた第二次納税義務

制度を整備合理化するとともに、実質

課税が行われた場合等にもこの制度を

拡充することといたしております。

第六に、査察が行われた場合におい

て、従来租税が確定する前に財産が散

保または仮登記によって担保される債

権と租税との調整であります。すなわち、前に述べましたように、抵当権等

優先徴収権を制限する反面におきまし

て、經濟的実質においてそれらと同一の性質を有する譲渡担保によつて担保

される債権につきまして、これらの

とともに、大幅に要件を緩和し、從来

事実上の猶予なし納付誓約として行

政的処理されておりましたものにつ

いても、原則として、すべてこの換価

処分の猶予を適用することとし、納税

者の権利の保護をはかったわけあります。

第五に、担保権付財産の譲渡と租税の

設定といたしまして、抵当権等が

設定された財産が譲渡されたときは、

抵当権者等は、譲受人の租税の存在を

予測できなかつたわけでありますか

ら、その譲受人の租税は、常に抵当権

等に劣後することとする反面、財産の

譲渡による租税の回避を防止し、か

つ、その公平をはかるため、租税に劣

後していた抵当権等が財産の譲渡とい

う偶發的なことにより利益を受ける部

分については、抵当権者等から譲渡人

の租税を徴収することができる措置を

講ずることとしております。

第六に、法人の形態を利用して租税の

徴収を免れる場合等第三者の地位を

利用する租税徴収の回避に対処するた

め、従前から同族会社、財産譲受人等

に対し行われていた第二次納税義務

制度を整備合理化するとともに、実質

課税が行われた場合等にもこの制度を

拡充することといたしております。

第七に、査察が行われた場合におい

て、従来租税が確定する前に財産が散

保または仮登記によって担保される債

権と租税との調整であります。すなわち、前に述べましたように、抵当権等

優先徴収権を制限する反面におきまし

て、經濟的実質においてそれらと同一の性質を有する譲渡担保によつて担保

される債権につきまして、これらの

とともに、大幅に要件を緩和し、從来

事実上の猶予なし納付誓約として行

政的処理されておりましたものにつ

いても、原則として、すべてこの換価

処分の猶予を適用することとし、納税

者の権利の保護をはかったわけあります。

第八に、担保権付財産の譲渡と租税の

設定といたしまして、抵当権等が

設定された財産が譲渡されたときは、

抵当権者等は、譲受人の租税の存在を

予測できなかつたわけでありますか

ら、その譲受人の租税は、常に抵当権

等に劣後することとする反面、財産の

譲渡による租税の回避を防止し、か

つ、その公平をはかるため、租税に劣

後していた抵当権等が財産の譲渡とい

う偶發的なことにより利益を受ける部

分については、抵当権者等から譲渡人

の租税を徴収することができる措置を

講ずることとしております。

第九に、法人の形態を利用して租税の

徴収を免れる場合等第三者の地位を

利用する租税徴収の回避に対処するた

め、従前から同族会社、財産譲受人等

に対し行われていた第二次納税義務

制度を整備合理化するとともに、実質

課税が行われた場合等にもこの制度を

拡充することといたしております。

第十に、査察が行われた場合におい

て、従来租税が確定する前に財産が散

保または仮登記によって担保される債

権と租税との調整であります。すなわち、前に述べましたように、抵当権等

優先徴収権を制限する反面におきまし

て、經濟的実質においてそれらと同一の性質を有する譲渡担保によつて担保

される債権につきまして、これらの

とともに、大幅に要件を緩和し、從来

事実上の猶予なし納付誓約として行

政的処理されておりましたものにつ

いても、原則として、すべてこの換価

処分の猶予を適用することとし、納税

者の権利の保護をはかったわけあります。

第十一に、法人の形態を利用して租税の

徴収を免れる場合等第三者の地位を

利用する租税徴収の回避に対処するた

め、従前から同族会社、財産譲受人等

に対し行われていた第二次納税義務

制度を整備合理化するとともに、実質

課税が行われた場合等にもこの制度を

拡充することといたしております。

第十二に、査察が行われた場合におい

て、従来租税が確定する前に財産が散

保または仮登記によって担保される債

権と租税との調整であります。すなわち、前に述べましたように、抵当権等

優先徴収権を制限する反面におきまし

て、經濟的実質においてそれらと同一の性質を有する譲渡担保によつて担保

される債権につきまして、これらの

とともに、大幅に要件を緩和し、從来

事実上の猶予なし納付誓約として行

政的処理されておりましたものにつ

いても、原則として、すべてこの換価

処分の猶予を適用することとし、納税

者の権利の保護をはかったわけあります。

第十三に、法人の形態を利用して租税の

徴収を免れる場合等第三者の地位を

利用する租税徴収の回避に対処するた

め、従前から同族会社、財産譲受人等

に対し行われていた第二次納税義務

制度を整備合理化するとともに、実質

課税が行われた場合等にもこの制度を

拡充することといたしております。

第十四に、査察が行われた場合におい

て、従来租税が確定する前に財産が散

保または仮登記によって担保される債

権と租税との調整であります。すなわち、前に述べましたように、抵当権等

優先徴収権を制限する反面におきまし

て、經濟的実質においてそれらと同一の性質を有する譲渡担保によつて担保

される債権につきまして、これらの

とともに、大幅に要件を緩和し、從来

事実上の猶予なし納付誓約として行

政的処理されておりましたものにつ

いても、原則として、すべてこの換価

処分の猶予を適用することとし、納税

者の権利の保護をはかったわけあります。

第十五に、法人の形態を利用して租税の

徴収を免れる場合等第三者の地位を

利用する租税徴収の回避に対処するた

め、従前から同族会社、財産譲受人等

に対し行われていた第二次納税義務

制度を整備合理化するとともに、実質

課税が行われた場合等にもこの制度を

拡充することといたしております。

第十六に、査察が行われた場合におい

て、従来租税が確定する前に財産が散

保または仮登記によって担保される債

権と租税との調整であります。すなわち、前に述べましたように、抵当権等

優先徴収権を制限する反面におきまし

て、經濟的実質においてそれらと同一の性質を有する譲渡担保によつて担保

される債権につきまして、これらの

とともに、大幅に要件を緩和し、從来

事実上の猶予なし納付誓約として行

政的処理されておりましたものにつ

いても、原則として、すべてこの換価

処分の猶予を適用することとし、納税

者の権利の保護をはかったわけあります。

第十七に、法人の形態を利用して租税の

徴収を免れる場合等第三者の地位を

利用する租税徴収の回避に対処するた

め、従前から同族会社、財産譲受人等

に対し行われていた第二次納税義務

制度を整備合理化するとともに、実質

課税が行われた場合等にもこの制度を

拡充することといたしております。

第十八に、法人の形態を利用して租税の

徴収を免れる場合等第三者の地位を

利用する租税徴収の回避に対処するた

め、従前から同族会社、財産譲受人等

に対し行われていた第二次納税義務

制度を整備合理化するとともに、実質

課税が行われた場合等にもこの制度を

拡充することといたしております。

第十九に、法人の形態を利用して租税の

徴収を免れる場合等第三者の地位を

利用する租税徴収の回避に対処するた

め、従前から同族会社、財産譲受人等

り、塩の製造の許可を取り消すことができることとし、その取り消しを受けた製造者に対しても通常生ずべき損失の補償を行うこととしております。ただし、その補償金の額が塩業整理交付金を交付するものとした場合におけるその交付金の額に満たないときは、その満たない額に相当する金額をこえない範囲内で、塩業整理特別交付金を計算して交付できることとしております。

次に、交付金等の財源の一部に充てるため、残存する塩の製造者は、昭和三十五年度以降四年度にわたり、一定額の納付金を日本専売公社に納付しなければならないこととしております。

また、製造の許可の取り消し等の処分について異議のある者は、日本専売公社の裁決に対する申立てがでることとして、その救済措置を講ずることとしております。

ささらに、廢業者が取得する交付金または製造の取り消しを受けた者が取得する補償金等につきましては、今回の塩業整備の実際に即した課税が行われることとしております。

次に、昭和三十六年一月一日以降引き続き塩の製造を継続しようとする製造者は、別途定める基準収納価格のもとにおいて健全な経営ができることを目標として事業合理化計画書を作成し、これを日本専売公社に提出しなければならないこととしております。

なお、日本専売公社の裁決の諮詢機関として臨時塩業整備審議会を設置し、製造の許可の取り消しの対象とすべき製造者の選定、補償金額等塩業整備に関する重要な事項を調査審議させております。

次に、厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律案につきまして、御説明申し上げます。

政府は、第二十二回国会において、政

府管掌健康保険の給付費の異常に増高

等に伴う支払い財源の不足を埋めるた

め、昭和三十年度以後七ヵ年度間、毎

年度、一般会計から十億円を限度とし

て厚生保険特別会計の健康勘定へ繰り入れることができます。その後、諸般の情勢にかんがみ、昭和三十一年度以降昭和三十一

年度まで毎年度法的措置を講じ、こ

の一般会計からの繰り入れを昭和三十

四年度以後に繰り延べたのであります

が、今回、昭和三十四年度におきまし

ても、別に借入金によりこれを処理す

ることとしていたしましたことに伴い、一

般会計からの繰り入れを、さらに昭和

三十五年度以後に繰り延べることと

しようとするものであります。

次に、船員保険特別会計法の一部改

正について御説明申し上げます。

船員保険において、療養給付等の部門に

おける給付費の異常な増高等に伴い、

その財源の一部に充てるため、昭和三十

年度以後六ヵ年度間、毎年度、一般

会計から二千五百万円を限度として船

員保険特別会計へ繰り入れることと

します。

○早川委員長 次に、税制に関する

件、金融に関する件及び外國為替に関する件について調査を進めます。

質疑の通告があります。

○松尾トニ子君

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○早川委員長 それではさように決定いたしました。

居住者の受け取る配当所得に対する課税の税率は原則として二五%であります。

が、今回の条約により、一定の条件に

該当する日本の法人が特定のパキスタンの法人から支払いを受ける配当所

に対する税率は、六・二五%軽減され

ることとなつております。

○早川委員長 第二に、パキスタンの租税の徴収に

避及び脱税の防止のための条約を締結

し、その批准について承認を求めるた

め、別途御審議を願つているのであり

ますが、この条約に規定されている事

件、得税及び法人税に関する二重課税の回

避及び脱税の防止のための条約を締結

し、その批准について承認を求めるた

へんやかましくいわれると困るので、援護射撃になつたようにも思われるわけです。それで、私は、こういう事情において予算を執行するに当つては、その執行する時期においての経済情勢をうするものが一番大切です。その検討をするのが当然ではないかと思いますので、大蔵大臣にこの際上期と下期に分けての経済見通しをお尋ねしたいのをございます。

○佐藤國務大臣 三十四年度の経済見通しにつきましては、今まで財政演説その他の機会にたびたび説明いたしておありますので、なるべく重複を避ける意味で簡潔に申し上げてみたいと思います。

御承知のように、三十三年度、ことに昨年は大へん苦しい思いをいたして参つたと思います。昨年の経済のあり

方についてはいろいろの批判がありま

す。政府自体は、三十三年度予算編成

当时に一応想定したような経済の推移

をたどつてゐるんだから、この今まで

しばらくごんばう願いたいといふこと

とでがんばつて参りましたが、一部に

おいては、なかなか長期にわたる停滞

状況だから、苦しいから何らかの処置

をとれといふ強い要望もあつたのであ

ります。しかし、幸いにいたしまして、

私たちもが見通したように、三十三年度

予算編成当時見通したような情勢に推

移して参りまして、順次いわゆるなべ

底からも大体立ち直ることができる、

こういうようになったのであります。

その一つは、国内経済の面におきまし

ての過去における経済の行き過ぎ等に

ついての自己反省なり、あるいは政策

指導なり、また財界の協力なり、これ

が効果をおさめたことは申すまでもな

いのであります。他面、世界経済の動向といふものもわが国経済の好転に大へん幸いしてきているということが言えると思います。そこで、三十四年度

の予算を編成いたすに当りましては、こ

ただいま御指摘になりましたように、

三十三年度の予算に比べれば、一般予

算においてもまた財政投融資の面におきましても相当増額を見ましたが、こ

れは三十四年度の経済の成長並びにそ

の活動状況に対応する意味の予算を実

は編成したつもりであります。この点

では、いわゆる行き過ぎた、刺激を与

える予算などは私ども考えておりませ

んし、また経済の発展に対してプレー

キをかけるような予算でもないと実は

思つております。いわゆる三十四年度

の経済の成長にマッチした、ふさわ

しい予算、かように実は考えておるの

であります。しかしながら、御指摘に

なりましたように、相当多額な散超に

なるじゃないか、二千四百億に上の散

超になる、また、過去の予算の編成に

際しまして非常な積極的な政策をとつ

た際に、ともすると民間経済界に行わ

れるであろういわゆる過度の膨張とい

うようなものに対する警戒が、この二

千四百億の散超といふうな点からい

る、いろいろ論議されておると思うのであり

ます。この点が、いわゆる御指摘にな

ります。しかし、幸いにいたしまして、

おいては、なかなか長期にわたる停滞

状況だから、苦しいから何らかの処置

をとれといふ強い要望もあつたのであ

ります。しかし、幸いにして経済

界がまだある、その警戒的な気がま

えがいわゆる過熱論といふ形において

論争が展開されておる、こういう意味

で、むしろ私どもは、自主的な立場に

ある財界そのものにおいて過熱論が出

ておることは、これは十分警戒気味で

あるという意味において、むしろ歓迎

できると思います。そこで、三十四年度

の予算を編成いたすに当りましては、

ただいま御指摘になりましたように、

三十三年度の予算に比べれば、一般予

算においてもまた財政投融資の面におきましても相当増額を見ましたが、こ

れは三十四年度の経済の成長並びにそ

の活動状況に対応する意味の予算を実

は編成したつもりであります。この点

では、いわゆる行き過ぎた、刺激を与

える予算などは私ども考えておりませ

んし、また経済の発展に対してプレー

キをかけるような予算でもないと実は

思つております。いわゆる三十四年度

の経済の成長にマッチした、ふさわ

しい予算、かように実は考えておるの

であります。しかし、幸いにいたしまして、

おいては、なかなか長期にわたる停滞

状況だから、苦しいから何らかの処置

をとれといふ強い要望もあつたのであ

ります。しかし、幸いにして経済

界がまだある、その警戒的な気がま

えがいわゆる過熱論といふ形において

論争が展開されておる、こういう意味

で、むしろ私どもは、自主的な立場に

ある財界そのものにおいて過熱論が出

ておることは、これは十分警戒気味で

あるという意味において、むしろ歓迎

できると思います。そこで、三十四年度

の予算を編成いたすに当りましては、

ただいま御指摘になりましたように、

三十三年度の予算に比べれば、一般予

算においてもまた財政投融資の面におきましても相当増額を見ましたが、こ

れは三十四年度の経済の成長並びにそ

の活動状況に対応する意味の予算を実

は編成したつもりであります。この点

では、いわゆる行き過ぎた、刺激を与

える予算などは私ども考えておりませ

んし、また経済の発展に対してプレー

キをかけるような予算でもないと実は

思つております。いわゆる三十四年度

の経済の成長にマッチした、ふさわ

しい予算、かのように実は考えておるの

であります。しかし、幸いにいたしまして、

おいては、なかなか長期にわたる停滞

状況だから、苦しいから何らかの処置

をとれといふ強い要望もあつたのであ

ります。しかし、幸いにして経済

界がまだある、その警戒的な気がま

えがいわゆる過熱論といふ形において

論争が展開されておる、こういう意味

で、むしろ私どもは、自主的な立場に

ある財界そのものにおいて過熱論が出

ておることは、これは十分警戒気味で

あるという意味において、むしろ歓迎

できると思います。そこで、三十四年度

の予算を編成いたすに当りましては、

ただいま御指摘になりましたように、

三十三年度の予算に比べれば、一般予

算においてもまた財政投融資の面におきましても相当増額を見ましたが、こ

れは三十四年度の経済の成長並びにそ

の活動状況に対応する意味の予算を実

は編成したつもりであります。この点

では、いわゆる行き過ぎた、刺激を与

える予算などは私ども考えておりませ

んし、また経済の発展に対してプレー

キをかけるような予算でもないと実は

思つております。いわゆる三十四年度

の経済の成長にマッチした、ふさわ

しい予算、かのように実は考えておるの

であります。しかし、幸いにいたしまして、

おいては、なかなか長期にわたる停滞

状況だから、苦しいから何らかの処置

をとれといふ強い要望もあつたのであ

ります。しかし、幸いにして経済

界がまだある、その警戒的な気がま

えがいわゆる過熱論といふ形において

論争が展開されておる、こういう意味

で、むしろ私どもは、自主的な立場に

ある財界そのものにおいて過熱論が出

ておることは、これは十分警戒気味で

あるという意味において、むしろ歓迎

できると思います。そこで、三十四年度

の予算を編成いたすに当りましては、

ただいま御指摘になりましたように、

三十三年度の予算に比べれば、一般予

算においてもまた財政投融資の面におきましても相当増額を見ましたが、こ

れは三十四年度の経済の成長並びにそ

の活動状況に対応する意味の予算を実

は編成したつもりであります。この点

では、いわゆる行き過ぎた、刺激を与

える予算などは私ども考えておりませ

んし、また経済の発展に対してプレー

キをかけるような予算でもないと実は

思つております。いわゆる三十四年度

の経済の成長にマッチした、ふさわ

しい予算、かのように実は考えておるの

であります。しかし、幸いにいたしまして、

おいては、なかなか長期にわたる停滞

状況だから、苦しいから何らかの処置

をとれといふ強い要望もあつたのであ

ります。しかし、幸いにして経済

界がまだある、その警戒的な気がま

えがいわゆる過熱論といふ形において

論争が展開されておる、こういう意味

で、むしろ私どもは、自主的な立場に

ある財界そのものにおいて過熱論が出

ておることは、これは十分警戒気味で

あるという意味において、むしろ歓迎

できると思います。そこで、三十四年度

の予算を編成いたすに当りましては、

ただいま御指摘になりましたように、

三十三年度の予算に比べれば、一般予

算においてもまた財政投融資の面におきましても相当増額を見ましたが、こ

れは三十四年度の経済の成長並びにそ

の活動状況に対応する意味の予算を実

は編成したつもりであります。この点

では、いわゆる行き過ぎた、刺激を与

える予算などは私ども考えておりませ

んし、また経済の発展に対してプレー

キをかけるような予算でもないと実は

思つております。いわゆる三十四年度

の経済の成長にマッチした、ふさわ

しい予算、かのように実は考えておるの

であります。しかし、幸いにいたしまして、

おいては、なかなか長期にわたる停滞

状況だから、苦しいから何らかの処置

をとれといふ強い要望もあつたのであ

ります。しかし、幸いにして経済

界がまだある、その警戒的な気がま

えがいわゆる過熱論といふ形において

論争が展開されておる、こういう意味

で、むしろ私どもは、自主的な立場に

ある財界そのものにおいて過熱論が出

ておることは、これは十分警戒気味で

あるという意味において、むしろ歓迎

できると思います。そこで、三十四年度

の予算を編成いたすに当りましては、

ただいま御指摘になりましたように、

三十三年度の予算に比べれば、一般予

算においてもまた財政投融資の面におきましても相当増額を見ましたが、こ

れは三十四年度の経済の成長並びにそ

の活動状況に対応する意味の予算を実

は編成したつもりであります。この点

では、いわゆる行き過ぎた、刺激を与

える予算などは私ども考えておりませ

んし、また経済の発展に対してプレー

キをかけるような予算でもないと実は

思つております。いわゆる三十四年度

の経済の成長にマッチした、ふさわ

しい予算、かのように実は考えておるの

であります。しかし、幸いにいたしまして、

おいては、なかなか長期にわたる停滞

状況だから、苦しいから何らかの処置

をとれといふ強い要望もあつたのであ

ります。しかし、幸いにして経済

界がまだある、その警戒的な気がま

えがいわゆる過熱論といふ形において

論争が展開されておる、こういう意味

で、むしろ私どもは、自主的な立場に

ある財界そのものにおいて過熱論が出

ておることは、これは十分警戒気味で

あるという意味において、むしろ歓迎

できると思います。そこで、三十四年度

の予算を編成いたすに当りましては、

ただいま御指摘になりましたように、

三十三年度の予算に比べれば、一般予

算においてもまた財政投融資の面におきましても相当増額を見ましたが、こ

れは三十四年度の経済の成長並びにそ

の活動状況に対応する意味の予算を実

は編成したつもりであります。この点

では、いわゆる行き過ぎた、刺激を与

える予算などは私ども考えておりませ

んし、また経済の発展に対してプレー

キをかけるような予算でもないと実は

思つております。いわゆる三十四年度

の経済の成長にマッチした、ふさわ

しい予算、かのように実は考えておるの

のかあつたのではないかといふふうに思われるのです。ところで、この八百八十八億なる民間融資の活用でも、従来から見ますと必ずしも十分に活用ができるおらない、というのが、過去の実例でござります。私に言わしめますと、開発銀行とか長期信用銀行等を通じて、民間に流れる大きな企業、これらに向いましては市中銀行でも協調融資ということを大いにやつていると、いうことを聞いております。従いまして、私は、これらを三十四年度こそは財政と金融の組合せをうまくするという意味からも、銀行に向つて健全な長期社債、公社債なんかを持たせる方がいいんじゃないか、こういう考え方を持つっているわけなんですが、この点について一つ御意見を伺いたい。

の通り私どもも十分注意しなければなりません。ことに、ことしは参議院の選挙が行われる。そういうような意味で、選挙が行われるような際にはとかくおくれがちであります。三十三年度の予算なども、衆議院選挙がそういう意味では少し事務的な停滞を来たしたかと思ひます。ことしはそういうことのないように特に注意をいたさつもりであります。ことに予算是一年の予算を作りますけれども、実施計画につきましては、これを四半期ごとに分けて計画を立てていろいろことで、事業に非常な厚薄のないよう工夫するつもりでございます。ことに金融の情勢なり経済の情勢等において伸び縮みの可能な予算の実行に当つたりでございますから、その点は、今回は、事前に注意をいたしておりますだけに、あまり御迷惑をかけないで済むのではないかと思つております。ただいま、そういう意味で、財投の地ならしといふよくな意味から、国庫金の市中預託制度を活用したらどうか、こういうような話をございますが、財政投融資の面においても、一般会計において、ただいま申すように、公共事業費その他事業に繁縝のないよう注意するつもりでおりますが、財政投融資の面においても同様でございまして、事業が非常にひまになつたり忙しくなつたりします。この意味からだけではございませんが、国庫金の預託制度の運用といふ問題は、これは全然別個の問題とて考えていくべき問題だ、かように考

融資計画の実行に当りまして、御指摘のような点に万遍漏なきを期しておる次第でございます。

次に、財政投融資の面で、民間資金の協力八百八十八億のお話がございました。これは、もうすでに松尾さんが御指摘になりますように、どういふことをきめたといえは、政府は相談したと言つだらうとおっしゃいますが、その通り実は十分相談をいたしたのであります。しかし、ただ相談しただけでは済まないし、ことに入百八十億といふ額もふえております。ふえておりますから、そういう意味でお尋ねになつたことだと思います。この八百八十億の中身並びにこれを相談いたしました場合の経過等は、政府委員から詳細に説明させたいと思います。御了承いただけます。

○正示政府委員 数字のことなどさいますから、私から御説明いたしますが、八百八十億は、大きなところから申し上げますと、国有鉄道が二百四十五億、電電二十五億、道路公団六十五億、住宅公団三十億、北海道東北開発公庫六十億、東北開発公社二十五億、国際航空二十三億、公営企業金融公庫一百五十億、全部で八百八十八億、なれから、そのほかに、住宅公団が百七十億、これは借入金でございます。地方債百五十億、全部で八百八十八億、なが、これらの機関におきまする資金

金融をコンバインしたわけでございまして、財政資金と民間資金の組合せを計画いたしました。それから、この消化の可能性がござりますが、これは、先ほど来お話しの如きのように、相当過度になつております。金融情勢にかんがみまして、この程度のものは、過去の実績に照らしまして、消化できるという考え方のもとに計画いたしたわけでございます。

○松尾委員 どうもわかつたよくなわからぬようなあれなんですかけれども、結局財投と民間資金の組み合せをうまくやらないと、大きいところばかりに金が行つて、あとから質問しようと思つております日本経済とか企業の体質改善が中小企業だけ取り残されるという心配をするのですから、お聞きいたしたわけなんです。その体質改善といふ問題はあとに譲りまして、統けて金融のことについてもう少しお尋ねをしたいと思います。

昨年以来ずっと論議的になつておりました公定歩合第三弾が引き下げになつて、三月から実施される。これになつて、その他の金利も全部一厘ないし五厘五毛ですか下げるということになります。言いかえますと、いわゆる標準金利方式を採用されるということをお聞きしておりますけれども、この点について少しお尋ねをいたしたいのです。が、大蔵省としては、大蔵省設置法なんかを見ますと、金融機関に対する十分な権限を持つてゐるはずなんです。どうも、私なんか見ておりますと、大蔵省は税の面などではなかなか強硬におやりになるのに、銀行にはどうしておじきをしているのかと、ちょっとひねくれた考へかもしれないけれども、思われる。こう實際に、金融もだ

百八十八億の具体的な内容をきめた次第であります。問題は、ただいま御指摘になりましたように、金融業者に対する税金利につきましての課税を採用するのかというようなこと、これも税法のそのものに入つてはおりませんが、一歩金融につきましての特殊的な考慮を直していくということをいたしたのであります。これなどは、金融といいますか、経済が正常化してきた今日でございますので、過去における特別措置は、もう少し考え方直していいんじやないか、こういう税本来の建前から、金融機関について特に甘い感じはもちろんございません。しかし、その金融機関の持つ機能というものは、これは十分私どもも尊重もしなければならないのでござりますから、いわゆる角を曲げて牛を殺すようなことをしては相違ない、かように考えております。そこで、ただいま、あるいは市場の育成であるとか、あるいは金利の基本的な問題であるとか、あるいは準備金制度の問題であるとか、基本についての成であったのであります。政府自身が国民生活、経済についての全責任を持つております限り、こ

の金融の問題につきましても、そのあたり方については当然私どもも十分目を光らしていくつもりでございます。そういう意味においての指導なりあるいは監督なりという点におきましては、十分意を用いておるつもりでございます。私どもたびたび申し上げますように、基本的な考え方では、金融を自由にして、そして自主的な協力方法、こういうことで、全産業の育成なり、また国民生活の向上に十分働きを持つようにして、しかも国際金利のあり方に大体標準目標を置いて、その方向に指導していくことなどについては、今後も一そく御指摘のように気をつけて参るつもりでございます。

○松尾委員 そうしますと、ことし三十四年度としては、支払い準備金制度とか、公開市場政策とか、あるいはもつと基本的な金融政策を政府が内示するとか、あるいは話し合うとか、指導するとかいうことはする必要がないわけなんですか。町のいわゆる市中銀行の自主性にまかせてやれば、危険なく三十四年度は通り過ぎる、こういうふうに了解してよろしいですか。

○佐藤国務大臣 問題になつております準備金制度、これはただいま直ちにこれを実施する、こういう考え方ではないということを申しております。しかしながら、用意のできておることは御承知の通りでございます。あるいは資本市場の拡大強化といますが、育成化といいますか、そういう点については随時私ども指導いたしておるのでありますし、長期資金はできるだけ社債によるよう、しかもその社債が公開されるように、あるいはまた資本増加の方法の政策をとるとか、あるいは

また、金利は今回三度目の公定歩合の引き下げをいたしましたが、これをもつて私ども十分だと申しておるわけではないのでありますて、今後的情勢等も十分考えて、これは、必要であれば、いわゆる国際金利水準にさや寄せするよう、あらゆる機会をつかまして参るつもりでござります。

○松尾委員 それはその程度にしまして、もうちょっと進んで、いわゆる公定歩合も下りましたので、預金利子を引き上げをいたしました以前に戻った形ですか、ここで預金利子課税の一周年もの復活もございますので、三ヶ月ものとか六ヶ月もの、あるいは日歩のものをこれと並行してもとに下げるお考えはあるのか、ないのか。

○佐藤国務大臣 この金融のあり方といたしまして、絶えず私ども金融機関に呼びかけておりますところは、経費の節約というようなことを申しております。また適正金利で融資するようにということを申しておりますし、いわゆるいろいろ融資をいたします場合に、条件等から甲乙をあまり生じても困る、こういうような意味で、標準金利というようなことも今度はいわれるようになるわけでございますが、そういう意味の指導は、従前に変らず行なつていくつもりであります。しかし、そういうことにもなるうかと思ひます。しかし、これはいろいろ工夫をするごと、今の經營の面から申しまして、これは非常に基本になる問題でございまが、私どもは、今日の日本の經濟な

り金融のあり方から見まして、なお預金を奨励しなければならないことはよくわかつておると思います。そういう意味で、金融の經營者については、特にその点で工夫をこらしていただきたい。預金金利を下げるだけで、今のようなく融資の金利を下げるような工夫を特に願つておるつもりでございます。従いまして、今回の程度では、預金金利を引き下げる必要はない、またそういうことを許す考へもない、かように御了承いただきたいと思ひます。

○松尾委員 それに対しても私は意見があるのでけれども、与えられた時間が少いですから、またの機会に譲つて、少し進んで、最近非常に問題になつております投資信託のことについて、ちよとお尋ねしたいのです。私も、テレビなんかを見ておりますと、この投資信託が実に貯蓄的な宣伝を相当していらっしゃるのです。こうなると、貯蓄に毎日邁進している銀行家も、自分の分野を非常に荒ざれるようで工合が悪いのではないか、こういう気がするのです。ところで、私が友だちから聞いたのですが、この投資信託の方が銀行と同じように通帳になつておりますと、その通帳に今月は五千円入れた、来月は一万円入れた、こういうふうに逐次預貯金式に積んで行けば、ある時期になると、この債券との証券をお買いになりますとかと、いって引き出していく。こんなような行き過ぎているところもあるやうに聞いておるのです。言わせますと、この投資信託といふものは、時金と違いまして、いわゆる元本の保証がない。むしろこれは投資ですから、利ざやをうんとかせぐというところにあるのじやない

いかと思うのですが、いろいろな点について大臣はどうお考えになるか。同時に、こんなよろくなない激しい投資信託と証券会社の競争によつて、近いうちにいわゆる証券の方は手数料かせぎ、投資の方はしばらく貯蓄機関にこの金を据え置きまして、企業ないしはいろいろなものに活用しつつ、これの配当をするという建前を根拠にいたしまして、これらを一つに分けて經營をすら、指導をするということを聞いておるのですが、その信託と証券会社を二つに分けるという時期が、今相当問題になつてゐるのでありますけれども、いつごろなのですか。これについて一つ御説明を願いたい。

資信託の部門を別にしたらどうか、いろいろお話をございますが、これらの点についてもいろいろ研究はいたしておりますが、ただいま具体化をいたしておりません。ただ普通銀行が扱つております信託業務、この方だけは、はつきり金銭信託の問題を中心にしてのことございますが、普通銀行業務と信託銀行業務は分離すべきだ、これは長い間の主張でもございます。しかしながら、今日なお数行が兼營の状況でございますし、地方銀行の小さいものもそういうのがございます。これなどは適当な機会に指導いたしてはおりますが、これも強制的に政府命令でどうこうというものではございません。証券については、ただいま申しますように、今どうこうするといふまできめておるような状況ではございません。

思って、心配だつたのでお聞きしたのですが、大臣は今は早急にそういうことがないとおっしゃるけれども、私の聞く範囲では相当に準備をしている御様子でござります。

それから、体質改善のことについてお聞きたいのですが、同僚の横山さんから質問の時間が少くなるといつてしからざるといきませんから、別の方面に向つて断片的に聞いていきたいと思いまして。まずは税金の問題です。このところにならぬとして、選挙があるたびに減税々々りまして、選挙があるたびに減税々々といつて相当なやかであります。世論も減税には一も二もなく支持しておられるのです。実際にはなかなか減税そのものも実行されない状態です。理由をいえればいろいろあって、課税対象にならないような層が一番多いからと、いろいろな問題を含んでおりますけれども、こういう実情の中につけて、今度大蔵省が新しく税制調査会といのとお設けになつたそうです。この税制調査会の中では、税の問題についてどういふ点を再検討されるかをお示し願いたい。

○佐藤国務大臣 今回の減税は、御知のように与党の公約減税といふよることでござりますので、非常に急いでこの結論を出したと思います。しかし、税の全体のものを考えておきますと、やはり根本的な問題が幾つもある。そのうちの一、二、三について申し上げてみれば、たとえば企業課税の方、今回も法人事業税、法人税を中心にしての問題がいろいろ論議の種をされておりますが、こういう法人税や人事業税というだけでなしに、いわゆ

問題点も基本的に考慮すべき一つの問題点のように思うのであります。ことに、今後の日本の経済を成長させていくと、いう点を考え、また負担の均衡といふような点を考えて参りますと、企業課税のあり方というものが大きな問題であります。第二の問題といたしましては、いろいろの間接税がございますが、間接税につきましてはそのあり方はやはり十分検討すべきものではない点であります。第三点といたしましては、物品税について減税の案を御審議をいただくことになっておりますが、ひとりそれだけではなく、やはりこれも大きな問題として考へべきことだと思います。第三点といたましても、今まで問題になりますのは地方財源と国の財源、この問題であります。地方自治の制度をめぐりまして非常にむずかしい財政問題にもなつておるのであります。しかしながら、負担をする国民の側から見ますならば、国税であるが、地方税であろうが、負担には変りはないのであります。そういうことを考えて参りますと、國、地方を通じての税制のあり方、税源の分配をも含めて、この税制のあり方といらものを十分検討して参りたい。大体この三つが中心をなす問題だと思います。従いまして、これは非常に基本的な問題でありますので、六ヶ月やそこまでで結論を急いで出すような問題ではありません、各界各層の御意見を十分伺って、権威ある結論を出していくたゞ、こういう考え方でござります。

やつしていくといふと、いかれは国民年金だとか、すし詰めを直すとか、いろいろな問題がありまして減税ができるかどうかといふ問題、あるいは税問題は減税を中心にならないで社会保障を中心にするかといふ議論もござりますけれども、特に減税がますますできるのか。言いかえれば減税を中心に行なうか。それでなくして、再検討を加えた上で――われわれの目から見ると、減税は実際にはできなんじやないかといふ感じがするのです。むしろ社会保障を中心に行なうか。この二つのいずれかを選ぶ結果になるであろうといふ推測と御確信をお聞かせ願いたい。

法、生活の向上方法、それを立てるべきだ、かように思つております。  
○松尾委員 今度は角度を変えまして、わが国では税徴収の面では租税法が、いわゆる税法によつて徴収するものと、政令によつて徴収するものの二つに分れておるという話を聞きます。それで、今までにあまり政令を出し過ぎて、税務署の方ではどれがどうだかわからなくなつてゐる。担当係官の了解によつてこれがいろいろに受け取られ、また、担当係官の言い方、とり方によつては、非常に事実より重い税金を払う、あるいは軽くなるとかいう事実があるので、政令を整理するといふ段階に入つて、第一、第二、第三、第四となつてゐるそ�ですが、この第四次の政令を調整いたしましたときには、ほんとうに眞実の法に基いた徴収ということになる自信がおありなのかどうか。あるいは聞き方がおかしいかもしれません、一つの例をあげますと、今度の物品税の改正につきましても、全部で三十四億のうち、政令で取られるものが十七億円で、あとが、物品税の改正によつて、法律でやられることになつてゐるそ�です。例をあげるとそんなふうであります、第一次の政令整備については非常に的確にやれそなのが、その事情を少しお聞きしたい。

Digitized by srujanika@gmail.com

す。従いまして、ただいま御指摘になりますような政令といふのは、ちよつと私にもわかりかねるのですが、そういうものは非常に少い。手続上の問題その他で政令できめていくことはございましょうが、この点は、ただいま御指摘になりますように、機会あるごとに整備していくべきことだと思います。

それから、汲い者の、かるによつて

〇佐藤國務大臣 政令の問題で一番問題になりますのは、物品税についてかと思いますが、これは皆さんの御意見を十分伺いましたして、かかる上で私どもいろいろな解釈をされて困っておるというのもすいぶん聞くのですが、政令について一つ当局からの御説明を聞きたいのです。

取り上げる。こうひらくやり方になつておりまして、租税検察につきましては、常に検察官と税務官吏との間ににおいて協議会等を開催いたして、連絡を保つております。

いう理論もつけ加えて言いたいのです  
が、この一ヶ月しかない三十三年度を  
新たに組んだ道路五ヵ年計画の初年度  
にしたのは、どうしたわけでこうした  
おかしなことをなすったのか、一つ理  
由を聞かせていただきたい。

いろいろ御議論があると思います。私はこのガソリンを目的税に取り上げた当初の責任者でもございますので、そのときの経過も一応申し上げてみたいと思いますが、各先進国等の事例を見ると、道路整備は、ガソリン税を目的税にして、これを財源の大半に使っておる。あるいは財源以上のガソリン税を取つておるような実情に今日あります。そういうこと

同一の所得についても課税が變るというお話をござりますが、今の税法なり、その税法の手続規定なり、その他を全部通覽いたしまして、少し複雑であること、これがただいま御指摘によるような結果を生じておるのでないかと思います。私自身が自分の所得についての申告も十分できないような状況でございますし、諸先生方においても、みずから所得の申告をなさることは、あるいはなかなか困難であろうかとも思います。そういう場合に、税務署が十分相談に乗ってくれる、こういうことだと、当然控除すべきものについては税務署が控除してくれる。お互いにそういうことを十分知らなかったために、控除しないで申告をいたしますれば、それは結果から見ましてどうしても高いものになるということになります。そこで、税務署員もできるだけ親切に、そういう意味の相談に乗るということが必要だ。最近の税務署員は、こわい税務署員でなくて、やさしい、あたたかい税務署員ということを指導いたしておりますから、十分一つ制度も生かしていただきたい、かようと思つております。

○松尾委員 では、税金のついでに、夕べの朝日新聞の夕刊を見ましたら、脱税取締り強化を愛知法相が言つたそですが、脱税ということについては、確かに、法の建前からいって、悪い者を取り締るのはいいでしようけれども、国税庁がそつちの方面としょつちゅう話し合いをするのですか。それとも、愛知さんが、税金の面について、一つの勘を持って取り締るなんということはできないと思うのですけれども、国税庁の方から何かこういった面に対して通告をしてやるのですか。

○北島政府委員 拙答申し上げます。いわゆる脱税犯は、各税法におきまして罰則が規定されておるわけであります。が、実は、租税の問題につきましては非常に技術的でござりますので、検察官が独自に脱税ありやいなやを捜査することは、非常にむずかしいわけでございます。それで、国税部内におきまして検察官という制度がございまして、検察官が、国税犯則取締法によりまして、そういう租税の違反の取締りをやり、そして検察庁と連絡いたしまして、その中の悪質なものについては告発をして、検察庁はこれを

思うのです。四回もやっておりますし、今回の場合は、従来と違つて、業者ばかりでなしに、自家用を持っておる農家の人がまで、この問題に対しての関心が高まり、非常に憂慮をしておるということを聞いております。ところで、話を一等最初の方に戻しますと、道路整備費の財源等に関する臨時措置法というのが、昭和二十八年の七月、法律七十三号によつて施行され、それによつて道路五カ年計画ができるわけです。それは、言いかえますと、二十九年から三十三年ということになつてゐるのでですが、これを三十二年度だけ打ち切りまして、新たに三十三年から三十七年の五カ年計画として、その理由をもつて今度の揮発油税を上げるということになつたのだと思うのです。ところが、ここにおかしなことに、は、三十三年というのはもう一カ月しかない。にもかかわらず、これをさがのぼつて新たな道路計画の初年度に充てたといふのは、どういう理由なんですか。これはむしろ来年度、三十四年度から数えて五年、こういうふうにすれば、必ずしも揮発油税を上げなくてはならないかであるのではないかといふ感じがするのです。もちろんこれに対して一般財源からもつと出すべきだ

は一兆円、一千億の増額にいたしましたのであります。年度的に見まして、そなたいう意味では、この三十三年度の増額分はきわめて少いことになります。そういうことでございまして、今回のガソリン税の増徴も、その実施は二十四年四月以降でございますから、そこの点は誤解のないように願つておきます。

を考えて参りますと、道路整備の急需要の場合に、他の財源ももちろん必要なことではございますが、最も利益を受けられるという面において、しかもその方では負担力がありと考えられるならば、私は、これに課していくことが最も公正的な方法ぢやないかといふ、基本的な考え方を持っていますのであります。ただ御指摘になりますように、過去において数回もガソリン税の引き上げをしたにかかわらず、今回また大幅のガソリン税の引き上げをする政府の施策がこの意味において十分納得がいかぬぢやないか、この御批判、おしかりは一応ごもっともなようにも考えられます。が、ガソリン税は非常に関係者が常にデリケートな点に思いいたされに及ぼす影響が重大でございますのでは、計画通りのガソリン税の税率は過去においても実施されておらない。非常に複雑で、財源確保において当初の計画が変更されておる、こういうことも実はあります。いろいろ点もお察し下さい。のじやないかと思ひます。私どもは毎回々同じようなことをするこ



の見つくるのが二五%も急にふえたの  
だが、徴稅攻勢をかけるわけではない  
だろうかと、いろいろ確めをいたしま  
したら、絶対にそんなことはないと言  
う。ところが、この全国の検事正を集め  
ておる。これは悪質事犯だといふかも  
しれないけれども、經濟係検事会同で  
最も焦点として脱稅を追及しろと言ら  
れられるよう努められたい。」こう言つ  
ておることは、どういうことである  
か。また、その中に「自己株式を取得  
する等の方法により会社財産を危くす  
る事犯」がある、こう言つておる。こ  
のことは先般問題になつて、事實問題  
として今日あるということについて、  
必ずしもこれを追撃することはいかが  
なものであらうかといふ觀点では大蔵  
省はなかつたか。それを法務省として  
は斷固として追及するということとはい  
かがなものであるか。どういう連絡が  
あるか。もし連絡があるとするなら  
ば、あなた方は、本委員会で言つてい  
ることと全くうらはらな考え方をもつ  
て、本年度の徴稅攻勢を口と裏とは  
別々にやううという腹があるのではな  
いか、こういう点を私は憂慮する。小  
委員会でも議論があつたわけでありま  
すが、青色の取り消しがどんどん行わ  
れておる。更正決定が理由付記がなさ  
れないままに行われて、裁判では負け  
ておる。こういう本委員会で言つてい  
ることと、実際に国税庁が起した裁判  
での争いと、法務省がやつておること  
とは、全く違うのではないか。だから  
こそ、私どもは、今日の予算の徴稅の  
問題に大きな疑惑を持つておる。ま  
ず焦点として、法務大臣がきのう訓示

○佐藤國務大臣

○佐藤國務大臣 きのう新聞に出でおりまして、私もびっくりしたのでござりますが、もちろん、法務大臣の訓示あるいは注意は、事前に私の方には連絡がございません。それだけはつきり申し上げます。問題は、私法務大臣の立場で一応考えてみますと、やはり法を守るといいますか、順法的な行政といいますか、法律そのものに非常に忠実であるということを特に要請している、その現われだらうと思います。この税の問題につきましては、私は、最近は税務当局に対しまして徴税を強化するような指導は一切いたしておりません。それよりも、国民の協力といふことを実は心から願つております。最近の徴税状況が非常に改善されたといふのは、一に国民の協力の結果、そのためものだと思います。あるいは税務署の職員の、先ほど来しばしば申し上げるように、懇切な、また親しまれるあたたかい税務官吏としての協力ということも、おそらく大いに申すような徴税成績を上げているゆえんでもあります。そこであらうかと思うのであります。そこで、問題は、一面において税の負担を軽減しろという問題がございますが、他面において、非常に法規に忠実であり、その責任を果しておられる方々と、また一面、法網をくぐるとか、いわゆる違法な行為をするということでお不当の利益を得る、こういう者に対しての社会的批判のきびしいことは、これはもう私が申し上げるまでもないことだと思います。政府自身はもちろん國民負担の軽減という大局的立場に立って減税等もいたしますが、法律が

十分守られないといふと、そりで一面において、非常に厳守される人と厳守しない者と、その間の不公平など考えて参りますと、その意味において法を守る、権威を守る、こういうことは、やはりつぱに法を順守して納税しておられる方々に対しましても、こういう点は見のがしてはならぬという気がいたすのでござります。ただ、誤解を受けては困りますのは、大蔵当局、税務当局が、そういう人たちを見のがさないという意味において、りつぱに納めておられる方にまで迷惑をかけるような調査なりあるいは取調べなどをすら、こういうことはもちろんする考え方ございません。しかし、出て参りましたところのいわゆる脱税行為といふものについて、これが厳正であるべきことは、税の問題でありますだけに、もちろんどれでも脱法行為は見のがしては相ならぬと思いますが、これはやはり厳正な考え方で臨むのが当然だと思います。たまいま御指摘になりました脱税云々ということは、そういう意味で、事前には連絡がございませんが、その気持は私どもにもわからぬことはない。だから、この点は国税庁長官にもよくまた言つておくつもりでございますが、たまいま横山さんの御指摘になりましたのも、脱税者を見のがせという意味ではないだろ。こういうことを指摘することによって、いわゆる徴税を強化し、そして無辜な人にまで非常に煩瑣なまた迷惑をかけるのじやないか、こういう点は大へんだぞという御注意だらうと思いますので、この点はよく伺つておきたいと思ひます。

○松山委員

いて、ある程度、慣行とまでは申しませんが、これは、戦後の経済界において、ある程度、慣行とまでは申しますが、これは、戦後の経済界において、ある程度、慣行とまでは申しませんが、慣行的なものができるほどルーズに扱われていたように思いました。今日の経済状況から申せば、今後これを指導して、そして正常化していく方向、これは努めなければならないことだと思います。今の法律を守るということについて、またその法律自身が実情に即しないなら、やはり法律は改正していくべきだ、かように私ども考えております。

ましょうか、そうだといなしましたならば、これは大蔵大臣として専務を民營にするという腹が今おありになるのかどうか、この点がまず基本的に伺いたい一つです。

それから、同じような問題で、みつまた需給協議会を今回は廃止するとなおっしゃる。これは明らかに本委員会との約束に反するわけです。過般、本委員会は、百円硬貨の問題に因違いたしまして、全国のミツマタ生産者の言い分を聞き、あなたの方と相談をした結果、ミツマタ生産者代表及び学識経験者をもってみつまた需給協議会を設け、毎年度の同納ミツマタの数量及び価格の決定に關し協議を行ふ。これによつてミツマタの諸君は了承し納得したもので、今これを廢止するということは、天下に対する公約に反するものではないか。これが第二番目の質問であります。

第三番目の質問は、保険審議会を置かれるといらう。保険審議会を置いて、一体何をするつもりでありますようか。しかも、これは、税制や金融や専売と比べますと、期限を付してないのです。期限を付してない保険審議会を置いて、一体何をされようとするのであらうか。どうも大臣は今うしろを向いて何をするのだといらう顔をしていらっしゃるが、大臣自身も御存じないようであります。税制審議会や金融審議会、専売制度調査会の方向なり是非については論じられるけれども、保険審議会を置いて一体保険行政の一元化でもなさるつもりであるか、あるいは民営から官営の保険全部をここで統合なさるつもりであるか。それなら、大蔵省の設置法の一部としてこれをや

ということに、ずいぶん隠された野望があるのではないか、こういう点について私は疑惑を持つわけあります。以上について一つ簡明率直に御答弁願いたい。

○佐藤國務大臣 三審議会についてお尋ねでございますが、第一は、専売についての専売審議会、これは、私ただいま専売をやめて民営に移すという考え方、そういう結論を持つた。そこいう前提でこの審議会を作る考え方はございません。しかし、いろいろの答申を得ておる事柄もありますので、その答申の線についてもいろいろ調査を進めていきたいというのが、この審議会の骨子でございます。

第二のみつまた需給協議会の問題で

ございますが、これももちろん各方面から私ども最近いろいろお話を伺つておりまして、実情もよく認識いたしましたのであります。いろいろ調べてみますと、まだ需給協議会を廢止するといふことの決定はいたしておらぬ行政審議会の建前から、皆さん方から御注意もいたしておりますように、各種審議会は法律によるか、そうでないよどでございます。これは、いわゆる行政審議会の建前から、皆さん方から御注意もいたしておるようになります。つまり、実情もよく認識いたしましたのであります。

第三のみつまた需給協議会の問題で

ござりますが、これももちろん各方面から私ども最近いろいろお話を伺つておりまして、実情もよく認識いたしましたのであります。いろいろ調べてみますと、まだ需給協議会を廢止するといふことの決定はいたしておらぬ行政審議会の建前から、皆さん方から御注意もいたしておるようになります。つまり、実情もよく認識いたしましたのであります。

第四のみつまた需給協議会の問題で

ござりますが、これももちろん各方面から私ども最近いろいろお話を伺つておりまして、実情もよく認識いたしましたのであります。

第五のみつまた需給協議会の問題で

ござりますが、これももちろん各方面から私ども最近いろいろお話を伺つておりまして、実情もよく認識いたしましたのであります。

第六のみつまた需給協議会の問題で

ござりますが、これももちろん各方面から私ども最近いろいろお話を伺つておりまして、実情もよく認識いたしましたのであります。

第七のみつまた需給協議会の問題で

ござりますが、これももちろん各方面から私ども最近いろいろお話を伺つておりまして、実情もよく認識いたしましたのであります。

第八のみつまた需給協議会の問題で

ござりますが、これももちろん各方面から私ども最近いろいろお話を伺つておりまして、実情もよく認識いたしましたのであります。

第九のみつまた需給協議会の問題で

ござりますが、これももちろん各方面から私ども最近いろいろお話を伺つておりまして、実情もよく認識いたしましたのであります。

第十のみつまた需給協議会の問題で

ござりますが、これももちろん各方面から私ども最近いろいろお話を伺つておりまして、実情もよく認識いたしましたのであります。

第十一のみつまた需給協議会の問題で

ござりますが、これももちろん各方面から私ども最近いろいろお話を伺つておりまして、実情もよく認識いたしましたのであります。

第十二のみつまた需給協議会の問題で

ござりますが、これももちろん各方面から私ども最近いろいろお話を伺つておりまして、実情もよく認識いたしましたのであります。

第三の保険審議会の問題は、これは各種保険業務を一本にするという考え方ではおそらくないと思ひますが、御承知のように、官営の面があり、民営の面があり、またそれが生命保険があり、損保があり、いろいろ保険業務が多岐にわたっています。しかも資金運営の面におきましては共通の面があるのです。そういうことを考えて参りますと、今後の保険事業の経営形態のあり方等については、新しい工夫等も生まれておる際でもありますので、そういうものを全体として、いわゆる保険業務のりっぱな運営をはかっています。

○横山委員 次の問題に移ります。次の問題は、今大蔵省内部において明確でない二つの問題について伺います。

一つは酒團法の問題であります。お

酒のマル公を撤廃するかどうかといふ

ところの意味で、十分に研究して参りま

たい、こういう考え方でございます。

○佐藤國務大臣 酒團法に関する限り

どうやらしたことはございません。とい

うのは、今まであまりはつきり私の意向

を申し上げておらない。申し上げてお

らない、ということは、はつきり態度がき

まらなかつたということでござります。

態度のきまらないものがくらぐらする

わけはないはずであります。これはも

う理屈で、三段論法で申し上げておき

ます。(笑声)しかし、最近におきまし

て、酒團法は大体私も見通しがつく

ように思います。従いまして、この国

会に提案する準備を進めております。

○横山委員 二つ目のものはわかったが、当面の問題の焦点を前の二つにしませんけれども、専売制度の調査を進めておる際でもありますので、内腹はきまらないようであります。

一つは、専売制度の調査会について、大蔵大臣個人としてか知りませんけれども、専売を民営に移す

腹はないといふことは了承いたしま

す。それから、みつまた需給協議会を

つまりやめるつもりはないといふので

ござります。みつまた需給協議会そのものは、いわゆる行政管理庁が言つて

いる意味から法律による審議会にするといふことが一つの問題でござります。みつまた需給協議会その

ものは、いわゆる行政管理庁が言つて

いる意味から法律による審議会にするといふことが一つの問題でござります。

○佐藤國務大臣 むしろ法制化する必

要のない協議会じゃないかといふよう

いは何々相互とか、問題が起るときに

ござりますが、大蔵当局といたしましては、

この国会に提案いたしたいといふこと

で、ただいま準備を進めています。

次に、金融二法案につきまして、

これは私になつてから初めての問題で

ない。ただいま非常に皮肉たっぷり

な考え方の方向でただいまいる次第でござります。

○横山委員 として一体出すのか出さないのか態度

が全然わからない。今もまた、聞くところによると、自民黨の政調会でいろ

いろ御意見があつて、政府としてまだ

どうすることについては、大いに議論が

あります。しかし、私の最低線の意見

としては、廃止をすべきではない、約束に反するという意味でありますか

一致するわけであります。法制化すべきであるかいかについては、別の機

会をもつて論ずることにいたします。

○佐藤國務大臣 次の問題は、

今大蔵省内部において明確でない二つの問題について伺います。

一つは酒團法の問題であります。お

酒のマル公を撤廃するかどうかといふ

ところの意味で、十分に研究して参りま

たい、こういう考え方でござります。

○横山委員 しては、金融のあり方から見まして、

いわゆる統制という方向は避けたい

が、やはり正常な姿勢を保つといふこ

とでは、この種の法律はどうしても必

要である、このように考えて参ります。

○横山委員 では、次の問題に移ります。

○横山委員 では、昨年の本委員会で私が質問

をしたことに関連をいたすのであります

が、先般行政管理庁長官山口喜久一

郎にて行政審議会会長河合良成から

行政合理化について答申が出来ました。

○横山委員 では、昨年の本委員会で私が質問

をしたことに関連をいたすのであります

に当れ、第四番目には合同庁舎を作られ、主としてこのような答申が出来たわけであります。私どもは、少くとも各人においていろいろ意見が當時ございましたが、ともあれ今日まで地方自治体が港湾法の第一条の趣旨に基いて行われてきた港湾法をひっくり返すような問題については、一体どういうつもりであろうかと私は考えるわけであります。この答申が出てから、「一体政府当局としてはどういうふうに考え方いろいろふうに行動をしておるのか、また当時本委員会においてその推進を約束された大蔵大臣として、所管の関係あございますが、この答申についてどういう措置をおとりになつているのか、その点を一つ明らかにしていただきたいのであります。

○佐藤国務大臣 いろいろ御議論あることだと思いますが、この答申案は、その骨子とすることは、私どももしごく賛成でござります。従いまして、各関係省の意見調整をただいまはかゝつておる段階であります。ただいま御指摘になりましたような地方自治体との関係の問題も一つございし、また海關局設置についての各省間の権限等の問題もござります。しかし、この程度のことは、港の行政の一元化といふことから見まして望ましいことじやないか、かように考えますので、まず関係各省府の意見調整ということをただいまやつておる最中でございまます。

○横山委員 私はもう少し突っ込んであなたの御意見を伺いたいのであります。今申しましたように、第一は運輸省の柱である。第二番目は海關局を設置する大蔵省の柱である。第三番目に設

は、六大港は國が直接管理、運営に当たる点についてあなたは一体どういうことをお考えなのかということを聞いておるわけです。この中で一番問題の焦点となりそなのは、もうすでにそれぞの港湾関係から非常な反対の運動が起つておるわけでござりますが、少くとも港湾法第一条の趣旨からいへば、ならば、自治体が行なつております管理組合の今日までの努力、資金等をつぎ込んでおるこの状態を、全部運輸省、国が召し上げてしまふということは、実情に反することもはなはだしいことじゃないかという観点を私は持つておるわけであります。ですから、いま少しあなたの御意見を具体的に、一、二、三、四についての大臣の所見を伺いたいのであります。

なれば、先ほど来御議論なさるようない意味において、これはまた非常に問題があると思います。私は、大筋としては、やはりそういう方向で各方面的意見の調整されることが望ましいのじゃないかと思います。しかし、調整の段階において、大蔵省がかくあるべしと申しあげることは、相手方いうことを申し上げることは、相手方に対して一方的な意見をしることになりますので、この点なるべく私自身としては最終的な意見の発表は差し控えさせていただきたい。どこまでも話をまとめて上げるということを主体にして、利用者の立場からあまり不便、不都合のないようにしていきたい、そしてさらに現状についての工夫をしていく、こういうふうに一つ進めていきたいと思います。

たは全部を一応了承するとおっしゃるのだけれども、これは、理論的な問題と可能性の問題と、どんなことをいつたってできしない問題と区別をしなければなりません。その意味において、可能性のある問題、そうしてまとめる立場という重点の置き方について、大臣にいま少し御検討を願わなければならぬ。これが注文の一つであります。

もう一つは、本委員会に特別会計やその他の法案が出ておりますから、その際に論すべきものであります。が、少くともこの港湾の行政を行政だけにして問題をとらえることについては、私は間違いがあると思うわけでありますて、会計制度の問題、あるいは予算の問題、あるいはそのほか港湾に関するもうろの問題を総合的にとらえていかなければならぬ、こういう点を忘れないとよいように一つお考え方をおき願いたいと思うのであります。

次は、最初に少し触れたのですが、池田さんのものの考え方と大臣のものの考え方についてまた混迷が出て参りましたから、その点を一つ明らかにさせていただきたい。要するに、予算が今までいたただきたい。要するに、予算が今衆議院で打ち上ろうとするその直前に、大蔵大臣であつた資格の池田さんが車中談を発表いたしまして、しかもきわめて大衆的な御意見でありますところが、その御意見が相当説得力を持つておるわけです。私どもの社会党の立場は別にいたしましよう。いたしまよらけれども、少くとも相当の説得力がある。これは否定することのできない現実の問題である。さればおるわけであります。要するに、池田

さんの言つてゐることは、そう心配することはない。国内の公共事業をどんどん興せ、そして消費需要を起してよろしい。日本経済はしばらくの間に相当底が深くなつてゐるのではないか、何を一休そら心配をしてゐるのか、こういふ意見あります。ところが、あなたの安定的成長というものは、非常にじみなんです。消極的とは言えないかもしれぬが、ほめて言うならば健全と言いましょうか、こういふ立場である。ところが、健全に見えるかのときあなたのお考へに、私どもから言わせればまた心配があります。私も、判断が違うかもしれませんけれども、あなたの言う質的改善あるいはデフレの結果として起る企業の整備、合理化を推進する、そして、言うならば、つぶれるものはつぶして地固めをする、老朽設備や能率の低い企業はつぶれていくてもいいじゃないかといふ気持が、この質的改善の中に宿つていいのか。第二番目には、民間投資、政府投資の不均衡を是正する均衡のとれた健全な成長をする、こういふ立場であるようだ。けれども、その立場たるや、結局は独占資本をかばう結果になつておる。それが証拠に、公共投資というものは、借入金の依存をやめる、金利の高いものを下げる、償却不足を改善する、こう言つておられる。そのため税制を改正するといふ立場であるようだ。けれども、その考へも、また結局零細企業には縁もゆかりもないものじゃないか。やはり中小企業といつても中ぐら

いから上、大企業の方に結構恩典が行き  
くのではなかろうか。要するに、この問題  
質的改善というものは、映画ではない。  
けれども「誰が為に鐘は鳴る」というよ  
うなものであって、だれのためにこの問題  
ぶしていつて、能率のいい生産設備の確  
保に、私どもとしては危惧の念を持つわ  
けです。経済が健全になることを否定す  
る者はない。けれども、下の方をつ  
づりに結論的に言ふと、あなたの言う安定的  
な成長と質的改善、池田さんの言う今、そ  
れが質的改善とするならば、これは  
ちょっと話が違います。なぜかといふと、これが  
私が私どもするわけであります。要するに、  
この視点は国民に今の政  
府の経済政策について非常な迷いを生  
ぜしめておることは、これは言ふまでもある  
ところかなことであります。この点につい  
て大臣の率直な所見の御開陳を要望いた  
たしたいのであります。

問題は、池田君の話というものが新聞に出ましたから、その中にも、ことといたる予算などは大体規模としては適当だということを言っておられる。この大事な点は見のがさないように願いたいと思います。だから、この点で池田君の考え方方が積極政策だと銘打たれることある三十四年度の予算については、予算規模は適当だということを言っておられる。もう一つは、賃金二倍論にしておられることは、基本的に考え方の相違のなないこと、これは御指摘の点とはおよそ違っているんじゃないかと思います。ただ非常に話をわかりやすくすることには六・一%の成長率だ、国民所得の伸びも幾らだ、こういうことを言っているよりも、あるいはこれが何になるのだ、こういう表現の方がおそれらくびんとするということは、御指摘の通りでございますが、成長させとという意味においてこれは同じ考え方である。そして、成長させといふ以上、それが健全であること、これは池田君といえども否定はされないと思います。この問題は、ちょうど昨年来、賃金引き上げ論といふものを、エアヘルトさんが来たりはあるいは中山伊知郎さんにとっての正月に話をしたり、また今度池田談話などが出て、これについての非常な共鳴者もあることは御指摘の通りであります。問題は、ただ経済そのものが急激に膨張したり、急激に縮小されたりすることは避けるべきではないかというのが、実は私どもの持論であります。

あります。成長さずとしても、それが飛躍的な拡大があることは、非常に望ましいことなのであります。しかし、過去の経済のあり方でしばしば経験したように、飛躍的な拡大もあるが、一面に飛躍的な縮小もあるということは、考えていかなければならぬ問題だ。私が経済の安定だとあるいは健全な成長だと申しますのは、そぞろいう点に重点が置かれているといふことを御了承いただきたいと思います。

もう一つのポイントでござりますが、質的改善の面から見ましていろいろな問題があると思います。先ほどは非常に零細企業に対しては何ら考慮をしてほしくないのではないかといおしかりを受けましたが、経済の成長そのものは、常に国民所得の増大をはかり、国民生活の向上を企図しているものだといふ観点に立ちますならば、零細企業あるいは中小企業・大企業といふようなもので、差等なり区別なりを設ける考え方には毛頭ございません。ただ企業形態をのものに強弱のあることは、現実として免れない点であります。質的改善と申しますのは、こういう点にも十分用意をいたさなければならないことは当然であります。ただ、大資本だけを目標にして、資本構成がどうだとか、やはり企業全体のあり方として大企業・中小企業・小企業あるいは農業・漁業、そういうよくな国民事業全般についても、バランスのとれたものでなければならぬ。もっと大きく申せば、ことしは特に公共事業などに力を入れておりますが、道路や港湾の整備

のように、一般民間産業と比べて非常  
に立ちおくれている。こういふような  
ものにも力を入れる。これも質的改善  
でございます。そういうふうに考えて  
参りますと、質的改善といふ簡単な表  
現はいたしておりますが、これは、あ  
らゆる面において、脱落者がなく、經  
済そのものが成長していく、しかも國  
民生活が向上していく、そして所得が  
伸びていく、この經濟の發展を企図し  
ておる、こういふよろしく御理解をいた  
だきますならば、質的改善といふもの  
が非常に広範なものであり、私どもの  
意圖しておるもののが何であるかも、お  
よそ御見当がつくのではないかと思う  
のであります。

企業だけがその利益を得るのではない  
かといふような批判をされるようにな  
受けましたが、私どもは、こういふ考  
え方には賛成せず、今の生産性の向上  
と賃金の向上との均衡を保ち、総体が  
内外を通じての経済の成長を期してい  
く、そういうことが真に国民に幸福を  
もたらすものだ、こういふよくな考え  
方でいろいろな施策を立てているとい  
う考え方についたのであります。  
私は池田君とこの問題について特に話  
し合つてはおりませんが、池田君のか  
ねての主張から見まして、私は、根本  
的に相違をしておる、かようには考え  
ておりません。ただ、社会党の諸君  
は、少し皆さんの主張に都合のいいと  
ころだけ取つておられるよう、私に  
はどうもとれて仕方がないのであります  
す。一言私の批判もつけ加えておきま  
す。

成長をはかる政策について、大、中、小に区別はない」とおっしゃった。この点や内容はもうおっしゃった通りであります。最初の三つの点については、私は異論があるわけではありません。たとえば、経済政策について、大、中、小、区別があるべきではないということは、私はあるべきだと言うのです。なぜならば、普通通りにやつたつてあなたのおっしゃるようく強弱があるのでですから、弱い方は格別の政策をしなければ、これはつぶれていくのが今日の資本主義経済の現状でありますから、それではならぬ。それから、基本的に池田さんとあなたと違ひがあるべきでないといふものさしの問題が問題ではあります。よけれども、今世間の目に映じているのは、何といってもやはり違ひがあるわけありますから、この点を一つ、でき得るならば経済閣僚会議なりの中で十分に意見を調整していくたくことを、私は野党として要望しておきたいのであります。

次へ移りますが、先ほどもちょっとと話が出ました入場税です。時間がないと委員長がおっしゃいますから、簡単に一つ。この前もお話をしたのですが、表をあげて言いますと、これは政府案で、これでいきますと、大臣も御存じの通りでありますけれども、政府案は全国平均が七十五円二十七銭で、つまり八十円以上について効果があるわけありますから、政府案は全国の映画愛好者について全然影響はないといふことは、きのうの本委員会において公述人も声をそろえて陳述したところであります。これは本委員会で与党も野党もみんながそう言つたところであります。お考の余地はないものであ

それから、第二番目は、その際にも非常に説得力をもつて私どもに公述をせられた人があります。それは、教育映画、青少年向け映画、ニース映画等についてのお話をございました。この教育映画、青少年映画、ニース映画について、岸総理大臣も青少年の育成、青年の保護、青年の発展というところについて非常な努力をせられるというならば、いま一步お考えをされる必要があるのではないか、これが第二点であります。

第三点として、問題は少しこまかいのであります。が、きのう小山さんもおっしゃっておられたですが、たとえば、今映画産業について育成するという話があつたわけですが、映画の業務用の三十五ミリのフィルムを今度は非常な減税をしながら、十六ミリについては如何なお考えがない。問題が小さいようではありますが、この中に、先ほど言いましたような青少年向け、あるいはニュース映画、あるいは教育映画、そういう点についての認識が非常に足りないようになります。三十五ミリをするならば十六ミリをするのは当然ではないかということは、この閣主税局長に御検討をお願いしておいたわけであります。あわせてこの入場税と一連の問題として簡明に一つ御答弁を求めるわけであります。

○佐藤国務大臣 この入場税のあり方はずいぶん議論がござります。今社会の案も図表でお示しになりました。ほんとうに理想的な案をして作れといえど、また別の案も出て参るだろうと思います。しかし、やはり歳入歳出

そういうか、財源の問題もござります  
し、一べんに非常に理想的な改革など  
はなかなかできにくいものであるとい  
うことを、一つ御理解をいただきたいと  
思いますが、いろいろこまかい議論もあ  
ると思ひますが、税制そのもののあり  
方が、先ほど申すように、税制審議会  
を設けて根本的に検討する、かように  
申しましても、非常に極端な改廃な  
ど、なかなか容易なことでないと思ひ  
ますので、この点を一つ御了承願いた  
いのであります。今回の入場税のあり  
方にいたしましても、一番私どもが目  
ざわりに感じたことは、五段階である  
映画の入場税のあり方はいかにもまず  
いじやないか、こういう意味で、この  
税のあり方をもつと単純化していくと  
いうことで三階級に直してみる。そ  
ういう場合の区分の問題になつておると  
思います。どういうところで切るかと  
いうことに実は詰まるのであります。  
これはそういう意味で税収の問題と関  
連のあることはもちろんござります  
が、そういうことをも勘案いたしまし  
て、私ども現在の改正案を実は提案を  
いたしておるのであります。これを  
もつて理想的な案だと絶対に考えて  
おりません。その点を御了承いただき  
たいと思うのであります。

な例外を設けることは、これまた至難の方法ぢやないと考えますので、せつかくの御提案でござりますが、私は賛成いたしかねております。

なお、最後の問題につきましては、主税局長がせんだけて来いろいろ御説明いたしておると思いますが、重ねて主税局長から説明いたさせます。

○原政府委員 最後の問題は、三十五ミリのものをもし課税からはずすならば、十六ミリのものもはずすことを検討したらどうかというお話をだたのですが、私も検討いたしました。その結果、概して十六ミリのものというのは、大体会社、団体等の宣伝用のフィルムを作る、P.R.用のフィルムを作りこれを映写するというような用途がほとんどであって、この課税からはずすということの取り上げられました入場税のかかる映画館において上映される映画を撮影し映写するものはごく少い、ほとんどないといふようなところに私たちの調査の結論がなりましたので、ただいま私は十六ミリについては消極的な考え方を持っております。

○横山委員 それは、原さん、せつかうだけれども、あなたの調査がどういう意図をもつて行われた調査か知らぬけれども、その調査の結果は違います。私もそう言ひ以上調べてみた。あなたが比較的多いといわれる純然たる広告宣伝映画、これは十六ミリ・カラー・フィルムにあつては全体の上映プリントの二五%にすぎない、黑白フィルムの場合でも一〇%以下と思われる、こうしたことなんです。そのほかいろいろ数字的にも調べてみましたが、あなたの御調査と実態とが少し違うのです。かりに百パーセントあなた

の言う通りだとしたところで、それな  
るがゆえに十六ミリは減税する必要は  
ないという理由にはならぬ。なぜなら  
ば、同じ広告宣伝映画でも、多く製作  
される三十五ミリは低率になるわけで  
すが、少く製作される十六ミリが高率  
だというのは少しおかしいじやあります  
せんか。その点は、さらに、あなたに  
御検討を十分にお願いをしておきた  
い。

か、どうであるのかとしあげます。だれがこの値上げ分を負担をするのか。運賃値上げを予定しておるのかどうか。原さんは予定しておると云い、政務次官はそんなことは政府の中で議論をしていないというお話であります。その点はきわめてあいまいでありますが、どうかという点であります。

それからもう一問で納得が  
所信をただしておきたい。きのう、お  
とといすいぶん論争したわけですが、  
私がどうしても納得がきぬというの  
は、こういう点にある。それは、国の  
政策として國の産業道路を修復する場  
合に、一般財源から投入される度合  
い、それから目的税たるガソリン税で  
投入される割合はいかにあるべきかと  
いう点について、何ら政府に確信がな  
いということです。お前たちが利用す  
るのだから錢を出せといふお考えな  
ら、それもわかる。けれども、國もこ  
れだけ出すからお前たちも出すべきだ  
といふ比率が何もないではないか。い

したところ、揮発油の消費量は、小型関係で、三十二年度全体の消費量から言うならば、四輪貨物車は一〇・六五%、三輪貨物は二五・九三%、二輪車にあつては三・八六%、實に四〇%までをいわゆる八百屋さんや、た屋さんやとうふ屋さんと、いふ中小零細企業が使っておるわけであります。この四〇%の人々が、今度あなたの言うところの事業税が減税されるけれども、それとこれとのつり合いからいへばならぬ、プラスするものが何もないではないかといふ言い方は、全くごもつとも千万な主張になつておるわけです。この点についてどう思われるのか。

かにもこれは説得力のない話ではないか。とにかく道を直すからお前たち全部出せ、これだけに尽きるではないか。科学的に合理的に一般財源と目的的税たるガソリン財源を出す割合といふものがあなた方は不明確だ、これではいかぬ、これが一つであります。それから、もう一つは、原さんと政務次官との意見が食い違っておりますことは、だれが一体これを負担するのかということです。つまり突き詰めて言いますならば、運賃値上げを想起しておるので、予定しておるの

○佐藤国務大臣 先ほど松尾委員にお答えいたした点と第一問は大体重複するようになりますが、問題は、道路を整備するという場合に、一体財源をどこから取るか。これを横山委員は一般財源とガソリン税とやはり負担率を明確にしろといふ御主張のようにも伺うのであります。これも一つの御意見だと思います。これはその意見がどうぞこうとう御批判をするわけではございません。今回、在来の一般財源から負担しておるものとガソリンとの区分

が、これが正しいとは申しませんが、一応それが基準になりますて、今回大体三割程度両方とも上げている、こういう形でございますが、これなどはただ形だけの問題でありまして、本筋の問題ではないのであります。私どもは、今回の財源確保に当たりまして、いわゆるガソリンを消費する諸君といいますか、ガソリンそのものにこれだけの負担力がありやいなやといふ考え方を実はいたしまして、その点から受益者負担の建前で負担力ありという、その範囲の税を実は課しておるのであります。一面御指摘のように均衡論のありますことを承知いたしておりますが、一般財源とガソリンとの均衡論も一応の御議論だと思いますが、その均衡がこれまでても負担力のないようなガソリン税を課すわけにはいかぬことは、これは御了承がいただけるだろうと思思います。その理由を申しますれば、やはり負担力ということが一つの重点であることは、これも課税の場合の大重要な基準である、かように御了承いただきたいと思います。

指摘の通りでございますが、まだまだ大きな条件の一つであることは、運賃決定の場合には幾つもの材料があるでござります。そういうような基礎になる各材料を総合的に勘案して、最後に運賃にするか、しないかといふことにきめるべきが本筋だらうと思ひます。ただいままで運輸省当局から憲議上昇にこれを持つていくといふうな話はまだ伺つておりません。この点は運輸省としてもちろん慎重に扱るべき問題だと思います。あるいは、議論の当然から見まして、今日まで経営の合理化をはかつてきて、そなして適正な運賃をやっておるのだ、そこでガソリンの値段が高くなれば、当然運賃を上げなければ業者はやっていけぬ、こういうよしな議論もあるだらうと田中市長がおっしゃいますが、一面過去の道路整備の状況等から見まして、ガソリンの消費量も上つておるでございましょうし、あるましよう。また車自身の代価なり、あるいはその償却の方法なり、あるい

担するか、運賃値上げをここに持つてくるのかといふようなお話をあります  
が、大体今回のガソリン税の値上げ  
が一五%程度のガソリンの負担増といふ  
ことになるように思います。それをそのまま、まるまる運賃に転嫁するとすれば、今の運賃の二倍ないし三倍程度  
が上るということになるよう思いますが。  
しかし、私はそういう簡単な議論は  
は実はしまくはありません。私も運賃  
については一応経験を持っております  
が、この運賃そのものは、ガソリンが  
高いとか安いとかいうことも運賃決定

指摘の通りでござりますが、まだまだ運賃決定の場合には幾つもの材料があるでござります。たゞいままで運輸省当局から運賃上げにこれを持つていくと、いうふうな話をまだ伺つておりません。この点は運輸省としてもちろん慎重に扱らるべき問題だと思います。あるいは、講論の当然から見まして、今日まで運賃を合理化をはかつてきて、そろして適正な運賃をやつておるのだ、そこでガソリンの値段が高くなれば、当然運賃量も上昇なければ業者はやつていけぬ、こういうような議論もあるだらうと田中さんは、一面過去の道路整備の状況等から見まして、ガソリンの消費量を上つておるでございましょう。あるいはまた運賃量の増加等から見まして、走行キロ当りの費用がどういうふうになるか、いろいろな問題もあります。また車自身の代価なり、あるいはその償却の方法なり、あるいはまた修繕費なり、あるいは従業員の給与なり、各方面のものを全部総合いたしまして運賃をきめるべきだと思ひます。また、大きく見ますと、いわゆる石油業者と運輸業者との間ににおける力の強弱等もござりますし、このガソリンが上つたら直ちにそれが運賃に転嫁するのだといふ簡単な議論でないことは御了承おき願いたいと思います。たゞいままだ運賃の値上げについて政府自身が話し合つたというような事実もございません、これは政務次官が申した通りであります。

それから、第三点の自家用車あるいは小型関係のこれらの問題についてのお話もございましたが、この点は、第一点に申し上げたことと重複するようになります。問題はどこまでも負担力の問題という点で、この問題を取り上げていきたいと思います。特に自家用車の面で非常に同情をひきやすいあるいは八百屋さんだと魚屋さんだとからいろいろあるわけでありますから、こういった点もごらん願つて、その負担力がいろいろな例をとつておられますが、まあ自家用車でも高級自家用車からいいうような断をお願いいたしたい、かように私が願いをいたします。

たのお話を承りましても、いかにもトラックとかバスとかあるいはタクシーがもうかっているから、このくらいの税金は負担することができるのだというようなお話をについては、まことに意外な感じがしてならないのであります。その点について事務当局にお願いしておきたいのであります。私が要求いたしましたのは、トラックなりバス私が要求いたしました転嫁に対する資料が、この間出していただいたものでは不足であります。つまり、私が要求いたしましたのは、トラックなりバスなりタクシーは、今どのくらいもうその意味で再提出をお願いいたしましたのであります。

それから、第二番目は、今大臣のお話によりますと、運賃値上げについて

局は運賃値上げを想定に入れておるのあります。きのう公述をいたしました人々は、すべてこの増税で運賃値上げやむなし、そういう見解を披瀝されたわけであります。審議をするわれわれの立場としては、これが運賃値上げにどう影響をもたらすかという点について、政府側が審議をしていないとすれば、その輕率を指摘せざるを得ないのであります。このガソリン税の値上げといらものは、国民生活に一体どういうふうに影響をするのかといいう点について、お答えがなくてはなりません。ですから、次会に、今御意見がありました運賃値上げについての明確な政府の態度、それをお伺いをしたいのであります。

いて設けられた他の組合の組合員であるものを含む。」を加え、同条第四項第三号中「毎事業年度の」の下に「事業計画並びに」を加える。

第五十三条第二項ただし書中「同号の規定による届出が」を「同項(第二号を除く。)の規定による届出がその組合員となつた日又は」に改める。

第六十二条第二項中「又はその被扶養者である配偶者」を削る。

第六十七条第三項に後段として次のように加え、同条第四項ただし書を削る。

この場合において、第六十一一条第二項ただし書中「出産費」とあるのは、「その資格を取得した日以後の期間に係る出産手当金」と読み替えるものとする。

第七十二条の見出しを「長期給付の種類等」に改め、同条第二項を次のよう改める。

2 長期給付に関する規定は、次の各号の一に該当する職員(政令で定める職員を除く。)には適用しない。

一 任命について国会の両院の議決又は同意によることを必要とする職員

二 国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第三十九条の規定により国会議員がその職を兼ねることを禁止されていない職にある職員

第三十二条に次の一項を加える。

3 長期給付に関する規定の適用を受ける組合員がその適用を受けない組合員となつたときは、

長期給付に関する規定の適用については、そのなつた日の前日に退職したものとみなす。

第七十四条第一項中「この節の規定により」を削る。

第七十七条第四項及び第五項を削る。

第七十九条第三項中「第四項及び第五項並びに」を「及び」に改め、同条第四項中「再び組合員となつた期間の年数」を「前後の組合員期間を合算した期間の年数から改定前の減額退職年金の基礎となつた組合員期間の年数を控除した年数」に改める。

第八十一条第三項中「第一項各号を第一項第一号」に改める。

第八十三条第四項中「十年」を「二十年」に改め、「死亡した場合」の下に「遺族年金を支給する場合を除く。」を加え、「退職一時金と俸給十二月分との合算額」を「退職一時金の額(公務によらない廃疾年金にあつては、俸給十二月分を加算した金額)」に改める。

第八十四条に次の二項を加える。

3 前項の場合において、第八十一条第三項の控除は、公務によらない廃疾年金の額から行い、なお残額がある場合に、公務による廃疾年金の額から行うものとする。

第八十七条第一項中「又はならないがその期間を経過した時」を削る。

第八十八条第二項中「これを一万一千円」の下に「とし、同項第一号の規定による遺族年金の額が俸

給年額の百分の七十に相当する金額をこえるときは、当該金額」を加え、同条に次の二項を加える。

3 次の各号に掲げる者が退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた者である場合には、その者の遺族に支給する遺族年金の額は、前二項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる金額とする。

一 第一項第一号に規定する者前二項の規定により算定した遺族年金の額からその者に係る第十七条第三項各号に掲げる金額を控除した金額

二 第一項第二号に規定する者同号に掲げる金額(その額が二万一千円からその者に係る第七十六条第三項各号に掲げる金額の百分の五十に相当する金額を控除した金額に満たないときは、当該金額)

三 第一項第三号又は第四号に規定する者前二項の規定により算定した遺族年金の額からその者に係る第七十六条第三項各号に掲げる金額の百分の五十に相当する金額を控除した金額

三 公務による廃疾年金又は第八十八条第一項第一号若しくは第八十九条に次の一項を加える。

により」に、「行わない。」を「行わない」とができる。」に改め、同条を第九十七条とし、第九十五条の次に次の二項を加える。

第九十六条 第百一条第三項の規定により掛金に相当する金額を組合に払い込むべき者が、その組合に払い込むべき月の末日までにその掛金に相当する金額を組合に納付しない場合には、その者に係る給付の一部を行わないことができる。

第九十九条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、第二号に規定する費用については、少なくとも五年ごとに再計算を行うものとする。

五号とし、第三号を第四号とし、同項第二号中「長期給付に要する費用」の下に「(次号に掲げるものを除く。)」を加え、同号の次に次の一号を加える。

三 公務による廃疾年金又は第八十八条第一項第一号若しくは第八十九条に次の一項を加える。

第一百条第三項中「七万五千円」を「十一万円」に改め、同条に次の二項を加える。

4 組合員が、その組合内において、前条第一項第二号の費用の算定上の単位を異にする組合員となつたときは、政令で定めるところにより、掛け金の額を調整することができる。

第一百一条第三項中「前二項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「以下この項の下に」及び次項」を加え、同項の次に次の二項を加える。

「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「以下この項の下に」及び次項」を加え、同項の次に次の二項を加える。

三 組合員は、俸給その他の給与の全部又は一部の支給を受けないときには、その控除を受けないことにより、前二項の規定による掛け金に相当する金額の全部又は一部の控除及び払込が行われないときは、その控除が行われるべき月の末日までに、その払込されるべき掛け金に相当する金額を組合に払い込まれなければならない。

三 組合員は、俸給その他の給与の全部又は一部の支給を受けないときには、その控除を受けないことにより、前二項の規定による掛け金に相当する金額の全部又は一部の控除及び払込が行われるべき月の末日までに、その払込されるべき掛け金に相当する金額を組合に払い込まれなければならない。

三 公務員法第八十二条の規定による減給若しくは戒告又はこれによる減給若しくは戒告又はこれに改める。



〔大正十二年法律第四十八号〕に改める。

別表第三の三級の項の廃疾の状態の欄中「おや指又は」を「おや指及び」に改める。

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)

第二条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 退職年金の支給開始年齢に関する経過措置」を「第二節 退職年金の支給開始年齢等に関する経過措置」に、「第八章 長期組合員と短期組合員との交渉(第四十二条—第四十八条)」を「第八章 恩給更新組合員に関する経過措置(第四十三条—第四十八条)」に改め、同条第五項中「第十二条」を「第一条第二項中「国」とあるのは「地方公共団体」と、第十二条に、「若しくは第二号)第四条を「又は第二条に改め、同条第五項中「恩給法」を「恩給法

第一條第一項第三号中「連合会  
察職員等の俸給年額」を、「新法第  
百二十六条第一項」の下に、「新法  
附則第十三条、新法附則第十三条  
の第二項」を加え、同項第四号  
の次に次の一号を加える。

四の二 警察監獄職員 恩給法

第二十三条に規定する警察監  
獄職員及び他の法令により當  
該警察監獄職員とみなされる  
者をいう。

第二条第一項第十四号の次に次  
の一号を加える。

十四の二 警察在職年 警察監  
獄職員の恩給の基礎となるべ  
き在職年の計算の例により計  
算した在職年をいう。

第二条第一項第十七号の次に次  
の一号を加える。

十七の二 警察職員等の恩給法  
の俸給年額 警察監獄職員又  
は警察職員等でなくなった日  
に退職したものとのみならず、恩  
給法に規定する退職当時の俸  
給年額の算定の例により算定  
した俸給年額をいう。

第四条中「長期組合員」を「組合  
員」に改める。

第七条第一項に次のただし書を  
加える。

ただし、退職一時金又は遣族  
一時金の基礎となるべき組合員  
期間を計算する場合には、第一  
号の期間で施行日まで引き続  
いてるもの（同日前に給与事由  
が生じた一時恩給の基礎となつ  
た在職年によるものを除く。）及  
び第三号の期間（旧法又はその

施行前の共済組合に關する法令の規定による退職一時金の基礎となつた期間を除く。以外の期間については、この限りでない。

第七条第一項第一号中「イ」を削り、「ロ」を「イ」とし、「ハ」を「ロ」とし、「ニ」を「ハ」とする。

第八条に次の二項を加える。

2 組合員期間が二十年未満である更新組合員で施行日の前日に恩給公務員でなかつたものが退職をした場合において、第五条第二項本文の規定を適用しないとしたならば、普通恩給（警察監獄職員の普通恩給及び旧軍人等の普通恩給を除く。）を受けける権利を有することとなるときには、その者に退職年金を支給し、退職一時金又は廢疾一時金は、支給しない。

第十二条第一項第三号中「達するまでの年数については」の下に「一年につき」を加え、同条第二項中「前項」と「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項第一号の期間のうちに次の各号に掲げる期間があるときは、同項第一号の金額は、同号の規定の例により算定した金額に、それぞれ次の各号に掲げる金額を加えた金額（その金額が同項第一号の期間を四十年として算定した金額をこえるときは、当該金額）とする。

一 法律第一百五十五号附則第七条第一項（同法による改正前）の恩給法第六十三条第五項に

おいて準用する同法第六十条  
第三項に係る部分を除く。)又  
は同法による改正前の恩給法  
第六十条第三項の規定に該當  
する実勤続在職年 当該実勤  
続在職年の年数から十七年を  
控除した残りの実勤続在職年  
について、恩給法の俸給年額  
にこれらの規定による割合を  
乗じて得た金額

第一号」の下に「及び第二項」を加え、同条第二号中「期間の年数一年につき、」を「期間(同項第一号又は第三号の期間に限る。)の年数のうち同項第一号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき」に改め、「百分の〇・七五」の下に「二十年をこえる年数については一年につき旧法の俸給年額の百分の〇・五」を加える。

二 第九条の規定の適用を受け  
る者 同条各号の期間のうち、第七条第一項各号の期間と合算して二十年に達するまでの期間の年数一年につき旧法の俸給年額の六十分の一に相当する金額

三 前条各号に掲げる者 当該各号において控除すべきこととされたいる金額

第十四条を次のように改める。  
(警察監獄職員の普通恩給等の受給権を有すべき者の特例)

第十四条 第十条第一項の規定による退職年金の額は、第五条第二項本文の規定を適用しないものとした場合に第十条第一項に規定する者が受けける権利を有することとなる警察監獄職員の普通恩給又は旧軍人等の普通恩給の額に相当する金額とする。

第三章中「第三節 退職年金の支給開始年齢に関する経過措置」を「第三節 退職年金の支給開始年齢に関する経過措置」に改める。

第十五条に次の二項を加える。

2 第七条第一項第一号の期間を有する更新組合員に対する退職年金の額のうち前項各号に掲げる金額が九万五千円以上である場合において、これを受ける権利を有する者の各年(その者が退職した日の属する年を除く)における当該退職年金以外の所得金額が五十万円をこえるときは、同項の控除は、公務による廃疾年金から行い、なお残額がある場合に、公務による廃疾年金から行うものとする。

第三十三条中「加算した金額」の下に「とし、第十三条第二項各号に掲げる者に係る遺族年金については、当該各号に掲げる金額を控除した金額とする。」を加える。

第三十三条中「別表に定める金額」の下に「(第十三条第二項各号に掲げる者に係る遺族年金の額)を算する経過措置

第十四条を次のように改める。  
(警察監獄職員の普通恩給等の受給権を有すべき者の特例)

第十四条 第十条第一項の規定による退職年金の額は、第五条第二項本文の規定を適用しないものとした場合に第十条第一項に規定する者が受けける権利を有することとなる警察監獄職員の普通恩給又は旧軍人等の普通恩給の額に相当する金額とする。

第三章中「第三節 退職年金の支給開始年齢に関する経過措置」を「第三節 退職年金の支給開始年齢に関する経過措置」に改める。

第十五条に次の二項を加える。

2 第七条第一項第一号の期間を有する更新組合員に対する退職年金の額のうち前項各号に掲げる金額が九万五千円以上である場合において、これを受ける権利を有する者の各年(その者が退職した日の属する年を除く)における当該退職年金以外の所得金額が五十万円をこえるときは、同項の控除は、公務による廃疾年金から行い、なお残額がある場合に、公務による廃疾年金から行うものとする。

第三十三条中「加算した金額」の下に「とし、第十三条第二項各号に掲げる者に係る遺族年金については、当該各号に掲げる金額を控除した金額とする。」を加える。

第三十三条中「別表に定める金額」の下に「(第十三条第二項各号に掲げる者に係る遺族年金の額)を算する経過措置

該各号に掲げる金額を普通恩給の年額とみなしたならば恩給法第五十八条ノ四第一項の規定により支給を停止すべきこととなる金額に相当する金額の支給を停止する。

3 前項に規定する所得金額とは、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)その他の所得税に関する法令の規定により計算した課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額をいうものとし、当該金額は、政令で定めるところにより、毎年、税務署長の調査したところによる。

第十七条第一項中「第十五条各号」を「第十五条第一項各号」に、

「前二条の規定による」を「第二十九条各号」に改める。

第十九条第三号中「三年未満の期間」の下に「その他政令で定める期間」を加える。

第十三条中「第十一條第二項中「第十一條第二項」を「第十一條第三項」に改める。

第十二条中「第二十九条第一項」を削り、同条第三項中「第二項」を「前項」に改め、「第十六条第一項」を「前項」に改め、同条の次に次の二項を加える。

(特例による遺族年金の額の最低保障)

第十三条の二 前二条の規定により算定した遺族年金の額が二万一千円(第十三条规定各号に掲げる者に係る遺族年金については、当該各号に掲げる金額の百分の五十に相当する金額を控除した金額)より少ないとときは、その額を前二条の遺族年金の額とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項各号に掲げる者に対する同一項目において適用する第十一條第一項及び同項に係るこの法律の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

第四十一条第一項ただし書及び第二項を削り、同条第三項中「第二項」を「前項」に改め、「第六条第一項」の下に「第七条第一項ただし書」を加え、同項を同条第二項として、同項の次に次の二項を加える。

第二十二条第二項中「第十一條第二項」を「第十一條第三項」に改める。

第二十三条に次の二項を加える。

2 前項の場合において、公務による廃疾年金と公務によらない廃疾年金とが併給されるときには、同項の控除は、公務による廃疾年金から行い、なお残額がある場合に、公務による廃疾年金から行うものとする。

第三十三条中「加算した金額」の下に「とし、第十三条第二項各号に掲げる者に係る遺族年金については、当該各号に掲げる金額を控除した金額とする。」を加える。

第三十三条中「別表に定める金額」の下に「(第十三条第二項各号に掲げる者に係る遺族年金の額)を算する経過措置

に掲げる者に係る廃疾年金については、当該各号に掲げる金額を控除した金額とする。」を加える。

4 前二条の規定は、第六条第一項第一項ただし書の規定により旧法の規定による退職年金を受けることを希望する旨を申し出た者は、適用しない。

第三十七条中「当該期間」を「当第三号」を「第九十二条第三項から第四項まで」に改める。

第三十条中「第九十二条第三項から第三号」を「第九十二条第三号」に改める。

第三十二条中「第十九条各号」を「第二十九条各号」に改める。

第三十三条中「第十一條第三項」を「第十一條第二項」に改める。

第三十四条第一項ただし書及び第二項を削り、同条第三項中「第二項」を「前項」に改め、「第六条第一項」の下に「第七条第一項ただし書」を加え、同項を同条第二項として、同項の次に次の二項を加える。

3 前項に定めるもののほか、第一項各号に掲げる者に対する同一項目において適用する第十一條第一項及び同項に係るこの法律の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

第四十二条 第昭和三十四年九月三十日において恩給法の適用を受ける職員であつた者で、同年十一月一日に長期組合員となつたもの(以下「恩給更新組合員」といふ。)については、前条第一項第二号の規定にかかわらず、第二章から前章まで、第四十九条、第五十条の三、第五十三条及び第五十四条の規定を準用する。

2 恩給更新組合員についてこの法律の規定を適用し、又は準用する場合において、第一条第一項第七号中「この法律の施行の日」とあるのは、「昭和三十四年十月一日」と読み替えるものとする。

第三章中「この法律の施行の日」とあるのは、「昭和三十四年十月一日」と読み替えるものとする。

第二章中「この法律の施行の日」とあるのは、「昭和三十四年十月一日」と読み替えるものとする。

第二章中「この法律の施行の日」とあるのは、「昭和三十四年十月一日」と読み替えるものとする。

第二章中「この法律の施行の日」とあるのは、「昭和三十四年十月一日」と読み替えるものとする。

第二章中「この法律の施行の日」とあるのは、「昭和三十四年十月一日」と読み替えるものとする。

第二章中「この法律の施行の日」とあるのは、「昭和三十四年十月一日」と読み替えるものとする。

第二章中「この法律の施行の日」とあるのは、「昭和三十四年十月一日」と読み替えるものとする。

第二章中「この法律の施行の日」とあるのは、「昭和三十四年十月一日」と読み替えるものとする。

第二章中「この法律の施行の日」とあるのは、「昭和三十四年十月一日」と読み替えるものとする。

規定の適用については、これら

の規定中「施行日」とあるのは、「第四十二条第一項第二号」に規定する長期組合員となつた日」とする。

第八章 恩給更新組合員に関する経過措置 第一節 恩給更新組合員に関する一般的な経過措置

4 前二条の規定は、第六条第一項第一項ただし書の規定により旧法の規定による退職年金を受けることを希望する旨を申し出た者は、適用しない。

第三十七条中「当該期間」を「当第三号」を「第九十二条第三項から第四項まで」に改める。

第三十条中「第九十二条第三項から第三号」を「第九十二条第三号」に改める。

第三十二条中「第十九条各号」を「第二十九条各号」に改める。

第三十三条中「第十一條第三項」を「第十一條第二項」に改める。

第三十四条第一項ただし書及び第二項を削り、同条第三項中「第二項」を「前項」に改め、「第六条第一項」の下に「第七条第一項ただし書」を加え、同項を同条第二項として、同項の次に次の二項を加える。

3 前項に定めるもののほか、第一項各号に掲げる者に対する同一項目において適用する第十一條第一項及び同項に係るこの法律の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

第四十二条 第昭和三十四年九月三十日において恩給法の適用を受ける職員であつた者で、同年十一月一日に長期組合員となつたもの(以下「恩給更新組合員」といふ。)については、前条第一項第二号の規定にかかわらず、第二章から前章まで、第四十九条、第五十条の三、第五十三条及び第五十四条の規定を準用する。

2 恩給更新組合員についてこの法律の規定を適用し、又は準用する場合において、第一条第一項第七号中「この法律の施行の日」とあるのは、「昭和三十四年十月一日」と読み替えるものとする。

第三章中「この法律の施行の日」とあるのは、「昭和三十四年十月一日」と読み替えるものとする。

第二章中「この法律の施行の日」とあるのは、「昭和三十四年十月一日」と読み替えるものとする。

第二章中「この法律の施行の日」とあるのは、「昭和三十四年十月一日」と読み替えるものとする。

第二章中「この法律の施行の日」とあるのは、「昭和三十四年十月一日」と読み替えるものとする。

第二章中「この法律の施行の日」とあるのは、「昭和三十四年十月一日」と読み替えるものとする。

第二章中「この法律の施行の日」とあるのは、「昭和三十四年十月一日」と読み替えるものとする。

第二章中「この法律の施行の日」とあるのは、「昭和三十四年十月一日」と読み替えるものとする。

第二章中「この法律の施行の日」とあるのは、「昭和三十四年十月一日」と読み替えるものとする。

規定の適用については、これら

の規定中「施行日」とあるのは、「第四十二条第一項第二号」に規定する長期組合員となつた日」とする。

第八章 恩給更新組合員に関する経過措置 第一節 恩給更新組合員に関する一般的な経過措置

4 前二条の規定は、第六条第一項第一項ただし書の規定により旧法の規定による退職年金を受けることを希望する旨を申し出た者は、適用しない。

第三十七条中「当該期間」を「当第三号」を「第九十二条第三項から第四項まで」に改める。

第三十条中「第九十二条第三項から第三号」を「第九十二条第三号」に改める。

第三十二条中「第十九条各号」を「第二十九条各号」に改める。

第三十三条中「第十一條第三項」を「第十一條第二項」に改める。

第三十四条第一項ただし書及び第二項を削り、同条第三項中「第二項」を「前項」に改め、「第六条第一項」の下に「第七条第一項ただし書」を加え、同項を同条第二項として、同項の次に次の二項を加える。

3 前項に定めるもののほか、第一項各号に掲げる者に対する同一項目において適用する第十一條第一項及び同項に係るこの法律の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

第四十二条 第昭和三十四年九月三十日において恩給法の適用を受ける職員であつた者で、同年十一月一日に長期組合員となつたもの(以下「恩給更新組合員」といふ。)については、前条第一項第二号の規定にかかわらず、第二章から前章まで、第四十九条、第五十条の三、第五十三条及び第五十四条の規定を準用する。

2 恩給更新組合員についてこの法律の規定を適用し、又は準用する場合において、第一条第一項第七号中「この法律の施行の日」とあるのは、「昭和三十四年十月一日」と読み替えるものとする。

第三章中「この法律の施行の日」とあるのは、「昭和三十四年十月一日」と読み替えるものとする。

第二章中「この法律の施行の日」とあるのは、「昭和三十四年十月一日」と読み替えるものとする。

第二章中「この法律の施行の日」とあるのは、「昭和三十四年十月一日」と読み替えるものとする。

第二章中「この法律の施行の日」とあるのは、「昭和三十四年十月一日」と読み替えるものとする。

第二章中「この法律の施行の日」とあるのは、「昭和三十四年十月一日」と読み替えるものとする。

第二章中「この法律の施行の日」とあるのは、「昭和三十四年十月一日」と読み替えるものとする。

第二章中「この法律の施行の日」とあるのは、「昭和三十四年十月一日」と読み替えるものとする。

第二章中「この法律の施行の日」とあるのは、「昭和三十四年十月一日」と読み替えるものとする。

ち」と、「半減」とあるのは「半減し、又は十分の七に当る年月数をもつて計算」として同号の規定を適用して算定した期間は、

警察職員等であつた期間に算入する。

(警察職員等の退職年金の受給資格に関する特例)

第四十四条 警察職員等であつた期間が十五年末満である恩給新組合員が退職した場合において、その者昭和三十四年十月一日前の警察在職年の年月数と同

が次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に掲げる年数以上であるときは、その者に退職年金を支給し、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

一 昭和三十四年十月一日前の警察在職年が八年以上である者 十二年

二 昭和三十四年十月一日前の警察在職年が四年未満である者 十四年

三 昭和三十四年十月一日前の警察在職年が四年未満である者 十六年

二 施行日以後の警察職員等で

二 次の各号に掲げる規定に同時

に該当する者に対するは、これら

の規定による退職年金の額が異なるときは、いざれか多い額

の退職年金のみを支給し、これ

らの退職年金の額が同じときは、第一号に掲げる規定による退職年金のみを支給する。

一 新法第七十六条又は第八条  
若しくは第九条(これらの規

定を第四十一条第一項又は第四十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定

又は第四十二条第一項において準用する場合を含む。)又は

前項の規定

(警察職員等の退職年金の額に関する特例)

第四十五条 恩給更新組合員に対する新法附則第十三条の二第一項又は前条第一項の規定による退職年金の額は、次の各号に掲げる期間に応じ当該各号に掲げる年月数と合算した年月数と同

が次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に掲げる年数以上であるときは、その者に退職年金を支給し、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

一 第七条第一項第一号の期間

のうち第四十三条の規定により警察職員等であつた期間に算入される期間 十二年まで

の年数については一年につき

警察職員等の恩給法の俸給年額の三十六分の一、十二年をこえる年数については一年につき

つて該俸給年額の百五十分の一に相当する金額(その額が当該俸給年額の百分の五十

二に相当する金額をこえるときは、当該金額)

二 昭和三十四年十月一日前の警察在職年が四年以上八年未満である者 十三年

三 昭和三十四年十月一日前の警察在職年が四年未満である者 十四年

二 施行日以後の警察職員等で

二 次の各号に掲げる規定に同時

に該当する者に対するは、これら

の規定による退職年金の額が異なるときは、いざれか多い額

の退職年金のみを支給し、これ

らの退職年金の額が同じときは、第一号に掲げる規定による退職年金のみを支給する。

一 新法第七十六条又は第八条  
若しくは第九条(これらの規

2 前項第一号の期間のうちに次の各号に掲げる期間があるとき

は、同項第一号の金額は、同項の規定により算定した金額に、それぞれ次の各号に掲げる金額を加えた金額(その金額が同項第一号の期間を四十年として算定した金額をこえるときは、当該金額)とする。

一 法律第一百五十五号附則第七条第一項(同法による改正前

の恩給法第六十三条第五項において準用する同法第六十条第三項に係る部分に限る。)又は同法第六十三条第五項において準用する同法第六十条第一項(同法による改正前

の恩給法第六十三条第五項において準用する同法第六十条第一項(同法による改正前

(一時恩給の支給を受けた者の警察職員等の退職年金の支給開始年齢等に関する特例)

第四十五条の二 前条第一項に規定する退職年金の額を計算する場合において、同項の恩給更新組合員が第十二条第一号に掲げ

る者に該当するときは、同項第一号の金額は、同号及び前条第

二項の規定により算定した金額から、第十二条第一号における控除すべきこととされる金額を控除した金額とする。

二 第二項又は第四十四条第一項の規定による退職年金の支給の規定により準用する。この場合において、第十五条第一項第

二項の規定により算定した金額から、第十二条第一号における控除すべきこととされる金額を控除した金額とする。

二 第二項又は第四十四条第一項の規定により算定した金額から、第十二条第一号における控除すべきこととされる金額を控除した金額とする。

(警察職員等の退職年金の支給開始年齢等に関する特例)

第四十五条の四 第十五条(第一項第三号を除く。)及び第十七条第一項の規定は、恩給更新組合員に対する新法附則第十三条の二第一項又は第四十四条第一項の規定により算定した金額から、第十二条第一号における控除すべきこととされる金額を控除した金額とする。

二 第二項又は第四十四条第一項の規定により算定した金額から、第十二条第一号における控除すべきこととされる金額を控除した金額とする。

により退職年金を受ける権利を有することとなる恩給更新組合員に対する新法第八十一条の規定による廃疾年金について、第四十二条第一項において準用する第二十二条及び第二十三条の規定を適用する場合においては、第二十二条第一項各号列記以外の部分中「二十年」とあるのは「十五年」と、「組合員期間」とあるのは「警察職員等であつた期間」と、「次の各号」とあるのは「第一号及び第四号」と、同項第一号中「第七条第一項第一号の期間」とあるのは「第七条第一項第一号の期間のうち第四十三条の一号の期間のうち第一号の規定により警察職員等であつた期間に算入される期間」と、「二十年」とあるのは「十五年」と、「警察職員等の恩給法の俸給年額」と、同項第四号中「組合員期間」とあるのは「警察職員等であつた期間」と、「前各号」とあるのは「第一号」と、「二十年」とあるのは「十五年」と、「新法の俸給年額」とあるのは「百分の一・五(公務による廃疾年金があつては、十五年をこえ二十年に達するまでの期間については百分の一・五、二十五年をこえ三十年に達するにあつては、二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については百分の一とする。)」と、第二十三条中「第十二条各号」とあ

るは「第十二条第一号」と読み替えるものとし、第二十二条第一項第二号及び第三号の規定は、適用しないものとする。  
2 前項の規定により算定した廃疾年金の額が、同項及び新法附則第十三条の六第一項の規定を適用しないものとして算定した廃疾年金の額より少ないとときは、当該金額を廃疾年金の額とする。警察職員等の遺族年金の受給資格に関する特例)

第四十七条 次の各号の一に該当する場合には、当該各号に規定する者の遺族に、遺族年金を支給し、遺族一時金は、支給しない。  
一 警察職員等であつた期間が十五年末満である者で第四十条第一項の規定による退職年金を受ける権利を有するものが公務傷病によらないで死亡したとき。  
二 警察職員等であつた期間が十五年末満である者が公務傷病によらないで死亡した場合において、その死亡を退職とみなしたならば第四十四条第一項の規定により退職年金を受ける権利を有することとなる。

2 前項の場合においては、新法第八十八条第一項第三号及び第三十四条第二項の規定は、適用しない。同条第十五項を同条第十四項とする。

3 地方職員のうち短期地方職員以外の者が短期地方職員となつたときは、長期給付に関する規定の適用については、そのなつた日の前日において退職したものとみなす。この場合において、その者に支給すべきこととなる退職年金、減額退職年金及び廃疾年金は、その者が組合員である間、その支給を停止する。

4 前項の申出をした者に対する長期給付に関する規定の適用については、その者の恩給公務員期間は、第七条第一項第一号(第五十一条の二 長期組合員(地方職員であるものを除く。)が引き続き新法附則第二十条第五項に規定する者(以下「短期地方職員」という。)となつた場合において、その者が、そのなつた日から六十日以内に、引き続き長期給付に関する規定の適用を受けることを希望する旨を組合に申し出たときは、前項の規定にかかわらず、その組合員期間が二十年に達するまで、引き続き組合員である間、長期組合員となることができ

る。第五十一条第二項中「前項の場合を「地方職員についてこの法律の規定を適用する場合」に、「第四十五条第二項、第四十七条第四項及び第五条第一項中「組合員」とあるのは「長期組合員」と、「地方警察職員等の遺族年金の額に関する経過措置」)

第五十一条第二項、第四十七条第四項及び第五条第一項中「組合員」とあるのは「長期組合員」と、「地方公共団体」を「地方公団体(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一

44 第四十八条 前条第一項各号の規定による遺族年金の額は、当該

各号に規定する退職年金の額の百分の五十に相当する金額とする。

2 第三十二条の二の規定は、前項の遺族年金の額について準用する。

3 前二項の規定により算定した遺族年金の額が、前条の規定を適用しないとしたならば受けることとなる遺族年金の額より少ないときは、当該金額を遺族年金の額とする。  
(再就職者の取扱)

第四十八条 第四十三条から前条までの規定は、警察職員等であつた期間を有する者で長期組合員となつたもの(恩給更新組合員である者を除く。)について、第四十五条の三第三項中「組合員となつた日」を「第四十八条の二に規定する長期組合員となつた日」と読み替えるものとする。

4 前項の規定は、適用しない。  
5 第三項の申出をした者については、新法附則第十三条から第十三条の八まで、第四条、第八章並びに第五条、第八条、第十条、第十四条、第十五条及び第六章並びに第十三条第三項及び第二十三条中恩給に係る部分(これらの規定を第四十一条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

6 地方公共団体は、第三項の規定の適用を受ける者に係る新法第九十九条第二項第二号及び第三号に掲げる費用を負担しない。この場合においては、その者がこれらの規定による負担金に相当する金額を負担するものとする。

(地方職員であつた長期組合員の取扱)

第五十一条第三 地方職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の施行前ににおけるこれに相当する者その他政令で定める者を含む。)であつた長期組合員(第五十一条第一項の規定の適用を受ける者を除く。)

は、この法律の規定の適用については、地方職員であつた間、職員であつたものとみなす。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

第五十五条第一項中「第七章」を「第八章」に改め、「第二十四条及び第三十三条を除く。」を削り、同条

「第四項」を「第三項」に改め、同条

第三項中「日本道路公団」の下に「首都高速道路公団」を、「第四十

一条第一項」の下に「又は第四十二

条第一項」を加える。

第五十七条を次のように改め

(長期給付の決定)

第五十七条 連合会は、連合会加入組合の組合員に係る長期給付

については、当分の間、当該組合員の所属する組合を代表する新

法第八条に規定する各省各庁の長の名をもつて決定することができる。

(長期給付の決定に関する事務の特例)

第五十七条の二 連合会加入組合

の組合員に係る連合会による長

期給付の決定は、当分の間、政令で定めるところにより、総理府恩給局長の審理を経て行うものとする。

(国家公務員法の一部改正)

第三条 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)の一部を次の

ようにより改める。

目次中「第八節 退職者に対する恩給」を「第八節 退職年金制度」に改める。

第十二条第六項第十八号中「恩給に関する重要事項の立案」を「国

会及び内閣に対する意見の申出」に改める。

第三章第八節を次のように改め

(退職年金制度)

第一百七条 職員が、相当年限忠実に勤務して退職した場合、公務に基く負傷若しくは疾病に基き退職した場合又は公務に基き死亡した場合におけるその者又はその遺族に支給する年金に関する制度が樹立し実施せらるなければならぬ。

前項の年金制度は、退職又は死亡の時の条件を考慮して、本人及びその退職又は死亡の当時直接扶養する者のその後における適当な生活の維持を図ることを目的とするものでなければならない。

第一項の年金制度は、健全な保険数理を基礎として定められなければならない。

前項の規定による年金制度は、法律によつてこれを定める。

(意見の申出)

第一百八条 人事院は、前条の年金制度に關し調査研究を行い、必要な意見を国会及び内閣に申し出ることができる。

(総理府設置法の一部改正)

第四条 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次

のようにより改める。

第七条第五号の次に次の二号を加える。

第一条 第四条、第十四条、第八

条、第四十九条並びに第五十一

条の改正規定、同条の次に二条

を加える改正規定、同法第五十

三条の改正規定、同法附則第

二条及び附則第二十条第一項第一

号の改正規定、第二条中国家公

務員共済組合法の長期給付に

する施行法目次(第八章及び

第九章に係る部分に限る)、

第三条 第三項第一号中「恩給」

を「退職年金制度」に改める。

六 国家公務員共済組合連合会

の長期給付の決定に關する審

理に關すること。

附則第二項を削り、附則第三項を附則第二項とし、附則第四項か

ら第六項までを一項ずつ繰り上げる。

(旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一

部改正)

第五条 旧令による共済組合等から

の年金受給者のための特別措置法

(昭和二十五年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「並びに第十三条

を「第十三条並びに共済組合法

第十二条第二項」に、「読み替え

る」を、「共済組合法第十二条第二

項中「各省各府の長」とあるのは「大

蔵大臣」と読み替えるに改める。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から

施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

第一条中国家公務員共済組

合法第七十二条及び第一百条第

三項の改正規定、同法第一百二

十六条の次に一条を加える改正

規定、同法附則第十三条の改正

規定、同条の次に七条を加える

改正規定並びに同法附則第十四

条及び附則第二十条第一項第一

号の改正規定、第二条中国家公

務員共済組合法の長期給付に

する施行法目次(第八章及び

第九章に係る部分に限る)、

第三条 第三項第一号中「恩給」

を「退職年金制度」に改める。

六 国家公務員共済組合連合会

の長期給付の決定に關する審

五条の改正規定(第八章に係る部分に限る)、同法第五十七条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに第三条、第四条及び附則第四条から第六条までの規定(昭和三十五年七月一日)の一部改正

第二条中国家公務員共済組合

法の長期給付に関する施行法第

七条第一項第一号イからニまで

の改正規定(昭和三十五年七月

一日)の一部を次のように改正する。

二 第二条中国家公務員共済組合

法の長期給付に関する施行法第

七条第一項第一号イからニまで

(以下「改正前の法」という。)第六十二条第二項の規定による給付及

十二条第二項の規定による給付及

第三項までを一項ずつ繰り上げる。

第三項第一号イからニまで

の規定による給付(以下「改正前の施行法」という。)第十四条(同法第四十一条

第二項とし、附則第四項から

の改正規定、同条の次に一条を

加える改正規定並びに第三条、

第四条及び附則第四条から第六

条までの規定(昭和三十五年七月

一日)の一部を次のように改正する。

二 第二条中国家公務員共済組合

法の長期給付に関する施行法第

七条第一項第一号イからニまで

の規定による給付(以下「改正前の施行法」という。)第十四条(同法第四十一条

第二項とし、附則第四項から

の改正規定、同条の次に一条を

加える改正規定並びに第三条、

第四条及び附則第四条から第六

条までの規定(昭和三十五年七月

一日)の一部を次のように改正する。

二 第二条中国家公務員共済組合

法の長期給付に関する施行法第

七条第一項第一号イからニまで

の規定による給付(以下「改正前の施行法」という。)第十四条(同法第四十一条

第二項とし、附則第四項から

の改正規定、同条の次に一条を

加える改正規定並びに第三条、

第四条及び附則第四条から第六

条までの規定(昭和三十五年七月

一日)の一部を次のように改正する。

二 第二条中国家公務員共済組合

法の長期給付に関する施行法第

七条第一項第一号イからニまで

(以下「改正前の法」という。)第六十二条第二項の規定による給付及

十二条第二項の規定による給付及

第三項までを一項ずつ繰り上げる。

第三項第一号イからニまで

の規定による給付(以下「改正前の施行法」という。)第十四条(同法第四十一条

第二項とし、附則第四項から

の改正規定、同条の次に一条を

加える改正規定並びに第三条、

第四条及び附則第四条から第六

条までの規定(昭和三十五年七月

一日)の一部を次のように改正する。

二 第二条中国家公務員共済組合

法の長期給付に関する施行法第

七条第一項第一号イからニまで

の規定による給付(以下「改正前の施行法」という。)第十四条(同法第四十一条

第二項とし、附則第四項から

の改正規定、同条の次に一条を

加える改正規定並びに第三条、

第四条及び附則第四条から第六

条までの規定(昭和三十五年七月

一日)の一部を次のように改正する。

二 第二条中国家公務員共済組合

法の長期給付に関する施行法第

七条第一項第一号イからニまで

の規定による給付(以下「改正前の施行法」という。)第十四条(同法第四十一条

第二項とし、附則第四項から

の改正規定、同条の次に一条を

加える改正規定並びに第三条、

第四条及び附則第四条から第六

条までの規定(昭和三十五年七月

一日)の一部を次のように改正する。

二 第二条中国家公務員共済組合

法の長期給付に関する施行法第

七条第一項第一号イからニまで

受けることとなるものの同日の属する月分までとして支給すべき金額については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。(任命について国会の同意を要する職員等に関する経過措置)

第四条 昭和三十四年九月三十日において改正前の施行法第二条第一項第四号に規定する恩給公務員でその者が同日以後引き続き当該職員である間、改正後の施行法第四条の規定は、適用しない。

2 昭和三十四年九月三十日において改正前の施行法第二条第一項第六号に規定する長期組合員であつた職員で同年十月一日において改正前の施行法第二条第一項第六号に規定する長期組合員であつた職員で同年十月一日において改正後の法第七十二条第二項の規定に該当するものについては、その者が同日以後引き続き当該職員である間、改正後の施行法第四条の規定は、適用しない。

3 第五条 昭和三十四年九月三十日において改正前の施行法第四十七条第一項第一号の規定による組合員であつた者で同号の改正規定の施行により組合員の資格を喪失したも

属する地方公共団体の職員が組織する市町村職員共済組合の組合員又は健康保険組合の被保険者となるものとする。前項の規定により市町村職員共済組合の組合員又は健康保険組合の被保険者となつた者に対する市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二百四号)の保健給付及び休業給付に関する規定又は健康保険法(大正十一年法律第七十号)の規定の適用については、その者は、その改正前の法附則第二十条第一項第一号に掲げる組合(以下この条において「警察共済組合」という。)の組合員であつた期間、市町村職員共済組合の組合員又は健康保険組合の被保険者であつたものとみなし、そのなつた際現に改正前の法による短期給付を受けている場合には、当該給付は、市町村職員共済組合法又は健康保険法のこれに相当する給付として受けたものとみなし、その者が組合員又は被保険者となつた市町村職員共済組合又は健康保険組合は、そのなつた日以後に係る給付を支給するものとする。

(長期給付の継続適用を受けていた地方職員に関する経過措置)

4 第六条 昭和三十四年九月三十日において改正前の施行法第四十七条第一項第一号の規定による組合員であつた者で同号の改正規定の施行により組合員の資格を喪失したも

ことによる長期給付は、支給しない。この場合において、警察共済組合は、その者に係る責任準備金に相当する金額を、政令で定めるものとする。(恩給受給権の放棄に関する経過措置)

2 第八条 昭和三十三年十二月三十一日において恩給公務員でなかつた前項の規定による改正後の施行法第五条第二項ただし書又は第四十条第一項の規定の適用については、昭和三十五年七月分以後、これらの規定により在職年に算入されなかつた実在職年を通じて、その額を改定する。

5 前項前段に規定する者の改正前の法による長期給付の基礎となる組合員である期間は、市町村職員共済組合法に規定する退職給付、廢疾給付及び遺族給付の基礎となる組合員である期間に通算する。

6 第九条 昭和三十四年法律第一号の公布の日から」とする。

(除算された実在職年の算入における組合員の取扱い)

4 第九条 更新組合員(改正後の施行法第四十二条第一項に規定する恩給更新組合員を含む。)又は同法第四十一条第一項各号(同法第四十二条第一項において準用する場合合)法附則第二十一項後段に規定する长期給付に相当する給付の基礎となる組合員である期間を、その者に適用される市町村職員共済組合法附則第二十一項後段に規定する退職給付に相当する給付の基礎となる在職期間又はその者に適用される退職年金及び退職一時金に

関する条例に規定する退職年金若しくは退職一時金の基礎となる在職期間に通算する措置を講じなければならない。

5 第十条 この法律の公布の日前において改正前の施行法第三十六条第一項第一号の規定に対する改正後の施行法第一項第一号に規定する更新組合員に対する改正後の施行法第三十六条第一項第一号の規定の適用については、同項中「施行日から」あるのは、「国家公務員共済組合の組合員又は、その者に係る責任準備金に相当する金額を、政令で定めるものとする。」とする。

6 第十一条 第二項第一項に規定する重複期間に對する一時金に関する経過措置)

4 第十一条 第二項第一項に規定する重複期間に對する一時金に関する経過措置)

5 第十二条 法律第百五十五号附則第二十四条第一項又は同法附則第二十四条の二第一項ただし書若しくは第二項の規定の適用を受けて計算された在職年を基礎とする退職年金、

6 第十三条 第二項の規定は、法律第百五十五号附則第二十四条の四第二項各号に掲げる者については、適用しないものとする。

3 第十四条 第二項の規定により新たに退職年金又は遺族年金の支給を受けることとなる者が、同一の給付事由に係る改正前の法若しくは改正前の施行法又は改正後の法若しくは改正後の施行法の規定による退職一時金、廢疾一時金又は遺族一時金の額(その一部が組合に返還されているときは、その金額を控除した金額)の十五分の一に相当する金額を控除した金額とする。ただし、当該退職一時金又は遺族一時金の額(その一部が組合に返還されているときは、その金額を控除した金額)の十五分の一に相当する金額を控除した金額とする。ただし、当該退職一時金、廢疾一時金又は遺族一時金の全部が組合に返還された場合は、この限りでない。

4 第十五条 第二項又は第二項の規定の適用を受ける者について、在職年の計算につき法律第百五十五号附則第二十四条第一項の規定を適用しないたとしたならば、改正後の施行法第三十六条第一項に規定する重複期間に該当することとなる期間があるときは、昭和三十五年七月一



たものに対する退職手当の額を計算する場合には、第三条第一項各号、第四条第一項各号若しくは第三項又は第五条第一項各号に規定する割合に百分の九十七を乗じて得た割合をこれらの規定に規定する割合としてこれらの規定を適用する。

第六条を次のように改める。

(退職手当の最高限度額)

第六条 前四条の規定により計算した退職手当の額が、職員の退職の日における俸給月額に六十（前条の規定により計算した退職手当については、五十八・二）を乗じて得た額をこえるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当とする。

第七条第三項中「第一号から第三号まで」を「各号」に改め、同条第六項中「第四条」を「第三条第一項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）」、第四条に改める。

第八条第一項第四号を削り、同条第二項を次のように改め、同条第三項を削る。

2 職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、その退職については、退職手当を支給しない。

附則中第十項を削り、第十一項を第十一項とし、第十二項以下を削る。

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の国家公務員等退職手当法（以下「新法」という。）の規定は、国家公務員共済組合法等の一

部を改正する法律（昭和三十四年法律第一号）附則第一項各号に掲げる日（改正前の国家公務員等退職手当暫定措置法（以下「旧法」という。）附則第十二項に規定する郵政職員等及び新法第二条第一項第二号の職員については、昭和三十四年一月一日。以下「適用日」という。）以後の退職に

係る退職手当について適用し、適用日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

3 適用日の前日に在職する職員で新法第一条の職員に該当するものが適用日以後に次の各号に掲げる退職をした場合には、その者に支給すべき退職手当の額は、新法第三条から第六条まで、次項及び附則第六項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

一 新法第三条第一項又は第四条第三項の規定に該当する退職（傷病又は死亡による退職）による退職に限る。）その者につき旧法第四条（死により退職した者）にあつては、旧法附則第十項を含む。

二 新法第五条第一項又は第四条第三項（新法第五条の二に規定する職員については、同条以下この項において同じ。）の規定により計算した退職手当の額と新法第三条第一項又は第四条第三項（新法第五条の二に規定する職員については、同条以下この項において同じ。）の規定による退職手当を含む。）の規定により計算した退職手当とのいずれか多い額

条及び次項を含む。）の規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額

三 新法第六条の規定に該当する者、第四条又は第五条の規定により計算した退職手当の額と

三、第四条又は第五条の規定により計算した退職手当の額と

新法第六条（附則第六項に規定する者については、同項を含む。）の規定により計算した退職手当の額と

新法第一条第一項第二号の職員である者に対する新法第五条の二の規定の適用については、同条中「百分の九十七」とあるのは、「百

分の九十七（昭和三十四年一月一日前の勤続期間及び同年中に退職した者の同日以後の勤続期間については百分の百、昭和三十五年中三十六年中に退職した者の同日以後の勤続期間については百分の九十九、昭和三十六年中三十七年中に退職した者の同日以後の勤続期間については百分の九十八）」とする。

5 前項の場合において、昭和三十四年一月一日前の勤続期間（以下「適用前の期間」という。）又は同日以後の勤続期間（以下「適用後の期間」という。）に一年未満の端数に相当する月数があるときは、適用後の期間の一年未満の端数に相当する月数は、適用前の期間間に加算するものとする。この場合において、適用前の期間に一年未満の端数に相当する月数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

6 附則第四項に規定する者に対する新法第六条の規定の適用については、同条中「五十八・二」とある

のは、「第三条から第五条までの規定により計算した退職手当の額に対する前条及び国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第二百五十号）」附則第四項の規定により計算した退職手当の額を六十に乘じて得た数」とする。

7 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律附則第四条第一項の規定の適用を受ける職員に対する退職手当の支給については、な

お従前の例による。

8 國家公務員共済組合法等の一部を改正する法律附則第四条第二項の規定の適用を受ける職員については、新法第四条第二項の規定は、適用しない。

9 裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）の一部を次のように改める。

第八条 削除

第九条中「及び退官手当」を削る。

10 日本専売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第五十条（見出しを含む。）中「國家公務員等退職手当暫定措置法」を「國家公務員等退職手当法」に、「第四条から第六条まで（第四条中傷病又は死亡による退職に係る退職手当に関する部分を除く。）」を「第四条、第五条（公務上の傷病又は死亡による退職手当法）に、「第四条から第六条まで（第四条中傷病又は死亡による退職に係る退職手当に関する部分を除く。）」に改める。

11 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に關する法律（昭和二十五年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

12 日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）の一部を次のように改正する。

13 元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

14 行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

15 住宅金融公庫法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第二十

号）第十一条又は国家公務員等退職手当暫定措置法を「国家公務員等退職手当法」に改める。

16 第十二条中「國家公務員等に対する法律（昭和二十一年法律第二十



國税に関する法律の規定に基いて國税（その滞納処分費を含む。第四十二条（納税の告知）、第四十五条（督促）及び第四十六条（延滞加算税額）を除き、以下同じ。）を納付する義務を負う者（第二次納税義務者及び保証人を含む。）をいふ。

七 第二次納税義務者 第三十三条から第三十九条まで（無限責任社員等の第二次納税義務）又は第四十一条第二項若しくは第五项（人格のない社団等に係る第二次納税義務）の規定により、納税者の國税を納付する義務を負う者をいふ。

八 保証人 第百五十六条第一項第六号（保証人）又は酒税法（昭和二十八年法律第六号）その他の國税に関する法律の規定により、納税者の國税の納付について保証をした者をいふ。

九 滞納者 紳税者でその納付すべき國税をその納付の期限までに納付しないものをいう。

十 法定納期限 所得税法その他の國税に関する法律の規定により國税を納付すべき期限（修正申告、期限後申告、更正若しくは決定（内国消費税又は入場税に係るもの）を除く。）、延納、線上徵收又は徵收に関する猶予に係る期限を除く。）をいい、附帯税額及び滞納処分費については、その徵收の基団となつた國税の当該期限をいふ。

十一 徵收職員 税務署長又は國稅の徵收に関する事務につきその委任を受けた職員をいふ。

十二 強制換価手続 滞納処分（その例による処分を含む。以下同じ。）、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続及び破産手続をいふ。

十三 執行機関 滞納処分を執行する行政機関その他の者（以下「行政機関等」といふ。）裁判所、執行吏、強制管理人及び破産管財人をいふ。

（他の國税に関する法律との関係）第三条 この法律に規定する事項で他の國税に関する法律に別段の定があるものは、その定めるところによる。

（期間の計算及び期限の特例）第四条 國税に関する法律に定める期間の計算については、民法（明治二十九年法律第八十九号）第一百三十九条から第一百四十三条までの（期間）に定めるところによる。

五 税務署長は、前項に規定する場合には、その書類の名称、その送達を受けるべき者の氏名、あて先及び発送の年月日を確認するに足りる記録を作成しておかなければならぬ。

（公示送達）第六条 税務署長は、前条の規定により送達すべき書類について、その住所又は居所に送達する。

（強制換価手続の費用の優先）第九条 紳税者の財産につき強制換価手続が行われた場合において、その手續金（以下この章において「換価代金」といふ。）につき、その手續金に係る費用に次いで徵収する。

（直接の滞納処分費の優先）第十条 紳税者の財産を國税の滞納処分により換価したときは、その換価代金につき、他の國税は、その手續金につき便宜を有する者とのみなす。

（担保を徵した國税の優先等）第十九条から第二十一条まで（先取特權等の優先）の規定にかかると、その換価代金につき、他の國税、地方税その他の債権に先づ徵収する。

（強制換価の場合の内国消費税の優先）第十七条まで（差押先着手による取扱い）及び第十九条から第二十一条まで（先取特權等の優先）の規定にかかると、その換価代金につき、他の國税、地方税その他の債権に先づ徵収する。

（国税優先の原則）第八条 國税は、納税者の給財産について、この章に別段の定がある

場合を除き、すべての公課その他の債権に先づて徵収する。

（強制換価手続の費用の優先）第九条 紳税者の財産につき強制換価手続が行われた場合において、その手續金につき、その手續金に係る費用に次いで徵収する。

（差押先着手による國税の優先）第十二条 紳税者の財産につき國税の滞納処分による差押をした場合

において、他の国税又は地方税の交付要求があつたときは、その差押に係る国税は、その換価代金につき、その交付要求に係る他の国税又は地方税に先だつて徴収する。

2 納税者の財産につき国税又は地方税の滞納処分による差押があつた場合において、国税の交付要求をしたときは、その交付要求に係る国税は、その換価代金につき、その差押に係る国税又は地方税を除く)に次いで徴収する。

(第九条(強制換価手続の費用の優先)の規定の適用を受ける費用を除く)に次いで徴収する。

(交付要求先着手による国税の優先)

第三条 納税者の財産につき、強制換価手続が行われた場合において、国税及び地方税の交付要求があつたときは、その換価代金につき、先にされた交付要求に係る国税は、後にされた交付要求に係る国税又は地方税に先だつて徴収し、後にされた交付要求に係る国税は、先にされた交付要求に係る国税又は地方税に次いで徴収する。

(担保を設立した国税の優先)

第十四条 国税につき徴した担保財産があるときは、前二条の規定にかかるわらず、その国税は、その換価代金につき他の国税及び地方税に先だつて徴収する。

第三節 国税と被担保債権

(法定納期限等以前に設定された質権の優先)

第十五条 納税者がその財産上に質権を設定している場合において、

その質権が国税の法定納期限(次の各号に掲げる国税については、当該各号に掲げる日とし、当該国税に係る附帯税額及び滞納処分費について、その徴収の基因となつた国税に係る当該各号に掲げる日とする。以下「法定納期限等」という。)以前に設定されているものであるときは、その国税は、その換価代金につき、その質権により担保される債権に次いで徴収する。

一 法定納期限後にその納付すべき額が確定した国税 その納税告知書を発した日(所得税、法人税、相続税、贈与税又は再評価税で申告により確定したものについては、その申告があつた日とし、所得税の予定申告に係る更正又は決定により確定したものについては、その通知書を発した日とする。)

二 法定納期限前に第四十三条第三項(線上徴収)の規定により告知がされた国税 その告知により指定された納期限

七 相続人(包括受遺者を含む。以下同じ。)の固有の財産から徴収する被相続人(包括遺贈者を含む。以下同じ。)の国税及び相続財産から徴収する相続人の固有の国税(相続のあつた日前にその納付すべき税額が確定したものに限る。)の相続(包括遺贈を含む。以下同じ。)があつた日八 合併により消滅した法人(以下「被合併法人」という。)に属していた財産から徴収する合併後存続する法人又は当該合併に係る他の被合併法人の固有の国税及び合併後存続する法人の固有の財産から徴収する被合併法人の国税(合併のあつた日前にその納付すべき税額が確定したものに限る。)の合併のあつた日

九 第二次納税義務者又は保証人として納付すべき国税 第三十条第一項(第二次納税義務者があつた日)

四 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)第三十五条第五項

五 再評価税で確定した税額を二以上の納期において納付するものうち最初の納期後の納期における納付する再評価税 その再評価税の最初の納期限

六 第二十四条第二項(譲渡担保権者の物的納税責任)又は第五十九条第三項(保全差押の金額の通知)の規定により告知し、又は通知した金額の国税 これらの規定による告知書又は通知書を発した日

七 前項各号の規定により証明された質権は、第一項の規定の適用については、民法施行法(明治三十一年法律第十一号)第五条(確定日附がある証書)の規定により確定されたものとされた日に設定期に於ける事実を証明した場合に限り適用する。この場合においては、第十五条第二項後段及び第三項(優先質権の証明)の規定を準用する。

2 前項の規定は、登記をすることができる質権以外の質権について、その執行機関に対し、その設定されている財産を譲り受けたときは、国税は、その換価代金につき、その質権又は抵当権の設定された質権又は抵当権に係る質権以外の質権については、その執行機関に対し、その設定の事実を証明した場合に限り適用する。この場合において、有価証券を目的とする質権以外の質権については、その証明は、次に掲げる書類によつてしなければならない。

一 公正証書

二 登記所又は公证人役場において目附のある印鑑が押されている事実を証明した場合に限り適用する。この場合においては、第十五条第二項後段及び第三項(優先質権の証明)の規定を準用する。

3 前項各号の規定により証明された質権は、第一項の規定の適用については、民法施行法(明治三十一年法律第十一号)第五条(確定日附がある証書)の規定により確定されたものとされた日に設定期に於ける事実を証明した場合に限り適用する。この場合においては、第十五条第二項後段及び第三項(優先質権の証明)の規定を準用する。

4 第一項の質権を有する者は、第二項の証明をしなかつたため、国税に後れる金額の範囲内において受けた時ににおける債権額を限度とする他の債権者又は抵当権者がその国税の質権者又は抵当権者がその国税に係る差押又は交付要求の通知を受けた時ににおける債権額を限度とする他の債権者又は抵当権者がその国税に優先する。ただし、その国税に優先する後順位の質権者に対して優先権を行なうことができない。

5 (法定納期限等以前に設定された抵当権の優先)

第六条 納税者が国税の法定納期限等以前にその財産上に抵当権を設定しているときは、その国税は、その換価代金につき、その抵当権により担保される債権に次いで徴収する。



売買の予約その他これらに類する契約を締結している場合において、期限の経過その他その契約が履行以外の理由によりその契約が効力を失つたときを含む。)において、なお譲渡担保財産として存続するものとみなして、第三項の規定を適用する。

6 第一項の規定は、国税の法定納期限等以前に、担保の目的でされた譲渡による権利の移転の登記がある場合又は譲渡担保者が国税の法定納期限等以前に譲渡担保財産となつている事実を、その財産の売却決定の前日までに、証明した場合には、適用しない。この場合においては、第十五条第二項後段及び第三項(優先質権の証明)の規定を準用する。

7 第一項の規定の適用を受ける譲渡担保者は、第十章(罰則)の規定の適用については、納税者とみなし。

(譲渡担保財産の換価の特例等)

第二十五条 買戻の特約のある売買の登記、再売買の予約の請求権の保全のための仮登記その他のこれに類する登記(以下この条において「買戻権の登記等」という。)がされている譲渡担保財産その買戻権の登記等の権利者が清納者であるときは、その差し押えた買戻権の登記等に係る権利及び前条第三項の規定により差し押えたその買戻権の登記等のある譲渡担保財産を一括して換価することができ。2 前条及び前項に規定するもののほか、譲渡担保財産からする納稅

者の国税の徴収に關し必要な事項は、政令で定める。

#### 第五節 国税及び地方税等と私債権との競合の調整

(国税及び地方税等と私債権との競合の調整)

第二十六条 強制換価手続において國税が他の國税、地方税又は公課(以下この条において「地方税等」という。)及びその他の債権(以下この条において「私債権」という。)と競合する場合において、この章又は地方税法その他の法律の規定により、國税が地方税等に先だち、私債権がその地方税等におくれば、かつ、当該國税に先だつときは、又は國税が地方税等におくれ、私債権がその地方税等に先だち、かつ、当該國税におくれるときは、換価代金の配当については、次に定めることによる。

1 第九条(強制換価手続の費用の優先)又は第十条(直接の滞納処分費の優先)に規定する費用若しくは滞納処分費、第十二条(強制換価の場合の内国消費税の優先)に規定する國税(地方税法の規定によりこれに相当する優先権を有する地方税を含む。)、第二十一条(留置権の優先)の規定の適用を受ける債権、(相続による納稅義務の承継)登記等に係る権利及び前条第三項の規定により差し押えたその買戻権の登記等のある譲渡担保財産その買戻権の登記等に係る権利を一括して換価することができる。

2 第二十七条 相続があつた場合に

は、その相続人又は民法第九百五条(前払賃料の優先)(第七十一一条相続財産法人の法人は、

第五十九条第三項若しくは第四条第四項(自動車等についての準用規定)において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けれる債権又は第十九条(不動産保

の適用を受ける債権があるときは、これらの順序に従い、それぞれこれらに充てる。

二 国税及び地方税等並びに私債権(前号の規定の適用を受けるものを除く。)につき、法定納期限等(地方税又は公課のこれに相当する納期限等を含む。)又は設定期間等を充てる。

3 前号の規定により定めた國税及び地方税等並びに私債権に充るべき金額の総額をそれぞれ定める。

三 前号の規定により定めた國税及び地方税等に充るべき金額の総額を第八条(國税優先の原則)若しくは第十二条から第十四条まで(差押先着手による国税の優先等)の規定又は地方税法その他の法律のこれらに相当する規定により、順次國税及び地方税等に充てる。

4 (法人の合併による承継)

第二十九条 法人が合併した場合は、合併後存続する法人又は合併により設立した法人は、被合併法人に課されるべき、又は被合併法

人が納付すべき國税を納付しなければならない。

5 (法人の合併による承継)

第二十九条 法人が合併した場合は、合併後存続する法人又は合併により設立した法人は、被合併法人に課されるべき、又は被合併法

人が納付すべき國税を納付しなければならない。

6 (相続人からの徴収の手続)

第二十八条 納税者につき相続があつた場合において、その相続人が二人以上あるときは、これらの相続人は、そのうちから被相続人の國税の賦課、徵収(滞納処分を除く。)及び還付に関する書類を受領する代表者を指定することができる。この場合において、その指定をした相続人は、その旨を税務署長に届け出なければならない。

7 条及び第四百三十九条から第四百四十四条まで(連帶債務の効力等)の規定を準用する。

8 (共有物等に係る連帶納稅義務)

第三十条 國税の連帶納付義務については、民法第四百三十二条から第四百三十四条まで、第四百三十九条から第四百四十四条まで(連帶債務の効力等)の規定を準用する。

9 (共有物、共同事業又は等の規定を準用する。

10 (国有物等に係る連帶納稅義務)

第三十一条 共有物、共同事業又はこれらにより生じた財産に係る國税は、その納税者が連帶納付の義務を負う。

11 (第二節 第二次納稅義務)

第二十九条 税務署長は、納税者の國税を第二次納稅義務者から徵取しようとするときは、その者に対し、政令で定めるところにより、

12 (第三次納稅義務)

第三十二条 税務署長は、納税者の國税を第二次納稅義務者から徵取しようとするときは、その者に対し、政令で定めるところにより、

承認をした相続人は、相続によつて得た財産を限度とする。前項の場合において、相続人が二人以上あるときは、各相続人は、同項の規定により被相続人の國税を民法第九百条から第九百二条まで(法定相続分・代襲相続分・指定相続分)の規定によるそなわちに相続によつて得た財産の価額が同項の規定により納付すべき額を納付しなければならない。

3 前二項に定めるもののはか、他の死亡後その死亡を知らないでその者の名義でした賦課、徵収又は還付に關する処分で書類の送達を人に対してされたものとみなす。

4 被相続人の國税につき、その者により設立した法人は、被合併法人に課されるべき、又は被合併法

人が納付すべき國税を納付しなければならない。

5 前二項に定めるもののはか、他の死亡後その死亡を知らないでその者の名義でした賦課、徵収又は還付に關する処分で書類の送達を人に対してされたものとみなす。

6 被相続人の國税につき、その者により設立した法人は、被合併法人に課されるべき、又は被合併法

人が納付すべき國税を納付しなければならない。

7 前二項に定めるもののはか、他の死亡後その死亡を知らないでその者の名義でした賦課、徵収又は還付に關する処分で書類の送達を人に対してされたものとみなす。

8 前二項に定めるもののはか、他の死亡後その死亡を知らないでその者の名義でした賦課、徵収又は還付に關する処分で書類の送達を人に対してされたものとみなす。

9 前二項に定めるもののはか、他の死亡後その死亡を知らないでその者の名義でした賦課、徵収又は還付に關する処分で書類の送達を人に対してされたものとみなす。

10 前二項に定めるもののはか、他の死亡後その死亡を知らないでその者の名義でした賦課、徵収又は還付に關する処分で書類の送達を人に対してされたものとみなす。

11 前二項に定めるもののはか、他の死亡後その死亡を知らないでその者の名義でした賦課、徵収又は還付に關する処分で書類の送達を人に対してされたものとみなす。

12 前二項に定めるもののはか、他の死亡後その死亡を知らないでその者の名義でした賦課、徵収又は還付に關する処分で書類の送達を人に対してされたものとみなす。

13 前二項に定めるもののはか、他の死亡後その死亡を知らないでその者の名義でした賦課、徵収又は還付に關する処分で書類の送達を人に対してされたものとみなす。

14 前二項に定めるもののはか、他の死亡後その死亡を知らないでその者の名義でした賦課、徵収又は還付に關する処分で書類の送達を人に対してされたものとみなす。

15 前二項に定めるもののはか、他の死亡後その死亡を知らないでその者の名義でした賦課、徵収又は還付に關する処分で書類の送達を人に対してされたものとみなす。

16 前二項に定めるもののはか、他の死亡後その死亡を知らないでその者の名義でした賦課、徵収又は還付に關する処分で書類の送達を人に対してされたものとみなす。

17 前二項に定めるもののはか、他の死亡後その死亡を知らないでその者の名義でした賦課、徵収又は還付に關する処分で書類の送達を人に対してされたものとみなす。

18 前二項に定めるもののはか、他の死亡後その死亡を知らないでその者の名義でした賦課、徵収又は還付に關する処分で書類の送達を人に対してされたものとみなす。

19 前二項に定めるもののはか、他の死亡後その死亡を知らないでその者の名義でした賦課、徵収又は還付に關する処分で書類の送達を人に対してされたものとみなす。

20 前二項に定めるもののはか、他の死亡後その死亡を知らないでその者の名義でした賦課、徵収又は還付に關する処分で書類の送達を人に対してされたものとみなす。

21 前二項に定めるもののはか、他の死亡後その死亡を知らないでその者の名義でした賦課、徵収又は還付に關する処分で書類の送達を人に対してされたものとみなす。

22 前二項に定めるもののはか、他の死亡後その死亡を知らないでその者の名義でした賦課、徵収又は還付に關する処分で書類の送達を人に対してされたものとみなす。

23 前二項に定めるもののはか、他の死亡後その死亡を知らないでその者の名義でした賦課、徵収又は還付に關する処分で書類の送達を人に対してされたものとみなす。

24 前二項に定めるもののはか、他の死亡後その死亡を知らないでその者の名義でした賦課、徵収又は還付に關する処分で書類の送達を人に対してされたものとみなす。

25 前二項に定めるもののはか、他の死亡後その死亡を知らないでその者の名義でした賦課、徵収又は還付に關する処分で書類の送達を人に対してされたものとみなす。

26 前二項に定めるもののはか、他の死亡後その死亡を知らないでその者の名義でした賦課、徵収又は還付に關する処分で書類の送達を人に対してされたものとみなす。

27 前二項に定めるもののはか、他の死亡後その死亡を知らないでその者の名義でした賦課、徵収又は還付に關する処分で書類の送達を人に対してされたものとみなす。

28 前二項に定めるもののはか、他の死亡後その死亡を知らないでその者の名義でした賦課、徵収又は還付に關する処分で書類の送達を人に対してされたものとみなす。

29 前二項に定めるもののはか、他の死亡後その死亡を知らないでその者の名義でした賦課、徵収又は還付に關する処分で書類の送達を人に対してされたものとみなす。

30 前二項に定めるもののはか、他の死亡後その死亡を知らないでその者の名義でした賦課、徵収又は還付に關する処分で書類の送達を人に対してされたものとみなす。

31 前二項に定めるもののはか、他の死亡後その死亡を知らないでその者の名義でした賦課、徵収又は還付に關する処分で書類の送達を人に対してされたものとみなす。

32 前二項に定めるもののはか、他の死亡後その死亡を知らないでその者の名義でした賦課、徵収又は還付に關する処分で書類の送達を人に対してされたものとみなす。

33 前二項に定めるもののはか、他の死亡後その死亡を知らないでその者の名義でした賦課、徵収又は還付に關する処分で書類の送達を人に対してされたものとみなす。

34 前二項に定めるもののはか、他の死亡後その死亡を知らないでその者の名義でした賦課、徵収又は還付に關する処分で書類の送達を人に対してされたものとみなす。

付通知書により告知しなければならない。この場合においては、その者の住所又は居所の所在地を轉する稅務署長に対しその旨を通知しなければならない。

2 第二次納稅義務者がその國稅を前項の納付の期限までに完納しないときは、稅務署長は、次項において準用する第四十三条（繰上徵取）の規定により徵收する場合を除き、その期限後二十日以内に納付催告書を發して督促しなければならない。

3 第四十三条の規定は、第一項の場合について準用する。

4 第二次納稅義務者の財產の換価は、第一項の納稅者の財產を換価に付した後でなければ、行うことができない。

5 第二次納稅義務者が第一項の告知、第二項の督促又はこれらに係る國稅に関する滞納処分につき再調査の請求若しくは審査の請求をし、又は訴を提起したときは、その請求又は訴訟の係属する間は、その財產の換価をすることができない。

6 この節の規定は、第二次納稅義務者から第一項の納稅者に対しても求償權の行使を妨げない。  
(無限責任社員の第二次納稅義務)

第三十三条 合名会社又は合資会社が國稅が滞納した場合において、その財產につき滞納処分を執行してもなおその徵收すべき額に不足すると認められるときは、その社員（合資会社にあつては、無限責任社員）は、その滞納に係る國稅の第一次納稅義務を負う。この場

(清算人等の第一次納税義務)  
第三十四条 法人が解散した場合において、その法人に課されるべき、又はその法人が納付すべき国税を納付しないで残余財産の分配又は引渡をしたときは、その法人に対し滞納処分を執行してなおおそれの徴収すべき額に不足すると認められる場合に限り、清算人及び残余財産の分配又は引渡を受けた者(前条の規定の適用を受ける者を除く。以下この条において同じ。)は、その滞納に係る国税につき第二次納税義務を負う。ただし、清算人は分配又は引渡をした財産の価額の限度において、残余財産の分配又は引渡を受けた者はその受けた財産の価額の限度において、それぞれその責に任ずる。  
(同族会社の第二次納税義務)  
第三十五条 帯納者がその者を判定の基礎となる株主又は社員として選定した場合に法人税法第七条の二第一項(同族会社の定義)に規定する会社に該当する会社(以下「同族会社」という。)の株式又は出資を有する場合において、当該株式又は出資につき次に掲げる理由があるときは、その有する当該会社の株式又は出資(当該滞納に係る国税の法定納期限の一年前までに取扱したもの)の価額の限度において、当該会社は、その滞納において、当該会社は、その滞納

二 一 その株式又は出資を再度譲り受けた場合に付してもなお買受人がないことを。の株式若しくは出資の譲渡につき法律若しくは定款に制限があり、又は株券の発行がないため、これらを譲渡することにつき支障があること。

2 前項の同族会社の株式又は出資の価額は、第三十二条第一項（第一次納税義務者への告知）の納付通知書を発する時における当該会社の資産の総額から負債の総額を控除した額をその株式又は出資の数で除した額を基礎として計算した額による。

3 第一項の同族会社であるかどうかの判定は、第三十二条第一項の納付通知書を発する時の現況による。

(実質課税額等の第一次納税義務)

第三十六条 帰納者の次の各号に掲げる国税につき滞納処分を執行してもなおその徵収すべき額に不足すると認められるときは、第一号に掲げる者にあつては同号に規定する収益が生じた財産（その財産の異動により取得した財産及び財産（以下次条及び第三十八条事業を譲り受けた特殊関係者の第二次納税義務者）において「取得財産」という。）を含む。、第二号に掲げる者にあつてはその受けた利益の額を限度として、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負う。

(所得稅法第二条の二) (実質課税の原則) 若しくは第四十六条(營業所の所得の帰属の推定)又は法人稅法第七条の三(実質課税の原則)の規定により課された國稅、その國稅の賦課の基因となつた収益が法律上歸屬するとみられる者

二 所得稅法第六十七条(同族会社等の行為又は計算の否認)、法人稅法第三十一条の三(同族会社等の行為又は計算の否認)又は相続稅法第六十四条(同族会社の行為又は計算の否認)の規定により課された國稅、これらの規定により否認された納稅者の行為(否認された計算の基礎となつた行為を含む。)につき利益を受けたものとされる者(共同的な事業者の第一次納稅義務)

第三十七条 次の各号に掲げる者が納稅者の事業の遂行に欠くことができない重要な財産を有し、かつ、当該財産に関して生ずる所得が納稅者の所得となつてゐる場合において、その納稅者がその供されれてゐる事業に係る國稅を滞納し、その國稅につき滞納処分を行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、当該各号に掲げる者は、当該財産(取得財産を含む。)を限度として、その滞納に係る國稅の第二次納稅義務を負う。

一 納稅者が個人である場合その者と生計を一にする配偶者その他の親族でその納稅者の經營

二 納稅者がその事實のあつた時  
の現況において同族会社である  
場合 その判定の基礎となつた  
株主又は社員

(事業を譲り受けた特殊關係者の  
第二次納稅義務)

第三十八条 納稅者がその親族その  
他納稅者と特殊な關係のある個人  
又は同族会社で政令で定めるもの  
(以下「親族その他の特殊關係者」)  
といふに事業を譲渡し、かつ、  
その譲受人が同一とみられる場所  
において同一又は類似の事業を営  
んでいる場合において、その納稅  
者が当該事業に係る國稅を滞納  
と、その國稅につき滞納処分を執  
行してもなおその徵收すべき額に  
不足すると認められるときは、そ  
の譲受人は、譲受財產(取得財產  
を含む)を限度として、その滞納  
に係る國稅の第二次納稅義務を負  
う。ただし、その譲渡が滞納に係  
る國稅の法定納期限より一年以上  
前にされている場合は、この限り  
でない。

(無償又は著しい低額の譲受人等  
の第二次納稅義務)

第三十九条 滞納者の國稅につき滞  
納処分を執行してもなおその徵收  
すべき額に不足すると認められる  
場合において、その不足すると認  
められることが、当該國稅の法定  
納期限の一年前の日以後に、滯納  
者がその財產につき行つた政令で  
定める無償又は著しく低い額の対  
価による譲渡(担保の目的とする  
譲渡を除く)、債務の免除その他

第三者に利益を与える処分に基くすると認められるときは、これらの処分により権利を取得し、又は義務を免かれた者は、これらの処分により受けた利益が現に存する限度(これらの者がその処分の時にその滞納者の親族その他の特殊關係者であるときは、これらの処分により受けた利益の限度)において、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負う。

#### 第四節 人格のない社団等の納税義務

(人格のない社団等の納税義務)

第四十条 法人でない社団又は財團で代表者又は管理人の定があるもの(以下「人格のない社団等」といふ。)は、法人とみなして、この法律の規定を適用する。

(人格のない社団等の納税義務の承継等)

第四十一条 法人が人格のない社団等の財産に属する権利義務を包括して承継する場合(第二十九条法

人の合併による承継)の規定の適用がある場合を除く。)には、その

法人は、その人格のない社団等に課されるべき、又はその人格のない社団等の納付すべき国税(その承継が権利義務の一部であるときは、その額にその承継の時における人格のない社団等の財産のうちにその法人が承継した財産の占める割合を乗じて計算した額の国税)を納付する義務を負う。

2 人格のない社団等が国税を滞納した場合において、これに属する財産(第三者が名義となつてゐるため、その者に法律上帰属する

とみられる財産を除く。)につき滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、その第三者は、その法律上帰属するとみられる財産を限度として、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負う。

3 滞納者である人格のない社団等の財産の払戻又は分配をした場合(第三十四条清算人等の第二次納税義務)の規定の適用がある場合を除く。)において、当該社団等(前項に規定する第三者を含む。)につき滞納処分を執行してもなお徴収すべき額に不足すると認められるときは、当該払戻又は分配を受けた者は、その受けた財産の価額を限度として、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負う。ただし、その払戻又は分配が滞納に係る国税の法定納期限より一年以上前にされている場合は、この限りでない。

第四章 納税の請求

#### 第一節 納税の告知

(納税の告知)

第四十二条 国税を徴収しようとするときは、税務署長は、納税者(第二次納税義務者及び保証人を除く。以下この節において同じ。)に対し、政令で定めるところにより通知に係る所得税(予定納税額評価税)の通知に係る所得税を含む。法人税、相続税、贈与税及び再評価税。

3 製造場から移出された内国消費税の課される物品(物品税法(昭和十五年法律第四十号)第一条課税物件)に規定する第一種の物品を除く。)又は販売された当該第一種の物品に対する内国消費税。

#### (繰上徴収)

第四十三条 稅務署長は、次の各号の一に該当するときは、既に納税義務の確定した国税でその納期限におけるその全額を徴収することと

ができないと認められるものに限り、その納期限前においても、そのまま徴収をしよぐとするとき。

一 納税者の財産につき強制換価手続が開始されたとき。

二 紳税者が限定承認をしたと二 紳税者が限定承認をしたとき。

三 法人である納税者が解散したとき。

四 紳税者が納税管理人を定めないとこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるとき。

五 紳税者が不正に国税の賦課若しくは徴取を免かれ、若しくは免かれようとして、又は国税の還付を受け、若しくは受けようとしたと認められたとき。

六 紳税者が既に納税義務の確定した国税とは、次に掲げるものとする。

一 紳税の告知をした国税

二 申告又は更正若しくは決定の通知に係る所得税(予定納税額)

三 内国消費税を徴収するときは、あらかじめ執行機関及び納税者に對し、同項の規定により徴収すべき税額その他必要な事項を通知しなければならない。

4 前項の通知があつた場合において、第一項の換算がされたときには、その執行機関に対する通知は、その納付要求として、その納税者に対する通知は納税の告知としてそれぞれされたものとみなす。

#### (督促)

第二節 督促

1 第四十三条(繰上徴収)の規定により国税を徴収する場合

2 所得税法第六十九条第三項(脱税額の即時徴収)その他の国税に関する法律の規定により、偽りその他不正の行為により免かれ、若しくは免かれようとし又は還付を受けた国税その他の國税を直ちに徴収する場合

3 前項の規定により督促する場合において、その督促に係る国税の利子税額があるときは、その利子税額につき、あわせて督促しなければならない。

#### (延滞加算税額)

第四十六条 督促状を発した場合に完納されないときは、その日の翌日からその内国消費税を徴収することができる。

2 税務署長は、前項の規定により内国消費税を徴収するときは、あらかじめ執行機関及び納税者に對し、同項の規定により徴収すべき税額その他必要な事項を通知しなければならない。

3 前項の通知があつた場合において、第一項の換算がされたときには、その執行機関に対する通知は、その納付要求として、その納税者に対する通知は納税の告知としてそれぞれされたものとみなす。

#### (督促)

第二節 督促

1 第四十三条(繰上徴収)の規定により国税を徴収する場合

2 前項の場合において、滞納税額の一部が納付されたときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る延滞加算税額の計算の基礎となる滞納税額は、その納付された税額を控除した金額とする。

3 第一項の延滞加算税額は、督促

状を発した日から起算して十日を経過した日における滞納税額に対し百分の五の割合を乗じて計算した金額をとることができない。

4 第一項の規定は、延滞加算税額

の計算の基礎となる滞納税額が千円未満であるときは適用せず、また、その滞納税額に千円未満の端数があるときは、同項の規定の適用については、その端数を切り捨てた金額をその滞納税額とする。

5 第一項から前項まで又は次項の規定により計算した延滞加算税額の金額が三百円未満であるときは、延滞加算税額は、徵收しない。

6 第一項の延滞加算税額の計算の基礎となる滞納税額（滞納税額の一部の納付があつたときは、その納付前ににおける滞納税額の全額）が十万円未満であるときは、同項の延滞加算税額は、同項から第四項までの規定にかかわらず、その延滞加算税額の計算の基礎となる滞納税額及び期間に応じ政令で定める簡易延滞加算税額表に掲げる税額による。

7 前項の簡易延滞加算税額表に掲げられる金額は、第一項から第五項までの規定により計算した延滞加算税額の範囲内で定める。

8 第一項の延滞加算税額を徴収すべき場合において、滞納者の納付した国税が督促状を発した日から起算して十日を経過した日における滞納税額に達するまでは、その納付した国税は、まずその滞納税額に充てられたものとする。

9 第百五十五条（利子税額等の減免）の規定の適用がある場合のほか、公示送達の方法により督促をした場合又は国税を滞納したことについて税務署長がやむを得ない

理由があると認める場合には、第一項の延滞加算税額の全部又は一部を免除することができる。

## 第五章 滞納処分

### 第一節 財産の差押

（差押の要件）  
第四十七条 次の各号の一に該当するときは、徴収職員は、滞納者の國税につきその財産を差し押さえなければならない。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る国税（延滞加算税額を含む）を完納しないとき。

二 第四十五条第一項各号（督促状の発付を要しない場合）に掲げる場合において、納稅者が納税の告知の期限までにその国税を完納しないとき。

三 第四十五条第一項各号（督促状の発付を要しない場合）に掲げる場合において、納稅者が納税の告知の期限までにその国税を完納しないとき。

4 第一項の規定は、前項の場合において、同項の申立があつた日から二月以内にその申立に係る財産を差し押え、かつ、換価に付した後でなければ、同項に規定する第三者の権利の目的となつている財産を換価することができない。

5 第一項の規定は、前項の場合において、同項の申立があつた日から二月以内にその申立に係る財産を差し押え、かつ、換価に付した後でなければ、同項に規定する第三者の権利の目的となつている財産を換価することができない。

6 第一項の規定は、前項の場合において、同項の申立があつた日から二月以内にその申立に係る財産を差し押え、かつ、換価に付した後でなければ、同項に規定する第三者の権利の目的となつている財産を換価することができない。

7 第一項の規定は、前項の場合において、同項の申立があつた日から二月以内にその申立に係る財産を差し押え、かつ、換価に付した後でなければ、同項に規定する第三者の権利の目的となつている財産を換価することができない。

8 第一項の規定は、前項の場合において、同項の申立があつた日から二月以内にその申立に係る財産を差し押え、かつ、換価に付した後でなければ、同項に規定する第三者の権利の目的となつている財産を換価することができない。

9 第一項の規定は、前項の場合において、同項の申立があつた日から二月以内にその申立に係る財産を差し押え、かつ、換価に付した後でなければ、同項に規定する第三者の権利の目的となつている財産を換価することができない。

（超過差押及び無益な差押の禁止）

第四十八条 国税を徴収するために必要な財産以外の財産は、差し押さえることができない。

2 差し押えることができる財産の価額がその差押に係る滞納処分費及び徴収すべき國税に先だつ他の國税、地方税その他の債権の金額の合計額をこえる見込がないとき

は、その財産は、差し押えることができない。

（差押財産の選択）  
第四十九条 徵収職員は、滞納者の権利の尊重

第十九条 徵収職員は、滞納者の財産を差し押えるに当つては、滞納処分の執行に支障がない限り、まず相続

の執行に支障がない限り、まず相続

こととするものにかかわらず、す

ることができる。

（相続があつた場合の差押）

第五十一条 徵収職員は、被相続人の財産を差し押える場合には、滞納処分の執行に支障がない限り、まず相続

の執行に支障がない限り、まず相続





公示方法によりその自動車又は建設機械が徴収職員の占有に係る旨を明らかにしなければならないものとし、また、次項の規定により自動車の運行又は建設機械の使用を許可する場合を除き、これらの運行又は使用をさせないための適当な措置を講じなければならない。

6 徴収職員は、第三項又は前項の規定により占有し、又は保管された自動車又は建設機械につき営業上の必要その他相当の理由があるときは、滞納者並びにこれらにつき交付要求をした者及び抵当権その他の権利を有する者の申立により、その運行又は使用を許可することができる。

#### 第五款 無体財産権等の差押

(特許権等の差押の手続及び効力  
発生時期)

第七十二条 前三款の規定の適用を受けない財産(以下「無体財産権等」という。)のうち特許権、著作権その他第三債務者又はこれに準ずる者(以下「第三債務者等」といふ。)がない財産の差押は、滞納者に対する差押書の送達により行う。

2 前項の差押の効力は、その差押書が第三債務者等に送達された時に生ずる。

4 第六十五条 債権証書の取上げ  
及び第六十七条(差し押えた債権の取立)の規定は、第一項に規定する財産について準用する。

第七十三条 前三款の規定の適用を受けない財産(以下「無体財産権等」という。)のうち特許権、著作権その他第三債務者又はこれに準ずる者(以下「第三債務者等」といふ。)がない財産の差押は、滞納者に対する差押書の送達により行う。

2 前項の差押の効力は、その差押書が滞納者に送達された時に生ずる。

3 税務署長は、無体財産権等での権利の移転につき登記を要するものを差し押えたときは、差押の登記を関係機関に嘱託しなければならない。

4 前項の差押の登記が差押書の送達前にされた場合には、第一項の

規定にかかわらず、その差押の登記がされた時に差押の効力が生ずる。

(電話加入権等の差押の手続及び効力発生時期)

第七十三条 無体財産権等のうち電話加入権、合名会社の社員の持分その他の第三債務者等がある財産の差押は、第三債務者等に対する差押通知書の送達により行う。

2 前項の差押の効力は、その差押通知書が第三債務者等に送達された時に生ずる。

3 前条第三項及び第四項の規定は、第一項に規定する財産でその権利の移転につき登記を要するものの差押について準用する。この場合において、同条第四項中「差押書」とあるのは、「差押通知書」と読み替えるものとする。

4 第六十五条 債権証書の取上げ  
及び第六十七条(差し押えた債権の取立)の規定は、第一項に規定する財産について準用する。

第七十四条 税務署長は、中小企業等協同組合法に基づく企業組合、信用金庫その他の法人で組合員、会員その他の持分を有する構成員が任意に(脱退につき予告その他一定の手続を要する場合には、これをした後任意に)脱退することができるもの(合名会社及び合資会社を除く。以下この条において「組合等」といふ。)の組合員、会員その他の構成員である滞納者の持分を差し押えた場合において、当該持分につき次に掲げる理由があり、かつ、その持分以外の財産

につき滞納処分を執行してもなお徴収すべき国税に不足すると認められるときは、その組合等に対し、その持分の一部の払戻(組合等による譲受が認められている持分については、譲受)を請求することができる。

一 その持分を再度換価に付してもなお買受人がないこと。

二 その持分の譲渡につき法律又は定款に制限があるため、譲渡することができないこと。

三 前項に規定する請求は、三十日(組合等からの脱退につき、法律又は定款の定により、これと異なる一定期間前に組合等に予告することを必要とするものにあつては、その期間)前に組合等にその予告をした後でなければ、行うこと

ができない。

4 第六款 差押禁止財産  
(一般の差押禁止財産)

第七十五条 次に掲げる財産は、差し押えることができない。  
一 滞納者及びその者と生計を一にする配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係にある者を含む。)その他の親族(以下「生計を一にする親族」という。)の生活に欠くことができない衣服、寝具、台所用具、畳及び建物を含む。

二 滞納者に必要な系譜、日記及びこれに類する書類。

九 滞納者又はその親族が受けた勲章その他の名誉の章票。

十 滞納者又はその者と生計を一にする親族の学習に必要な書籍及び器具。

十一 発明又は著作に係るもので、まだ公表していないもの。

十二 滞納者又はその者と生計を一にする親族に必要な義手、義足その他の身体の補足に供する

二 滞納者及びその者と生計を一にする親族の生活に必要な三月間の食料及び燃料。

三 主として自己の労力により農業を営む者の農業に欠くことができない器具、肥料、労役の用具、避難器具その他の備品

に次の収穫まで農業を続行するためには欠くことができない種子その他のこれに類する農産物養殖に欠くことができない漁網等。

四 主として自己の労力により漁業を営む者の水産物の採捕又は養殖に欠くことができない漁網その他の漁具、えさ及び稚魚その他これに類する水産物。

五 技術者、職人、労務者その他の主として自己の知的又は肉体的な労働により職業又は営業に從事する者(前二号に規定する者を除く。)のその業務に欠くことができない器具その他の物(商品を除く。)

六 実印その他の印で職業又は生活に欠くことができないもの等)のその業務に欠くことができない器具その他の工作物とともに差し押えるときは、適用しない。

七 仏像、位牌その他礼拝又は祭祀に直接供するため欠くことができない物。

八 滞納者に必要な系譜、日記及びこれに類する書類。

九 滞納者又はその親族が受けた勲章その他の名誉の章票。

十 滞納者又はその者と生計を一にする親族に必要な義手、義足その他の身体の補足に供する

一 所得税法第三十八条(給与所得についての源泉徴収)、第四十条(年末調整)又は第四十一条第一項(非居住者等の所得の源泉徴収)の規定によりその給料等につき徴収される所得税に相当する金額。

十一 個人の道府県民税の賦課徴収又は第三百二十二条の三(個人の市町村民税の特別徴収)の規定によりその給料等につき特別徴収の方法によつて徴収される道府県民税及び市町村民税に相当する金額。

十二 地方税法第四十一条第一項(個人の道府県民税の賦課徴収)の規定によりその給料等につき特別徴収の方法によつて徴収される道府県民税及び市町村民税に相当する金額。

十三 建物その他の工作物について、災害の防止又は保安のため法令の規定により設備しなければならない消防用の機械又は器具、避難器具その他の備品

二 前項第一号(骨及び建具に係る部分に限る)及び第十三号の規定は、これらの規定に規定する財産をその建物その他の工作物とともに差し押えるときは、適用しない。

(給与の差押禁止)

第七十六条 紙料、賃金、俸給、歳費、退職年金及びこれらの性質を有する給与に係る債権(以下「給料等」という。)については、次に掲げる金額の合計額に達するまでの部分の金額は、差し押えることができない。この場合において、滞納者が同一の期間につき二以上の給料等の支払を受けるときは、その合計額につき、第四号又は第五号に掲げる金額に係る限度を計算するものとする。

三 前項第一号(非居住者等の所得の源泉徴収)の規定によりその給料等につき徴収される所得税に相当する金額。

四 個人の道府県民税の賦課徴収又は第三百二十二条の三(個人の市町村民税の特別徴収)の規定によりその給料等につき特別徴収の方法によつて徴収される道府県民税及び市町村民税に相当する金額。

五 地方税法第四十一条第一項(個人の道府県民税の賦課徴収)の規定によりその給料等につき特別徴収の方法によつて徴収される道府県民税及び市町村民税に相当する金額。

六 地方税法第四十一条第一項(個人の道府県民税の賦課徴収)の規定によりその給料等につき特別徴収の方法によつて徴収される道府県民税及び市町村民税に相当する金額。

七 地方税法第四十一条第一項(個人の道府県民税の賦課徴収)の規定によりその給料等につき特別徴収の方法によつて徴収される道府県民税及び市町村民税に相当する金額。

八 地方税法第四十一条第一項(個人の道府県民税の賦課徴収)の規定によりその給料等につき特別徴収の方法によつて徴収される道府県民税及び市町村民税に相当する金額。

九 地方税法第四十一条第一項(個人の道府県民税の賦課徴収)の規定によりその給料等につき特別徴収の方法によつて徴収される道府県民税及び市町村民税に相当する金額。

十 地方税法第四十一条第一項(個人の道府県民税の賦課徴収)の規定によりその給料等につき特別徴収の方法によつて徴収される道府県民税及び市町村民税に相当する金額。

十一 地方税法第四十一条第一項(個人の道府県民税の賦課徴収)の規定によりその給料等につき特別徴収の方法によつて徴収される道府県民税及び市町村民税に相当する金額。

十二 地方税法第四十一条第一項(個人の道府県民税の賦課徴収)の規定によりその給料等につき特別徴収の方法によつて徴収される道府県民税及び市町村民税に相当する金額。

十三 地方税法第四十一条第一項(個人の道府県民税の賦課徴収)の規定によりその給料等につき特別徴収の方法によつて徴収される道府県民税及び市町村民税に相当する金額。

十四 地方税法第四十一条第一項(個人の道府県民税の賦課徴収)の規定によりその給料等につき特別徴収の方法によつて徴収される道府県民税及び市町村民税に相当する金額。

十五 地方税法第四十一条第一項(個人の道府県民税の賦課徴収)の規定によりその給料等につき特別徴収の方法によつて徴収される道府県民税及び市町村民税に相当する金額。

十六 地方税法第四十一条第一項(個人の道府県民税の賦課徴収)の規定によりその給料等につき特別徴収の方法によつて徴収される道府県民税及び市町村民税に相当する金額。

十七 地方税法第四十一条第一項(個人の道府県民税の賦課徴収)の規定によりその給料等につき特別徴収の方法によつて徴収される道府県民税及び市町村民税に相当する金額。

税料（所得税法第八条第六項各号（社会保険料の範囲）に掲げるものをいふ。）に相当する金額四、滞納者（その者と生計を一にする親族を含む。）に対し、これらの者が所得を有しないものとして、生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）第十二条（生活扶助）に規定する生活扶助の給付を行なうこととした場合におけるその扶助の基準となる金額で給料等の支給の基礎となつた期間に応ずるものに、その百分の二十に相当する金額を加算した金額を下らない範囲で政令で定める金額。

五、その給料等の金額から前各号に掲げる金額の合計額を控除した金額の百分の二十に相当する金額（その金額が前号に掲げる金額の二倍に相当する金額をこえるときは、当該金額）

2 給料等に基づき支払を受けた金錢は、前項第四号及び第五号に掲げる金額の合計額に、その給料等の支給の基礎となつた期間の日数のうちに差押の日から次の支払日までの日数の占める割合を乗じて計算した金額を限度として、差し押しえることがない。

3 賞与及びその性質を有する給付に係る債権については、その支払を受けるべき時における給料等とみなして、第一項の規定を適用する。この場合において、同項第四号又は第五号に掲げる金額に係る限度の計算については、その支給の基礎となつた期間が一月であるものとみなす。

4 退職手当及びその性質を有する給与に係る債権（以下「退職手当等」という。）については、次に掲げる金額の合計額に達するまでの部分の金額は、差し押えることができない。

一、所得税法第三十八条の二（退職所得についての源泉徴収）又は第四十一条第一項の規定によりその退職手当等につき徴収される所得税に相当する金額

二、第一項第二号及び第三号中「給料等」とあるのを「退職手当等」として、これらの規定を適用して算定した金額

三、第一項第四号に掲げる金額で同号に規定する期間を一月として算定したものに三倍に相当する金額

四、退職手当等の支給の基礎となつた期間が五年をこえる場合に限らず、そのこえる年数一年につき前号に掲げる金額の百分の二十に相当する金額

五、第一項、第二項及び前項の規定によれば、滞納者の承諾があるときは適用しない。

（社会保険制度に基く給付の差押禁止）

第七十七条 社会保険制度に基く支給される退職年金、老齢年金、普通通給、休業手当金及びこれらの性質を有する給付に係る債権は給料等と、退職一時金、一時恩給及びこれらの性質を有する給付に係る債権は退職手当等とそれぞれみなして、前条の規定を適用する。

2 前項に規定する社会保険制度とは、次に掲げる法律又は条例に基くものとみなす。

一 農業に必要な機械、器具、家畜類、飼料、種子その他の農産物、肥料、農地及び採草放牧地等のある無体財産権等の差押の解除は、その旨を第三債務者等に通知することによつて行なう。ただし、債権及び第三債務者等のある無体財産権等の差押の解除は、その旨を第三債務者等に通知することによつて行なう。

二 職業又は事業（前二号に規定する事業を除く。）の繼續に必要な機械、器具その他の備品及び原材料その他たな卸をすべき資本及び漁船

三、職業又は事業（前二号に規定する事業を除く。）の繼續に必要な機械、器具その他の備品及び原材料その他たな卸をすべき資本及び漁船

四、恩給法（大正十二年法律第十八号）（他の法律において準用する場合を含む。）

五、國家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）

六、公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第二百三十四号）

七、市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二百四十四号）

八、私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十号）

九、農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）

十、国會議員互助年金法（昭和十三年法律第七十号）

十一、地方公務員の共済制度又は退職年金制度に関する条例（条件付差押禁止財産）

第十七條 社会保険制度に基く支給される退職年金、老齢年金、普通通給、休業手当金及びこれらの性質を有する給付に係る債権は給料等と、退職一時金、一時恩給及びこれらの性質を有する給付に係る債権は退職手当等とそれぞれみなして、前条の規定を適用する。

2 前項に規定する社会保険制度とは、次に掲げる法律又は条例に基くものとみなす。

一、前条第一項各号又は同条第二項第一号の規定に該当する場合のうち、賦課の取消その他の國の

一 農業に必要な機械、器具、家畜類、飼料、種子その他の農産物、肥料、農地及び採草放牧地等のある無体財産権等の差押の解除は、その旨を第三債務者等に通知することによつて行なう。ただし、債権及び第三債務者等のある無体財産権等の差押の解除は、その旨を第三債務者等に通知することによつて行なう。

二、職業又は事業（前二号に規定する事業を除く。）の繼續に必要な機械、器具その他の備品及び原材料その他たな卸をすべき資本及び漁船

三、職業又は事業（前二号に規定する事業を除く。）の繼續に必要な機械、器具その他の備品及び原材料その他たな卸をすべき資本及び漁船

四、恩給法（大正十二年法律第十八号）（他の法律において準用する場合を含む。）

五、國家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）

六、公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第二百三十四号）

七、市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二百四十四号）

八、私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十号）

九、農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）

十、国會議員互助年金法（昭和十三年法律第七十号）

十一、地方公務員の共済制度又は退職年金制度に関する条例（条件付差押禁止財産）

第十七條 社会保険制度に基く支給される退職年金、老齢年金、普通通給、休業手当金及びこれらの性質を有する給付に係る債権は給料等と、退職一時金、一時恩給及びこれらの性質を有する給付に係る債権は退職手当等とそれぞれみなして、前条の規定を適用する。

2 前項に規定する社会保険制度とは、次に掲げる法律又は条例に基くものとみなす。

一、前条第一項各号又は同条第二項第一号の規定に該当する場合のうち、賦課の取消その他の國の

一 農業に必要な機械、器具、家畜類、飼料、種子その他の農産物、肥料、農地及び採草放牧地等のある無体財産権等の差押の解除は、その旨を第三債務者等に通知することによつて行なう。ただし、債権及び第三債務者等のある無体財産権等の差押の解除は、その旨を第三債務者等に通知することによつて行なう。

二、職業又は事業（前二号に規定する事業を除く。）の繼續に必要な機械、器具その他の備品及び原材料その他たな卸をすべき資本及び漁船

三、職業又は事業（前二号に規定する事業を除く。）の繼續に必要な機械、器具その他の備品及び原材料その他たな卸をすべき資本及び漁船

四、恩給法（大正十二年法律第十八号）（他の法律において準用する場合を含む。）

五、國家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）

六、公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第二百三十四号）

七、市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二百四十四号）

八、私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十号）

九、農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）

十、国會議員互助年金法（昭和十三年法律第七十号）

十一、地方公務員の共済制度又は退職年金制度に関する条例（条件付差押禁止財産）

第十七條 社会保険制度に基く支給される退職年金、老齢年金、普通通給、休業手当金及びこれらの性質を有する給付に係る債権は給料等と、退職一時金、一時恩給及びこれらの性質を有する給付に係る債権は退職手当等とそれぞれみなして、前条の規定を適用する。

2 前項に規定する社会保険制度とは、次に掲げる法律又は条例に基くものとみなす。

一、前条第一項各号又は同条第二項第一号の規定に該当する場合のうち、賦課の取消その他の國の

一 農業に必要な機械、器具、家畜類、飼料、種子その他の農産物、肥料、農地及び採草放牧地等のある無体財産権等の差押の解除は、その旨を第三債務者等に通知することによつて行なう。ただし、債権及び第三債務者等のある無体財産権等の差押の解除は、その旨を第三債務者等に通知することによつて行なう。

二、職業又は事業（前二号に規定する事業を除く。）の繼續に必要な機械、器具その他の備品及び原材料その他たな卸をすべき資本及び漁船

三、職業又は事業（前二号に規定する事業を除く。）の繼續に必要な機械、器具その他の備品及び原材料その他たな卸をるべき資本及び漁船

四、恩給法（大正十二年法律第十八号）（他の法律において準用する場合を含む。）

五、國家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）

六、公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第二百三十四号）

七、市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二百四十四号）

八、私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十号）

九、農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）

十、国議員互助年金法（昭和十三年法律第七十号）

十一、地方公務員の共済制度又は退職年金制度に関する条例（条件付差押禁止財産）

第十七條 社会保険制度に基く支給される退職年金、老齢年金、普通通給、休業手当金及びこれらの性質を有する給付に係る債権は給料等と、退職一時金、一時恩給及びこれらの性質を有する給付に係る債権は退職手当等とそれぞれみなして、前条の規定を適用する。

2 前項に規定する社会保険制度とは、次に掲げる法律又は条例に基くものとみなす。

一、前条第一項各号又は同条第二項第一号の規定に該当する場合のうち、賦課の取消その他の國の

責に帰すべき理由による場合  
差押の時に存在した場合

二、その他の場合 差押を解除し  
た時に存在する場所

5 第二項第一号及び前項の規定  
は、債権又は自動車若しくは建設  
機械の差押を解除した場合において、第六十五条（債権証書の取上  
げ）（第七十三条第四項（権利証書  
の取上げ）の規定により準用する  
場合を含む。）の規定により取り上  
げた証書又は第七十一条第三項  
(差し押えた自動車等の占有)の規  
定により徴収職員が占有した自動  
車若しくは建設機械があるときは、交  
付要求をしないものとする。

（交付要求の制限）  
第八十三条 税務署長は、滞納者が  
他に換価の容易な財産で第三者の  
権利の目的となつてないものを  
有しており、かつ、その財産によ  
りその国税の全額を徴収すること  
ができると認められるときは、交  
付要求をしないものとする。

（交付要求の解除）  
第八十四条 税務署長は、納付、充  
当、賦課の取消その他の理由によ  
り交付要求に係る国税が消滅した  
ときは、その交付要求を解除しな  
ければならない。

（参加差押の手続）  
第八十六条 税務署長は、第四十七  
条(差押の要件)の規定により差押  
をすることができる場合において、  
滞納者の財産で次に掲げるも  
のにつき既に滞納処分による差押  
がされているときは、当該財産に  
ついての交付要求は、第八十二条  
条をした行政機関等に交付してす  
ることができる。

2 交付要求の解除は、その旨をそ  
の交付要求に係る執行機関に通知  
することによつて行う。

3 第五十五条（債権者等に対する  
差押の通知）及び第八十二条第二  
項（交付要求の通知）の規定は、交  
付要求を解除した場合について準  
用する。

（交付要求の解除の請求）  
第八十五条 強制換価手続により配  
当を受けることができる債権者は、  
交付要求があつたときは、税  
務署長に対し、次の各号のいずれ  
にも該当することを理由として、  
その交付要求を解除すべきことを  
請求することができる。

1 その交付要求により自己の債  
権の全部又は一部の弁済を受け  
ることができないこと。

2 税務署長は、交付要求をしたと  
きは、その旨を滞納者に通知しな  
ければならない。

3 第五十五条（債権者等に対する  
差押の通知）の規定は、交付要求  
をした場合について準用する。

（交付要求の手続）  
第八十二条 滞納者の財産につき強  
制換価手続が行われた場合には、  
税務署長は、執行機関に対し、滯  
納に係る国税につき、交付要求書  
により交付要求をしなければなら  
ない。

2 税務署長は、交付要求をしたと  
きは、その旨を滞納者に通知しな  
ければならない。

3 第五十五条（債権者等に対する  
差押の通知）の規定は、交付要求  
をした場合について準用する。

（参加差押の効力）

第八十七条 参加差押をした場合に  
おいて、その参加差押に係る財産  
につきされたいた滞納処分による  
差押が解除されたときは、その参  
加差押（二以上の参加差押がある  
ときは、そのうち最も先にされた  
もの）は、次の各号に掲げる財產  
の区分に応じ、当該各号に掲げる

財産の参加差押の効力を生  
ずる。

1 動産及び有価証券 参加差押  
書が滞納処分による差押をした  
行政機関等に交付された時

2 不動産、船舶、航空機、自動  
車及び建設機械 参加差押通知  
書が滞納者に送達された時（參  
加差押の登記がその送達前にさ  
れた場合には、その登記がされ  
た時）

3 前二条及び前三項に定めるもの  
のほか、参加差押に関する手続に  
ついて必要な事項は、政令で定め  
ない。

4 第二条及び第三節に定めるもの  
のほか、参加差押に関する手続に  
ついて必要な事項は、政令で定め  
ない。

（参加差押の登記を解除したと  
きは、その登記のまつ消を関係機  
関に囁託しなければならない。

5 税務署長は、電話加入権の参加  
差押を解除したときは、その旨を  
第三債務者に通知しなければなら  
ない。

6 第二条及び第三節に定めるもの  
のほか、参加差押に関する手続に  
ついて必要な事項は、政令で定め  
ない。

7 第二条及び第三節に定めるもの  
のほか、参加差押に関する手續に  
ついて必要な事項は、政令で定め  
ない。

（税産の換価）  
第三節 財産の換価

1 第一款 通則  
が第三債務者に送達された時

2 税務署長は、差し押えた動産又  
は有価証券につき参加差押書の交  
付を受けた場合において、その動  
産又は有価証券の差押を解除すべ  
きときは、その動産又は有価証券  
を前項の規定により差押の効力を  
生ずべき参加差押をした行政機関  
等に引き渡さなければならぬ。

3 税務署長は、第一項第二号に掲  
げる財産につき参加差押をしたと  
きは、参加差押の登記を関係機関  
に囑託しなければならない。

4 第五十五条（債権者等に対する  
差押の通知）の規定は、参加差押  
をした場合について準用する。

（換価する財産の範囲）  
第八十九条 差押財産（金銭、債権  
及び第五十七条（有価証券に係る  
債権の取立）の規定により債権の  
取立をする有価証券を除く。以下  
この節において同じ。）は、この節  
の定めるところにより換価しなけ  
ればならない。

2 差し押えた債権のうち、その全  
部又は一部の弁済期限が取立をし  
ようとする時から六月以内に到来  
しないもの及び取立をすることが  
著しく困難であると認められるも  
のは、この節の定めるところによ  
り換価することができる。

3 参加差押をした税務署長は、そ  
の参加差押に係る滞納処分による  
差押財産が相当期間内に換価に付  
されないとときは、すみやかにその

換価すべきことをその滞納処分  
をした行政機関等に催告すること  
ができる。

（参加差押の制限、解除等）  
第八十八条 第八十三条から第八十  
五条まで（交付要求の制限、解除  
等）の規定は、参加差押について  
準用する。

（税産の制限）  
第九十条 果実は成熟した後、蚕は

漏となつた後でなければ、換価をすることができない。

2 前項の規定は、生産工程中における仕掛品（栽培品その他これらに類するものを含む。）で、完成品となり、又は一定の生産過程に達するのでなければ、その価額が著しく低くて通常の取引に適しないものについて準用する。

（自動車等の換価前の占有）

第九十一条 自動車又は建設機械の換価は、徴収員が第七十一条第三項（差し押えた自動車等の占有）の規定によりこれらを占有した後に保管するものとする。ただし、換価に支障がないと認められるときは、この限りでない。

（買受人の制限）

第九十二条 滯納者は、換価の目的となつた自己の財産を、直接であると間接であると問わず、買い受けることができない。国税の賦課又は徴収に関する事務に従事する職員は、換価の目的となつた財産について、また同様とする。

（修理等の処分）

第九十三条 稅務署長は、差押財産を換価する場合において、必要があると認めるときは、滯納者の同意を得て、その財産につき修理その他その価額を増加する処分をすることができる。

（公売） 第二款 公売

第九十四条 稅務署長は、差押財産を換価するときは、これを公売に付さなければならない。

2 公売は、入札又はせり売の方法により行わなければならない。

（公売公告）

第九十五条 稅務署長は、差押財産を公売に付するときは、公売の日の少なくとも十日前までに、次に掲げる事項を公告しなければならない。ただし、公売に付する財産（以下「公売財産」という。）が不相応の保存費を要し、又はその価額を著しく減少するおそれがあると認めるときは、この期間を短縮することができる。

一 公売財産の名称、数量、性質及び所在

二 公売の方法

三 公売の日時及び場所

四 卖却決定の日時及び場所

五 公売保証金を納付させるときは、その金額

六 買受代金の納付の期限

七 公売財産の買受人について一定の資格その他の要件を必要とするときは、その旨

八 公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他の財産の売却代金から配当を受ける者とのうち知っている者に対し、その配当を受けることができる国税、地方税その他の債権につき第百三十条第一項（債権現在額申立書の提出）に規定する債権現在額申立書をそのまま提出すべき旨の催告をあわせてしなければならない。

九 前各号に掲げる事項のはか、公売に關し重要と認められる事項

（公売の場所）

第九十七条 公売は、公売財産の所在する市町村（特別区を含む。以下同じ。）において行うものとする。

ただし、税務署長が必要と認めるときは、他の場所で行うことができる。

（見積価額の決定）

第九十八条 税務署長は、公売財産の見積価額を決定しなければならない。この場合において、必要と認めると、鑑定人にその評価を委託し、その評価額を参考とすことができる。

（見積価額の公告等）

第九十九条 税務署長は、公売財産の方法をあわせて用いることを妨げない。

（公売の通知）

第九十六条 税務署長は、前条の公告をしたときは、同条第一項各号（第八号を除く。）に掲げる事項及び公売に係る国税の額を滞納者及び公売に係る國税の額を滞納者及

び公売に係る國税の額を滞納者及び公売に係る國税の額を滞納者及

売に付するときは、当該各号に掲げる日までに見積価額を公告しなければならない。ただし、不動産の納付の期限において同一の納付しなければならない。

一 不動産、船舶及び航空機 公

売の日から三日前の日

二 セリ売の方法又は第百五条第一項複数落札入札制に規定す

る方法により公売する財産（前号に掲げる財産を除く。）公売

の日の前日

三 その他の財産で税務署長が公

告を必要と認めるもの 公売の

日の前日

四 税務署長は、前項の通知をするときは、公売財産の売却代金から配当を受けることができる者のうち知っている者に対し、その配当を受けることができる国税、地方税その他の債権につき第百三十条第一項（債権現在額申立書の提出）に規定する債権現在額申立書をそのまま提出すべき旨の催告をあわせてしなければならない。

（公売の場所）

第九十七条 公売は、公売財産の所在する市町村（特別区を含む。以下同じ。）において行うものとする。

ただし、税務署長が必要と認めるときは、他の場所で行うことができる。

（見積価額の決定）

第九十八条 税務署長は、公売財産の見積価額を決定しなければならない。この場合において、必要と認めると、鑑定人にその評価を委託し、その評価額を参考とす

ことができる。

（見積価額の公告等）

第九十九条 税務署長は、公売財産の方法をあわせて用いることを妨げない。

及びその支払保証のあるものを持

む。以下第百十五条第三項（買受代金の納付の期限）において同

じ。）で納付しなければならない。

ただし、税務署長は、公売財産の見積価額が五万円以下である場合又は買受代金を売却決定の日に納付させるときは、その納付を要し

ないものとすることができる。

2 公売財産の入札又はセリ売に係

る買受の申込（以下「入札等」とい

う。）をしようとする者（以下「入札者等」という。）は、前項ただし書の規定の適用を受ける場合を除

き、公売保証金を納付した後では入札等をすることができ

なければならない。

3 公売財産の買受人は、その納付

した公売保証金を買受代全に充て

ることができる。ただし、第百十

五条第四項（売却決定の取消）の規

定により売却決定が取り消されたときは、その公売に係る国税に充て、なお残余があるときは、これ

を滞納者に交付しなければならない。

4 税務署長は、第一項の場合にお

いて、公売財産上に質借権（不動

産又は船舶に係るものに限る。）又

は地上権があるときは、あわせて

その存続期限、借賃又は地代その

他の権利の内容を公告しなければならない。

4 税務署長は、次の各号に掲げる

場合には、遅滞なく、当該各号に

規定する公売保証金をその納付し

た者に返還しなければならない。

一 第百四条（最高価申込者の決

定）又は第百五条（複数落札入札

制による最高価申込者の決定）

の規定により最高価申込者を定めた場合において、他の入札者等の納付した公売保証金があるとき。

二 第百十四条（買受申込等の取

消）の規定により最高価申込者

又は買受人がその入札等又は買受を取り消した場合において、その者の納付した公売保証金があるとき。

### 三百 第百十七条（国税の完納による売却決定の取消）の規定により売却決定が取り消された場合において、買受人の納付した公売保証金があるとき。

（入札及び開札）  
第一百一条 入札をしようとする者は、その住所又は居所、氏名（法人については、名称、以下同じ）、公売財産の名称、入札価額その他必要な事項を記載した入札書を封をして、これを徴収職員に差し出さなければならない。

2 入札者は、その提出した入札書の引換、変更又は取消をすることができる。  
3 開札をするときは、徴収職員は、入札者を開札に立ち会わせなければならぬ。ただし、入札者が立ち会わないと、他の職員を開札に立ち会わせなければならない。

（再度入札）  
第一百二条 税務署長は、入札の方法により差押財産を公開する場合において、入札者がないとき、又は入札価額が見積価額に達しないときは、直ちに再度入札をすることができる。この場合においては、見積価額を変更することができない。

（せり売）  
第一百三条 せり売の方法により差押財産を公売するときは、徴収職員は、その財産を指定して、買受

の申込を催告しなければならない。

### 2 徴収職員は、せり売人を選び、差押財産のせり売を取り扱わせることができる。

3 前条の規定は、差押財産のせり売について準用する。

### 三百四条 徵収職員は、見積価額以上の中間の入札者等のうち最高の価額にて定めなければならない。

2 前項の場合において、最高の価額の入札者等が二人以上あるときは、更に入札等をさせて定め、なおその入札等の価額が同じときは、くじで定める。（複数落札入札制による最高価申込者の決定）

第一百五条 税務署長は、種類及び価額が同じ財産を一時に多量に入札の方法により公売する場合において、必要があると認めるときは、その財産の数量の範囲内において、必より入札する者の希望する数量及び単価を入札させ、見積価額以上の単価の入札者のうち、入札価額の高い入札者から順次その財産の数量に達するまでの入札者を最高価申込者とする方法（以下「複数落札入札制」という。）によることができる。この場合においては、最高価申込者となるべき最後の順位の入札者が一人以上あるときは、入札数量の多いものを先順位の入札者とし、入札数量が同じとされるときは、くじで先順位の入札者を定める。

2 税務署長は、前項の規定により最高価申込者を定めたときは、直ちにその氏名及び価額（複数落札入札制による場合は、数量及び単価。以下次項において同じ。）を呼び上げた後、入札又はせり売の終了を告知しなければならない。

### 三百六条 徵収職員は、最高価申込者を定めたときは、直ちにその氏名及び価額（複数落札入札制による場合は、数量及び単価。以下次項において同じ。）を呼び上げた後、入札又はせり売の終了を告知しなければならない。

2 前項の場合において、公売した

の申込を催告しなければならない。  
3 徴収職員は、せり売人を選び、差押財産のせり売を取り扱わせることができる。  
4 前条の規定は、差押財産のせり売について準用する。

2 複数落札入札制による場合において、最高価申込者の入札数量とあわせて売却決定をする日時及び場所を滞りなく行なう。高価申込者の入札数量をこえるときは、公売財産の数量についても、そのこえる入札数量については、入札がなかつたものとする。

3 税務署長は、複数落札入札制による最高価申込者に対して売却決定をした場合において、買受人の入札がなかつたものとする。

3 税務署長は、複数落札入札制による最高価申込者等のうち最高の価額にて定めなければならない。

2 前項の場合において、買受代金を納付した場合において、買受人の入札がなかつたものとされた入札数量（買受代金を納付しない買受人の同項の規定により入札がなかつたものとされた入札数量を除く。）につき入札があつたものとし、次に、第一項後段の規定により最高価申込者とならなかつた者を最高価申込者とすることができる。この場合においては、同項後段及び前項の規定を準用する。（入札又はせり売の終了の告知等）

2 税務署長は、前項の規定により公売に付する場合において、必要があると認めるときは、公売財産の見積価額の変更、第九十五条第一項本文（公売公告）の期間の短縮その他の公売の条件の変更をすることができる。

3 第九十六条（公売の通知）の規定は、第一項の規定による公売が直前の公売期日から十日以内に行われるときは、適用しない。

4 第一項の規定により公売に付する場合における第九十九条第一項第一号（見積価額の公告の日）の規定の適用については、同号中「公売の日から三日前の日」とあるのは、「公売の日の前日」とする。

であるときは、税務署長は、最高価申込者の氏名、その価額並びに売却決定をする日時及び場所を滞りなく行なう。高価申込者の入札数量をこえるときは、公売財産の数量についても、そのこえる入札数量については、入札がなかつたものとする。

3 前項の場合において、同項の処分を受けた者の納付した公売保証金があるときは、その公売保証金

（公売実施の適正化のための措置）

三百八条 税務署長は、次に掲げる者に該当すると認められる実事があつた後二年間、公売の場所に入ることを制限し、若しくはその場所から退場させ、又は入札等をさせないことができる。その事実があつた後二年を経過しない者を使用する者及びこれらの者を入札等の代理人とする者についても、また同様

とする。

一 入札等をしようとする者の公売への参加若しくは入札等、最高価申込者の決定又は買受人の買受代金の納付を妨げた者

二 公売に際して不当に価額を引き下げる目的をもつて連合した者

三 偽りの名義で買受申込をした者

四 正当な理由がなく、買受代金の納付の期限までにその代金を

五 故意に公売財産を損傷し、その価額を減少させた者

六 前各号に掲げる者のほか、公売又は随意契約による売却の実施を妨げる行為をした者

七 其の入札等がなかつたものとし、又はその決定を取り消すことができるものとする。

8 税務署長は、最高価申込者とす

る決定については、税務署長は、

その入札等がなかつたものとし、又はその決定を取り消すことが

は、国庫に属する。この場合において、第一項第四項（公売保証金の返還）の規定は、適用しない。

4 税務署長は、第一項の規定の適用に関する必要があると認めるときは、入札者等の身分に関する證明を求めることができる。

### 第三款 随意契約による売却

（随意契約による売却）

第一百九条 次の各号の一に該当するときは、税務署長は、差押財産を、公売に代えて、随意契約により売却することができる。

一 法令の規定により、公売財産を買取ることができる者が、公売に付するところが、公益上適当でないと認められるとき。

二 取引所の相場がある財産をその日の相場で売却するとき。

三 公売に付しても入札等がないとき、入札等の価額が見積価額に達しないとき、又は第百五十五条（売却決定の取消）の規定により売却決定を取り消したとき。

### 2 第九十八条（見積価額の決定）の規定は、前項第一号又は第三号の規定により売却する場合について規定する。この場合において、同一号の規定により売却するときは、その見積価額は、その直前の公売における見積価額を下つてはならない。

3 税務署長は、第一項第三号の規定により売却する差押財産が動産であるときは、あらかじめ公告した価額により売却することができる。

4 第九十六条（公売の通知）及び第一百七十三条（公売通知等の例外）の規定は、差押財産を随意契約により売却する場合について、第六条第二項（最高価申込者の通知）の規定は、随意契約により買受人となるべき者を決定した場合について準用する。この場合において、第九十六条第一項中「前条の公告をしたときは」とあるのは「随意契約により売却をする日の七日前までに」と、「通知書」とあるのは「通知書を発し」と読み替えるものとする。

（国による買入れ）

第一百十条 国は、前条第一項第三号の規定に該当する場合において、必要があるときは、同条第二項の規定による見積価額でその財産を買入れることができる。

第四款 売却決定

第五百十三条 税務署長は、不動産等を換価に付するときは、公売期日等から起算して七日を経過した日（以下「売却定期日」という。）において最高価申込者に対して売却決定を行ふ。

（買受申込等の取消）

第五百十四条 換価に付した財産（以下「換価財産」という。）について最高価申込者の決定又は売却決定をした場合において、第一百六十六条第七条第四項（審査の請求についての準用規定）において準用する場合には、その売却する場合に、その売却する日。以下「公売期日等」という。）により売却する場合における買受人となるべき者を含む。以下同じ。）に對して売却決定を行ふ。

（動産等の売却決定）

第一百十一条 税務署長は、動産又は有価証券を換価に付するときは、公売をする日（随意契約により売却する場合には、その売却する日を含む。若しくは第一百七十二条（換価財産の売却決定の取消）の規定による場合は、前項第一号又は第三号の規定により売却する場合について規定する。この場合において、同一号の規定により売却するときは、その見積価額は、その直前の公売における見積価額を下つてはならない。

第五百十五条 代金納付及び権利移転

（買受代金の納付の期限等）

第五百十五条 换価財産の買受代金の納付の期限は、売却決定の日とする。

（買受代金の納付）

第五百十六条 買受人は、買受代金を納付した時に換価財産を取得する。

（買受代金の効果）

第五百十七条 税務署長は、換価したときには、その限度において、滞納者から換価に係る国税を徴収したものとみなす。

（国税の完納による売却決定の取消）

第五百二十一条 税務署長は、換価した有価証券を買受人に引き渡す場合において、その証券に係る権利の移転につき滞納者に裏書、名義変更又は流通回復の手続をさせる必要があるときは、期限を指定して、これらの手続をさせなければならない。

第五百二十二条 税務署長は、前項の場合において、滞納者がその期限までに同項の手続をしないときは、滞納者に代つてその手続をすることができる。

（権利移転の登記の嘱託）

第五百二十三条 税務署長は、換価財産で権利の移転につき登記を要するものについては、不動産登記法

(明治三十一年法律第二十四号)その他の法令に別段の定がある場合を除き、その買受代金を納付した買受人の請求により、その権利の移転の登記を関係機関に嘱託しなければならない。

## (債権等の権利移転の手続)

第一百二十二条 税務署長は、換価した債権又は第七十三条第一項(電話加入権等の差押手続)に規定する財産の買受人がその買受代金を納付したときは、売却決定通知書を第三債務者等に交付しなければならない。

2 前項の場合において、第六十五条(債権証書の取上げ)(第七十三条第四項(権利証書の取上げ))において準用する場合を含む。)の規定により取り上げた証書があるときは、これを買受人に引き渡さなければならぬ。

## (権利移転に伴う費用の負担)

第一百二十三条 第百二十一条第二項(有価証券の裏書等の代位)の規定による手続に関する費用及び第一百一十九条(権利移転の登記の嘱託)の規定による嘱託に係る登記の登録税その他の費用は、買受人の負担とする。

## (担保権の消滅又は引受け)

第一百二十四条 指定財産上の質権、抵当権、先取特権、留置権、並びに担保の目的でされている仮登記により保全される請求権及び第二十三条第一項(仮登記のある財産の差押の効力)の規定の適用を受ける本登記に係る権利で同条第二項の通知に係るものは、その買受人が買受代金を納付した時に消

滅する。第二十四条(譲渡担保権者の物的納税責任)の規定により譲渡担保財産に対し滞納されを執行した場合において、滞納者がした再売買の予約の仮登記があるときは、その仮登記により保全される請求権についても、また

は、あわせてそのまま消滅を關係機関に嘱託しなければならない。

## (配当の原則)

## 金銭

第一百二十六条 民法第五百六十八条号に掲げる金銭(以下「換価代金等」という。)は、次に掲げる国税(その他の債権に配当する。

## (法定地上権等の設定)

## 地主

## 土地及びその上にあ

## する建物又は立木(以下この条において「建物等」という。)が滞納者の

## 所有に属する場合において、その

## 土地又は建物等の差押があり、そ

## の換価によりこれらの所有者を異

## にするに至ったときは、その建物等につき、地上権が設定されたものとみなす。

## 2 前項の規定は、地上権及びその

## 目的となる土地の上にある建物等が滞納者に属する場合について準

## 用する。この場合において、同項

## 中「地上権が設定された」とあるのは、「地上権の存続期間内において土地の賃貸借をした」と読み替

## えるものとする。

## 3 前二項の場合において、その権利の存続期間及び地代は、当事者の請求により裁判所が定める。

## 第四節 換価代金等の配当

## 金銭

## 3 前二項の規定により配当した金

## 額は、それぞれ差押又は交付要

## 求に係る国税に充てる。

## 又は借貸に係る債権

## 車等についての準用規定)におい

## て準用する場合を含む。)の規定

## の適用を受ける損害賠償請求権

べき順位及び金額を定めて配当しなければならない。

5 第一項又は第二項の規定により国税に配当された金額を国税(附帯税額を除く。以下この項において同じ。)及びその利子税額又は延滞加算税額に充てるべきときは、その金額は、まずその国税に充てなければならない。

## (債権額の確認方法)

## 申立書

第一項の債権を有する者は、売却決定日の前日までに債権現在額

申立書を調査して前条第一項各号に掲げる国税、地方税又は公課を徴収する者及び同項第三号又は第四号に掲げる債権を有する者は、売却

申立書を税務署長に提出しなければならない。

6 第百三十条 前条第一項第二号に掲

げる國税、地方税又は公課を徴収する者及び同項第三号又は第四号に掲げる債権を有する者は、売却

申立書を税務署長に提出しなければならない。

7 第百三十二条 前条第一項第二号に掲

げる國税、地方税又は公課を徴収する者及び同項第三号又は第四号に掲げる債権を有する者は、売却

申立書を税務署長に提出しなければならない。

8 第百三十三条 前条第一項第二号に掲

げる國税、地方税又は公課を徴収する者及び同項第三号又は第四号に掲げる債権を有する者は、売却

申立書を税務署長に提出しなければならない。

9 第百三十四条 前条第一項第二号に掲

げる國税、地方税又は公課を徴収する者及び同項第三号又は第四号に掲げる債権を有する者は、売却

申立書を税務署長に提出しなければならない。

10 第百三十五条 前条第一項第二号に掲

げる國税、地方税又は公課を徴収する者及び同項第三号又は第四号に掲げる債権を有する者は、売却

申立書を税務署長に提出しなければならない。

11 第百三十六条 前条第一項第二号に掲

げる國税、地方税又は公課を徴収する者及び同項第三号又は第四号に掲げる債権を有する者は、売却

申立書を税務署長に提出しなければならない。

12 第百三十七条 前条第一項第二号に掲

げる國税、地方税又は公課を徴収する者及び同項第三号又は第四号に掲げる債権を有する者は、売却

申立書を税務署長に提出しなければならない。

13 第百三十八条 前条第一項第二号に掲

げる國税、地方税又は公課を徴収する者及び同項第三号又は第四号に掲げる債権を有する者は、売却

申立書を税務署長に提出しなければならない。

14 第百三十九条 前条第一項第二号に掲

げる國税、地方税又は公課を徴収する者及び同項第三号又は第四号に掲げる債権を有する者は、売却

申立書を税務署長に提出しなければならない。

15 第百四十条 前条第一項第二号に掲

げる國税、地方税又は公課を徴収する者及び同項第三号又は第四号に掲げる債権を有する者は、売却

申立書を税務署長に提出しなければならない。

16 第百四十一条 前条第一項第二号に掲

げる國税、地方税又は公課を徴収する者及び同項第三号又は第四号に掲げる債権を有する者は、売却

申立書を税務署長に提出しなければならない。

17 第百四十二条 前条第一項第二号に掲

げる國税、地方税又は公課を徴収する者及び同項第三号又は第四号に掲げる債権を有する者は、売却

申立書を税務署長に提出しなければならない。

18 第百四十三条 前条第一項第二号に掲

げる國税、地方税又は公課を徴収する者及び同項第三号又は第四号に掲げる債権を有する者は、売却

申立書を税務署長に提出しなければならない。

者は、配当を受けることができない。

(配当計算書)

第一百三十二条 税務署長は、第二百二十九条(配当の原則)の規定により配当しようとするときは、政令で定めるところにより、配当を受け付ける債権、前条第二項の規定により税務署長が確認した金額その他必要な事項を記載した配当計算書を作成し、換価財産の買受代金の納付の日から三日以内に、次に掲げる者に対する交付のため、その賃本を発送しなければならない。

一 債権現在額申立書を提出した者

二 前条第二項後段の規定により金額を確認した債権を有する者

三 滞納者

(換価代金等の交付期日)

第一百三十二条 税務署長は、前条の規定により配当計算書の賃本を交付するときは、その賃本に換価代金等の交付期日を附記して告知しなければならない。

2 前項の換価代金等の交付期日

は、配当計算書の賃本を交付のため発送した日から起算して七日を経過した日としなければならない。ただし、第二号又は第二号又は第三号又は第四号(配当を受ける債権)に掲げる債権を有する者で前条第一号又は第二号に掲げる者に該当するものがない場合には、その期間は、短縮することができる。

(換価代金等の交付)

第一百三十三条 税務署長は、換価代金等の交付期日に配当計算書に

従つて換価代金等を交付するものとする。

換価代金等の交付期日までに配当計算書に関する異議の中立があつた場合における前項の換価代金等の交付は、次に定めるところによる。

一 その異議が配当計算書に記載された国税、地方税又は公課の配当金額に対するものであるときは、その行政機関等の由出に従い、配当計算書を更正し、又は直ちに交付するものとする。

二 その異議が配当計算書に記載された国税、地方税又は公課の配当金額を変更させないものである場合において、その異議に関係を有する者及び滞納者がその異議を正当と認めたときは、又はその他の方法で合意したものとされるものとする。

三 その異議が配当計算書に記載された国税、地方税又は公課の配当金額を変更させるその他の債権の配当金額に関するものである場合において、その異議に関係を有する者及び滞納者がその異議を正当と認めたときは、又は配当計算書を更正して交付するものとする。

四 その異議が配当計算書に記載された国税、地方税又は公課の配当金額を変更させるその他の債権の配当金額に關するものである場合において、その異議に

は、配当計算書を更正して交付するときには、次に掲げる手続をしなければならない。ただし、第二号又は第二号又は第三号又は第四号(配当を受ける債権)に掲げる債権を有する者で前条第一号又は第二号に掲げる者に該当するものがない場合には、その期間は、短縮することができる。

(売却決定の取消に伴う措置)

第一百三十五条 税務署長は、売却決定を取り消したときは、次に掲げる手続をしなければならない。たゞ、第二号又は第三号又は第四号(配当を受ける債権)の規定による売却決定の取消の限りでない。

2 前項の換価代金等の交付期日

は、配当計算書の賃本を交付のため発送した日から起算して七日を経過した日としなければならない。ただし、第二号又は第三号又は第四号(配当を受ける債権)に掲げる債権を有する者で前条第一号又は第二号に掲げる者に該当するものがない場合には、その期間は、短縮することができる。

三 第百三十二条 税務署長は、前条の規定により配当計算書の賃本を交付するときは、その賃本に換価代金等の交付期日を附記して告知しなければならない。

2 前項の換価代金等の交付期日

は、配当計算書の賃本を交付のため発送した日から起算して七日を経過した日としなければならない。ただし、第二号又は第三号又は第四号(配当を受ける債権)に掲げる債権を有する者で前条第一号又は第二号に掲げる者に該当するものがない場合には、その期間は、短縮することができる。

3 第百三十二条 税務署長は、換価代金等の交付期日に配当計算書に

条件附である場合又は換価代金等が担保の目的でされている仮登記がある財産に係るものである場合(「その仮登記に基づく本登記が換価の時までにされている場合を除く。)における換価代金等の交付については、政令で定めるところによる。

2 指定された換価代金等の交付期日までに配当計算書に関する異議の中立があつた場合における前項の換価代金等の交付は、次に定めるところによる。

一 その異議が配当計算書に記載された国税、地方税又は公課の配当金額に対するものであるときは、その行政機関等の由出に従い、配当計算書を更正し、又は直ちに交付するものとする。

二 その異議が配当計算書に記載された国税、地方税又は公課の配当金額を変更させないものである場合において、その異議に

は、配当計算書を更正して交付するときには、次に掲げる手続をしなければならない。

三 その異議が配当計算書に記載された国税、地方税又は公課の配当金額を変更させるその他の債権の配当金額に関するものである場合において、その異議に

は、配当計算書を更正して交付するときには、次に掲げる手続をしなければならない。

(売却決定の取消に伴う措置)

第一百三十六条 滞納処分は、国税の滞納処分による財産の差押、交付要求、差押財産の保管、運搬、換価及び第九十三条(修理等の処分)の規定による処分、差し押

付要求、差押財産の保管、運搬、換価及び第九十三条(修理等の処分)の規定による処分、差し押

付要求、差押財産の保管、運搬、換価及び第九十三条(修理等の処分)の規定による処分、差し押

付要求、差押財産の保管、運搬、換価及び第九十三条(修理等の処分)の規定による処分、差し押

付要求、差押財産の保管、運搬、換価及び第九十三条(修理等の処分)の規定による処分、差し押

付要求、差押財産の保管、運搬、換価及び第九十三条(修理等の処分)の規定による処分、差し押

付要求、差押財産の保管、運搬、換価及び第九十三条(修理等の処分)の規定による処分、差し押

付要求、差押財産の保管、運搬、換価及び第九十三条(修理等の処分)の規定による処分、差し押

付要求、差押財産の保管、運搬、換価及び第九十三条(修理等の処分)の規定による処分、差し押

の権利の登記の回復の登記の嘱託

2 前項第三号の規定により嘱託した回復の登記に係る債権者抵当権者又は先取特権者に対し換価代金等から配当した金額がある場合において、これらの者がその金額を返還しないときは、税務署長は、その金額を限度として、これらの者に代位することができる。この場合において、配当した金額がそのままの債権を限度として、これらの者に代位することができる。

2 滞納者の死亡後その国税につき、滞納処分を執行した後、滞納者が死亡し、又は滞納者である法人が合併により消滅したときは、その財産につき滞納処分を続行することができる。

2 滞納者の名義の財産に對してされた差押は、当該国税につきその財産を有する相続人に對してされたものとみなす。ただし、徵收職員がその死亡を知つていたときは、この限りでない。

(假差押等がされた財産に対する滞納処分の効力)

2 滞納処分は、假差押又は假処分によりその執行を妨げられない。

2 滞納処分費は、滞納処分による債権者財産を調査する必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる者に質問し、又はその者の財産に關する帳簿若しくは書類を検査することができる。

2 滞納処分費の納入の告知

2 滞納処分費について

納入の告知をしなければならない。

第六節 雜則

第一款 滞納処分の効力

(相続等があつた場合の滯納処分の効力)

第一百三十九条 滞納者の財産につき、滯納処分を執行した後、滯納者が死亡し、又は滯納者である法人が合併により消滅したときは、その財産につき滯納処分を続行することができる。

第一百四十条 滞納処分は、假差押又は假処分によりその執行を妨げられない。

第一百四十二条 滞納者の財産に對してされた差押は、当該国税につきその財産を有する相続人に對してされたものとみなす。ただし、徵收職員がその死亡を知つていたときは、この限りでない。

(假差押等がされた財産に対する滞納処分の効力)

2 滞納処分は、假差押又は假処分によりその執行を妨げられない。

三 滯納者に対し債権若しくは債務があり、又は滯納者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者

四 滞納者が株主又は出資者である法人

(検索の権限及び方法)

第一百四十二条 徴収職員は、滯納処分のため必要があるときは、滯納者その物又は住居その他の場所につき検索することができる。

2 徴収職員は、滯納処分のため必要な場合には、次の各号の一に該当するときに限り、第三者の財物又は住居その他の場所につき検索することができる。

一 滞納者の財産を所持する第三者がその引渡をしないとき。

二 滞納者の親族その他の特殊関係者が滯納者の財産を所持する場合において、その引渡を認めることに足りる相当の理由がある場合において、その引渡をしないとき。

3 徴収職員は、前二項の検索に際し必要があるときは、滯納者若しくは第三者に戸若しくは金庫その他の容器の類を開かせ、又は自らこれらを開くため必要な処分をすることができる。

(検索の時間制限)

第一百四十三条 検索は、日没後から日出前まではすることができない。ただし、日没前に着手した検索は、日没後まで繼續することができる。

2 旅館、飲食店その他夜間でも公衆が出入することができる場所については、滯納処分の執行のためやむを得ない必要があると認める

に足りる相当の理由があるときは、前項本文の規定にかかるはず、日没後でも、公開した時間内は、検索することができる。

(検索の立会人)

第一百四十四条 徴収職員は、検索をするときは、その検索を受けける滯納者若しくは第三者又はその同居の親族若しくは使用人その他の従業者で相当のわきまえのあるもの立合わせなければならない。

この場合において、これらの者が不在であるとき、又は立会に応じないときは、成年に達した者二人以上又は市町村の吏員若しくは警察官を立ち合わせなければならない。

(出入禁止)

第一百四十五条 徴収職員は、検索、差押又は差押財産の搬出をする場合において、これらの処分の執行のため支障があると認められるときは、これらの処分をする時は、次に掲げる者を除き、その場所に出入することを禁止することができる。

一 滞納者

二 差押に係る財産を保管する第三者及び第一百四十二条第二項(第三者に対する検索)の規定により検索を受けた第三者

三 前二号に掲げる者の同居の親族

2 徴収職員は、検索調書を作成した場合には、その謄本を検索を受けた滯納者又は第三者及びこれらの者以外の立会人があるときはその立会人に交付しなければならない。

(差押調査)の規定により差押調査を作成する場合には、適用しない。

3 前二項の規定は、第五十四条

(差押調査)の規定により差押調査を作成する場合には、適用しない。

4 前二項の規定は、第五十四条

(身分証明書の呈示等)

書の謄本を前項の第三者及び立会人に交付しなければならない。

5 前各号の一に該当する事実に類する事実があつたとき。

6 稽務署長は、納稅者につき、國税の法定納期限から一年を経過した後、その納付すべき額が確定した場合において、その納付すべき國税を金銭で一時に納付することを禁することができる。

7 稽務署長は、納稅者につき、國税の法定納期限内にされたその者の申請に基き、その納期限から一年以内の期間を限り、その納付を猶予することができる。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

8 稽務署長は、前二項の規定により徴収を猶予した場合において、その猶予の期間を延長することができる。

9 徴収を猶予した場合は、その猶予の期間を延長することができる。

10 徴収を猶予した場合は、その猶予の期間を延長することができる。

11 徴収を猶予した場合は、その猶予の期間を延長することができる。

12 徴収を猶予した場合は、その猶予の期間を延長することができる。

13 徴収を猶予した場合は、その猶予の期間を延長することができる。

14 徴収を猶予した場合は、その猶予の期間を延長することができる。

15 徴収を猶予した場合は、その猶予の期間を延長することができる。

16 徴収を猶予した場合は、その猶予の期間を延長することができる。

17 徴収を猶予した場合は、その猶予の期間を延長することができる。

18 徴収を猶予した場合は、その猶予の期間を延長することができる。

19 徴収を猶予した場合は、その猶予の期間を延長することができる。

20 徴収を猶予した場合は、その猶予の期間を延長することができる。

21 徴収を猶予した場合は、その猶予の期間を延長することができる。

22 徴収を猶予した場合は、その猶予の期間を延長することができる。

23 徴収を猶予した場合は、その猶予の期間を延長することができる。

24 徴収を猶予した場合は、その猶予の期間を延長することができる。

25 徴収を猶予した場合は、その猶予の期間を延長することができる。

26 徴収を猶予した場合は、その猶予の期間を延長することができる。

27 徴収を猶予した場合は、その猶予の期間を延長することができる。

28 徴収を猶予した場合は、その猶予の期間を延長することができる。

29 徵収を猶予した場合は、その猶予の期間を延長することができる。

一 紳稅者がその財産につき震災、風水害、火災、その他の災害を受け、又は盜難にかかり、又は負傷したとき。

二 紳稅者又はその者と生計を一にする親族が病氣にかかり、又は立会人に交付しなければならない。

三 紳稅者がその事業を廃止し、又は休止したとき。

四 紳稅者がその事業につき著しい損失を受けたとき。

五 前各号の一に該当する事実に類する事実があつたとき。

6 稽務署長は、納稅者につき、國税の法定納期限から一年を経過した後、その納付すべき額が確定した場合において、その納付すべき國税を金銭で一時に納付することを禁することができる。

7 稽務署長は、納稅者につき、國税の法定納期限内にされたその者の申請に基き、その納期限から一年以内の期間を限り、その納付を猶予することができる。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

8 稽務署長は、前二項の規定により徴収を猶予した場合は、その猶予の期間を延長することができる。

9 稽務署長は、前二項の規定により徴収を猶予した場合は、その猶予の期間を延長することができる。

10 稽務署長は、前二項の規定により徴収を猶予した場合は、その猶予の期間を延長することができる。

11 稽務署長は、前二項の規定により徴収を猶予した場合は、その猶予の期間を延長することができる。

12 稽務署長は、前二項の規定により徴収を猶予した場合は、その猶予の期間を延長することができる。

13 稽務署長は、前二項の規定により徴収を猶予した場合は、その猶予の期間を延長することができる。

14 稽務署長は、前二項の規定により徴収を猶予した場合は、その猶予の期間を延長することができる。

15 稽務署長は、前二項の規定により徴収を猶予した場合は、その猶予の期間を延長することができる。

16 稽務署長は、前二項の規定により徴収を猶予した場合は、その猶予の期間を延長することができる。

17 稽務署長は、前二項の規定により徴収を猶予した場合は、その猶予の期間を延長することができる。

18 稽務署長は、前二項の規定により徴収を猶予した場合は、その猶予の期間を延長することができる。

19 稽務署長は、前二項の規定により徴収を猶予した場合は、その猶予の期間を延長することができる。

20 稽務署長は、前二項の規定により徴収を猶予した場合は、その猶予の期間を延長することができる。

21 稽務署長は、前二項の規定により徴収を猶予した場合は、その猶予の期間を延長することができる。

22 稽務署長は、前二項の規定により徴収を猶予した場合は、その猶予の期間を延長することができる。

23 稽務署長は、前二項の規定により徴収を猶予した場合は、その猶予の期間を延長することができる。

24 稽務署長は、前二項の規定により徴収を猶予した場合は、その猶予の期間を延長することができる。

25 稽務署長は、前二項の規定により徴収を猶予した場合は、その猶予の期間を延長することができる。

26 稽務署長は、前二項の規定により徴収を猶予した場合は、その猶予の期間を延長することができる。

27 稽務署長は、前二項の規定により徴収を猶予した場合は、その猶予の期間を延長することができる。

28 稽務署長は、前二項の規定により徴収を猶予した場合は、その猶予の期間を延長することができる。

29 稽務署長は、前二項の規定により徴収を猶予した場合は、その猶予の期間を延長することができる。

30 稽務署長は、前二項の規定により徴収を猶予した場合は、その猶予の期間を延長することができる。

31 稽務署長は、前二項の規定により徴収を猶予した場合は、その猶予の期間を延長することができる。

4 稽務署長は、第一項又は第二項の規定により徴収を猶予したとき、又は前項の規定によりその期間を延長したときは、その旨を納稅者に通知しなければならない。

5 第一項又は第二項の申請について、又は徴収の猶予を認めないとさも、また同様とする。

(徴収猶予の効果)

第六百四十九条 稽務署長は、前条の規定により徴収を猶予した期間内は、その猶予に係る國税について新たに督促及び滞納処分(交付要求を除く。)をすることができない。

6 徴収猶予の効果

第一項又は第二項の申請について、又は徴収の猶予を認めないとさも、また同様とする。

(徴収猶予の効果)

第六百四十九条 稽務署長は、前条の規定により徴収を猶予した期間内は、その猶予に係る國税について新たに督促及び滞納処分(交付要求を除く。)をすることができない。

7 徴収猶予の効果

第一項又は第二項の申請について、又は徴収の猶予を認めないとさも、また同様とする。

(徴収猶予の効果)

第六百四十九条 稽務署長は、前条の規定により徴収を猶予した期間内は、その猶予に係る國税について新たに督促及び滞納処分(交付要求を除く。)をすることができない。

8 徴収猶予の効果

第一項又は第二項の申請について、又は徴収の猶予を認めないとさも、また同様とする。

(徴収猶予の効果)

第六百四十九条 稽務署長は、前条の規定により徴収を猶予した期間内は、その猶予に係る國税について新たに督促及び滞納処分(交付要求を除く。)をすることができない。

9 徴収猶予の効果

第一項又は第二項の申請について、又は徴収の猶予を認めないとさも、また同様とする。

(徴収猶予の効果)

第六百四十九条 稽務署長は、前条の規定により徴収を猶予した期間内は、その猶予に係る國税について新たに督促及び滞納処分(交付要求を除く。)をすることができない。

10 徴収猶予の効果

第一項又は第二項の申請について、又は徴収の猶予を認めないとさも、また同様とする。

(徴収猶予の効果)

第六百四十九条 稽務署長は、前条の規定により徴収を猶予した期間内は、その猶予に係る國税について新たに督促及び滞納処分(交付要求を除く。)をすることができない。

11 徴収猶予の効果

第一項又は第二項の申請について、又は徴収の猶予を認めないとさも、また同様とする。

(徴収猶予の効果)

第六百四十九条 稽務署長は、前条の規定により徴収を猶予した期間内は、その猶予に係る國税について新たに督促及び滞納処分(交付要求を除く。)をすることができない。

12 徴収猶予の効果

第一項又は第二項の申請について、又は徴収の猶予を認めないとさも、また同様とする。

(徴収猶予の効果)

### (徵収猶予の取消)

第一百五十九条 第百四十八条(徵収猶予)の規定により徵収の猶予を受けた者が次の各号の一に該当するときは、税務署長は、その徵収の猶予を取り消し、その猶予に係る國税を一時に徵収することができる。

一 第百四十九条第一項後段の規定により分割して納付することを認めた國税をその期限までに納付しないとき。

二 第百五十六条第三項(担保の変更等)の規定による担保の提供又は変更その他担保を確保するため必要な行為に関する税務署長の求に応じないとき。

三 徵収の猶予を受けた者の財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当ないと認められるとき。

四 第四十三条第一項各号(線上徵収)の一に該当する事実がある場合において、その徵収を猶予した期限までにその猶予に係る國税の全額を徵収することができないと認められるとき。

2 税務署長は、前項の規定により徵収の猶予を取り消す場合には、第四十三条第一項各号の一に該当する事実があるとき。

徴収の猶予を取り消す場合には、

第一項各号の一に該当する事実があるとき、あらかじめ、徵収の猶予を受けた者の弁明を聞かなければならない。ただし、その者が正当な理由がないとき、その弁明をしないときは、この限りでない。

3 税務署長は、前二項の規定により徵収の猶予を取り消したとき

は、その旨をその納稅者に通知しなければならない。

は、その旨をその納稅者に通知しなければならない。

困難にするおそれがある財産の差押を猶予し、又は解除することができる。

三 その所在及び滞納処分を執行することができる財産がともに不明であるとき。

第三節 納稅の猶予に伴う利子税額等の減免

4 第百六十六条第三項(再調査の請求に基く徵収猶予)(第百六十七条第四項(審査の請求に基く徵収猶予))において準用する場合を含む。又は所得稅法その他の國稅に関する法律の規定による徵収の猶予については、前三項(再調査の請求又は審査の請求があつた場合における徵収の猶予については、第二項を除く。)の規定を準用する。

(換価の猶予の要件等)

第五十一条 税務署長は、滞納者が次の各号の一に該当すると認められる場合(第百四十九条第一項(災害等による徵収の猶予)の規定に該当する場合を除く。)において、その者が納稅について誠実な意思を有すると認められるときは、その猶予を取り消し、その猶予に係る國稅を一時に徵収することができる。

(換価の猶予の取消)

第一百五十二条 换価の猶予を受けた者が次の各号の一に該当するときは、税務署長は、その猶予を取り

消し、その猶予に係る國稅を一時に徵収することができる。

(第二号(徵収猶予の取消の理由))

第一百五十一条第一項第一号又は第二号(徵収猶予の取消の理由)の規定に該当する事実があるとき。

二 前条第一項の規定に該当しないこととなつたとき。

三 第四十三条第一項各号(線上徵収)の一に該当する事実があるとき。

一 その財産の換価を直ちにすることによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあるとき。

二 その財産の換価を猶予することができる。ただし、その猶予の期間は、一年をこえることができない。

三 第百五十条第三項(徵収猶予の取消の通知)の規定は、前項の規定により換価の猶予を取り消したとき。

二 第百五十条第三項(徵収猶予の取消の通知)の規定は、前項の規定により換価の猶予を取り消した場合について準用する。

第一節 滞納処分の停止

(滞納処分の停止の要件等)

第一百五十三条 税務署長は、滞納者につき次の各号の一に該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止した場合において、その生じた日以後の期間に対応する部分の金額については、税務署長は、その免除をしないことができる。

(滞納処分の停止の取消)

第一百五十四条 税務署長は、前条第一項各号の規定により滞納処分の執行を停止した後三年以内に、その停止に係る滞納者につき同項各号に該当する事実がないと認めるときは、その執行の停止を取り消さなければならない。

二 その財産の換価を猶予することとが、直ちにその換価をすることに比して、滞納に係る國稅及び最近において納付すべきこととなる國稅の徵収上有利であるとき。

二 税務署長は、前項の換価の猶予をする場合において、必要があると認めるときは、差押により滞納者の事業の継続又は生活の維持を

(利子税額等の減免)

第一百五十五条 第百四十八条第一項第二号、第二号若しくは第五号(同項第一号又は第二号に該当する事実に類する事実に係る部分に限る。)(災害等による徵収の猶予)又は第一百五十三条第一項(滞納処分の停止の要件)の規定により徵収を猶予し、又は滞納処分の執行を停止した場合には、その猶予又は停止をした國稅に係る利子税額又は延滞加算税額のうちその猶予又は停止をした期間に対応する部分の金額は、免除する。ただし、第百五十条第一項(徵収猶予の取消)又は前条第一項の規定による取消の基因となるべき事実が生じた場合には、その生じた日以後の期間に對応する部分の金額は、免除する。同様に、第百五十条第一項(徵収猶予の取消)又は前条第一項の規定による取消の基因となるべき事実が生じた場合には、その生じた日以後の期間に對応する部分の金額については、税務署長は、その免除をしないことができる。

二 税務署長は、前項の規定により規定する部分を除く。(事業の廃止等による徵収の猶予)又は第百五十二条(換価の猶予)の規定により徵収又は換価を猶予した場合において、納稅者が次の各号の一に該当するときは、税務署長は、その猶予した國稅に係る利子税額又は延滞加算税額につき、猶予した期間に對応する部分の金額でその納付が困難と認められるものを限度として免除することができる。

一 紳士の財産の状況が著しく不良で、納期又は弁済期の到来しなければならない。

四七

した地方税若しくは公課又は債務について軽減又は免除をしなければ、その事業の継続又は生活の維持が著しく困難になると認められる場合において、その軽減又は免除がされたとき。

二 納税者の事業又は生活の状況によりその利子税額又は延滞計算税額の納付を困難とするやむを得ない理由があると認められるとき。

3 第一項の規定は、災害被災者に対する租税の减免、徵収猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第百七十五号)第九条(徵収猶予)の規定により徵収を猶予した場合について準用する。

#### 第四節 納税の猶予に伴う担保

第一百五十六条 稅務署長は、第二百四十八条(徵収猶予)又は第二百五十二条(換価の猶予)の猶予をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で次に掲げるものを徴さなければならぬ。ただし、その猶予に係る金額が五万円以下である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。

二 稅務署長が確実と認める社債(特別の法律により設立された法人が発行する債券を含む)その他有価証券

三 土地  
四 保険に附した建物、立木、船舶、航空機、自動車及び建設機械  
五 鉄道財團、工場財團、鉱業財團、軌道財團、運河財團、漁業

財團、港湾運送事業財團及び道路交通事故財團

#### 人の保証

六 稅務署長が確実と認める保証人の保証

3 稅務署長は、前項の規定により担保を徴する場合において、その猶予に係る国税につき差し押えた財産があるときは、その担保の額は、その猶予をする金額からその財産の価額を控除した額を限度とする。

3 稅務署長は、第一項の規定により担保を徴した場合において、担保の額は、その担保の資力の減少その他の理由により猶予に係る金額の納付を担保することができないと認めるとき、又は第二百四十九条第二項(徵収猶予による差押の解除)若しくは第二百五十一条第二項(換価の猶予による差押の解除)の規定により差押を解除したときは、納税者に対し増担保の提供、保証人の変更その他の担保を確保するため必要な行為を求めることができる。

2 徵収職員は、前項の委託を受けたときは、納付受託証書を納税者に交付しなければならない。

3 徵収職員は、第一項の委託を受けた場合において、必要があるときは、確実と認める金融機関にその取立及び納付の再委託をすることができる。

4 第一項の委託があつた場合において、その委託に係る有価証券の提供により第二百五十六条第一項各号(徵収猶予等の担保)に掲げる担保の提供の必要がないと認められるに至ったときは、その認められる限度において当該担保の提供があつたものとすることができる。

第五節 保全担保及び保全政策

4 前項に定めるもののほか、担保の提供について必要な事項は、政令で定める。

#### (納付委託)

#### (保全担保)

#### (差押)

第一百五十七条 第二百四十八条(徵収猶予)又は第二百五十二条(換価の猶予)の猶予を受けた納税者がその猶予に係る国税を納付するため、國税の納付に使用することができない証券以外の有価証券を提供して、その証券の取立とその取り立てて、その後その者に課すべきこれらの国税の徵収を確保することができないと認められるときは、税務署長は、その國税の担保として、その國税の擔保とし、その國税の擔保を設定して、その國税の擔保を確保するためあらかじめ譲り受けなければならない。

6 稅務署長は、第一項の規定による担保の提供又は前項の規定による抵当権の設定(以下「担保の提供等」という。)があつた場合において、第一項の命令に係る国税の滞納がない期間が継続して三月に達したときは、その担保を解除しなければならない。

3 稅務署長は、第一項の規定による差押をするときは、同項の規定により決定した保全差押金額を

確実に取り立てることができるものであると認められるとき有限の取立につき費用を要するときがあり、その委託を受けることができる。この場合において、その証券は、その費用の額に相当する金額(その金額が前年におけるその提供を命ずる月に対応する月分及びその後二月分の当該国税の金額に満たないときは、その額)をあわせて提供しなければならない。

7 稅務署長は、担保の提供等があつた納税者の資力その他の事情の変化により担保の提供等の必要がなくなつたと認めるときは、前項の規定にかかわらず、直ちにその解除をることができる。

#### (保全差押)

第一百五十九条 納税義務があると認められる者が不正に国税を免かれ、又は国税の還付を受けたことの嫌疑に基き、国税犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)の規定による差押若しくは領置又は

刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)の規定による押収、領置若しくは逮捕を受けた場合において、その処分に係る国税の納付すべき額の確定(申告、更正又は決定による確定)後においては当該国税の徵収を確保することができないと認められるときは、

税務署長は、当該国税の納付すべき額の確定前に、その確定すると見込まれる国税の金額のうちその徵収を確保するためあらかじめ滞納処分を執行することを要するとの通知を受けた納税者は、同項の抵当権を設定することを書面で納税者に通知することができる。

5 前項の通知があつたときは、その通知を受けた納税者は、同項の抵当権を設定したものとみなす。この場合において、税務署長は、その通知を受けた納税者は、同項の抵当権を設定したものとみなす。この場合において、税務署長は、その通知を受けた納税者は、同項の抵当権の登記を関係機関に嘱託しなければならない。

6 稅務署長は、第一項の規定による担保の提供又は前項の規定による抵当権の設定(以下「担保の提供等」という。)があつた場合において、第一項の命令に係る国税の滞

納がない期間が継続して三月に達したときは、その担保を解除しなければならない。

3 稅務署長は、第一項の規定による差押をするときは、同項の規定により決定した保全差押金額を

項に規定する納税義務があると認められる者に書面で通知しなければならない。

4 前項の通知をした場合において、その納税義務があると認められる者がその通知に係る保全差押金額に相当する担保として第百五十六条第一項各号（微収猶予等の担保）に掲げるもの又は金銭を提供してその差押をしないことを求めたときは、税務署長は、その差押をすることができない。

5 税務署長は、次の各号の一に該当するときは、第一項の規定による差押を解除しなければならない。

6 第一項の規定による差押を受けた者が前項に規定する担保を提供して、その差押の解除を請求したとき。

7 第一項の規定による差押又は第

四項に規定する担保の提供があつた場合において、その差押又は担保の提供は、その国税を徴収するためされたもののみなす。8 第百五十六条第二項から第四項まで（担保の提供手続等）の規定

は、第四項に規定する担保について準用する。

9 第一項の規定により差し押えた財産は、その差押に係る国税の納付すべき額が確定した後でなければ、換価することができない。

10 第一項の場合において、税務署長は、差し押えるべき財産に不足があると認められるときは、差押に代えて交付要求をすることができる。この場合においては、その交付要求であることを明らかにしなければならない。

11 税務署長は、第一項の規定により差し押えた金銭（有価証券、債権又は無体財産権等の差押により第三債務者等から給付を受けた金銭を含む。）がある場合において、その差押に係る国税の納付すべき額が確定していないときは、これを供託しなければならない。

12 第一項に規定する国税の納付すべき額として確定した金額が保全差押金額に満たない場合において、その差押を受けた者がその差押の必要がなくなつたと認められることとなつたときは、その差押を解除することができる。

第六節 担保の処分  
(担保の処分)  
第一百六十条 税務署長は、第一百四十八条（微収猶予）又は第一百五十五条（微収猶予）の猶予を受けた者がその猶予に係る国税をその猶予の期限までに納付せず、又は第一百五十九条第一項（微収猶予の取消）（同条第四項において準用する場合を

含む。）若しくは第百五十二条第一項（換価の猶予の取消）の規定により徵収する場合において、その国税について徵収した担保があるときは、滞納処分の例によりその担保は、滞納処分費に充てて、又は

財産を処分して、その徵収すべき額を執行し、また、保証人がその納付すべき額を完納しないときは、滞納者他の財産について滞納処分を執行し、また、保証人がその納付すべき額を完納しないときは、滞

2 前項の場合において、税務署長は、担保財産の処分の代金が同項の国税及びその処分費に充ててなお不足があると認めるときは、滞

3 前二項の規定は、第一百五十八条（保全担保）又は前条第四項の担保の提供があつた場合において、その担保に係る国税を徵収するときについて準用する。この場合において、その担保に係る国税を徵収するとき、直ちにその国税に充てる。

4 第三十二条（第二次納税義務の通則）の規定は、第一項又は第二項（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）の規定により保証人から国税を徵収する場合について準用する。

第五章 還付  
(過誤納金の還付)  
第一百六十二条 税務署長、国税局長

は、第四項に規定する担保について準用する。この場合においては、その猶予に係る国税をその猶予の期限までに納付せず、又は第一百五十九条第一項（微収猶予の取消）（同条第四項において準用する場合を

るところにより、遅滞なく、金銭で還付しなければならない。

(過誤納金の充当)

第一百六十二条 税務署長等は、前条の規定により還付すべき場合において、その還付を受けるべき者に

つき納付すべきこととなつた国税があるときは、同条の規定にかかる

わらず、過誤納金をその国税に充

當しなければならない。この場合においては、第一百一十九条第五項（本税額の優先充当）の規定を準用する。

2 前項の規定による充当は、政令で定める充当をするに適することとなつた時にさかのばつてその効力を生ずる。

3 税務署長等は、第一項の規定による充当をしたときは、その旨を証人に對して滞納処分を執行する。

4 第二項の規定は、第一百五十八条（保全担保）又は前条第四項の担保の提供があつた場合において、その担保に係る国税を徵収するときについて準用する。この場合において、その担保が金銭であるときは、直ちにその国税に充てる。

5 第二項の規定は、第一項又は第二項（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）の規定により保証人から国税を徵収する場合について準用する。

第六章 還付  
(過誤納金の還付)  
第一百六十三条 稽査課は、その申出により次に掲げる国税として納付した金額があるときは、その還付を請求することができない。

1 税務署長等は、その申出により次に掲げる国税として納付した金額があるときは、その還付を請求することができない。

2 最近において納付すべき額の確定が確實であると認められる

国税

3 前項各号に掲げる国税として納付された国税の全部又は一部につき国税に関する法律の改正その他の理由によりその納付の必要がないこととなつたときは、その時に

おいて過誤納金が納付されたものとみなして、前二条の規定を適用する。

第六章 還付加算金

税務署長等は、過誤

納金を第一百六十二条（過誤納金の還付）及び第一百六十二条第一項（過誤納金の充当）の規定により還付

し、又は充当する場合には、その

過誤納金が納付された日の翌日か

ら税務署長等が還付のため支払決

定をした日又は充当をした日（同

日に充当をするに適することと

なつた日があるときは、同日）まで

の期間に応じ、その金額百円につ

き一日三銭の割合を乗じて計算し

た金額（以下「還付加算金」とい

う。）をその還付又は充当をすべき

納税者に通知しなければならない。

（国税の予納額の還付の特例）

第一百六十四条 稽査課は、その申出により次に掲げる国税として納付した金額があるときは、その還付

を請求することができない。

1 税務署長等が過誤納金がある

一に該当するときは、当該各号に掲げる期間を同項に規定する期

間から控除しなければならない。

2 前項の場合において、次の各号の一に該当するときは、当該各号に掲げる期間を同項に規定する期

間から三十日を経過する日までに

その過誤納金の還付を請求しないとき。その日の翌日から還付

の請求があつた日までの期間から三十日を経過する日までに

その過誤納金の還付を請求しないとき。その日の翌日から還付の請求があつた日までの期間から三十日を経過する日までに

その過誤納金の還付を請求しないとき。その日の翌日から還付

の請求があつた日までの期間から三十日を経過する日までに



条第一項に規定する事項について第五項第二号又は第三号の規定による決定をする場合には、国税庁又は国税局に所属する協議団の協

議を経なければならない。

8 前項の協議団に関し必要な事項は、政令で定める。

(訴願法の不適用)

第百六十八条 再調査の請求又は審査の請求の目的となる処分に関する事件については、訴願法(明治二十三年法律第百五号)の規定は、適用しない。

(訴訟)

第百六十九条 再調査の請求又は審査の請求の目的となる処分の取消又は変更を求める訴は、第百六十

七条第五項の規定による決定(以下「審査の決定」という。)を経た後でなければ、提起することができない。ただし、次の各号の一に該当するときは、再調査の決定又は審査の決定を経ないで訴を提起することができる。

一 再調査の請求があつた日から六月を経過して、なお再調査の決定の通知がないとき。

二 審査の決定があつた日から三月を経過したとき。

三 再調査の決定若しくは審査の決定を経ることにより著しい損害を生ずるおそれがあることその他正當な理由があるとき。

2 再調査の請求若しくは審査の請求の目的となる処分又は審査の決定を経ることにより著しい損害を生ずるおそれがあることその他の正当な理由があるとき。

求の目的となる処分又は審査の決定の取消又は変更を求める訴は、前項第二号又は第三号の規定に該当する場合を除き、審査の決定に

係る通知を受けた日から三月

項第一号の規定による訴の提起について、再調査の請求があつた日から九月)以内に提起しなければならない。

3 前項の期間は、不变期間とする。

4 第二項に規定する訴が提起された場合には、国税庁又は国税局の職員は、国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律(昭和二十二年法律第百四十四号)第五条第一項の規定の適用については、当事者又は参加人となつた税務署長、国税局長又は税関長の所部の職員とみなす。

5 第一項ただし書の規定により訴が提起された場合においても、再調査の請求又は審査の請求がされているときは、これらの請求に対して決定をすることを妨げない。

(証拠申出の順序)

第百六十七条 前条第二項に規定する訴においては、裁判所が相手方当事者となつた国税庁長官、国税局長、税關長、税務署長その他の行政機関の長の主張を合理的と認めたときは、その訴を提起した者が

まず証拠の申出をし、その後に相手方当事者が証拠の申出をするものとする。

2 相手方当事者は、前項の規定にかかるらず、隨時証拠の申出をすることができる。

(滞納処分に関する再調査の請求等の期限の特例)

第百七十二条 滞納処分について次の各号に掲げる処分に關し欠陥が

あること(第一号に掲げる処分について、これに關する通知が到達しないことを含む。)を理由として

ついては、再調査の請求(第百六十六条)する再調査の請求(第百六十六条)第一項又は第二項(再調査の請求の期限)の規定により再調査の請求を含む。)又は前項に規定する審査の請求(その決定に対する審査の請求を含む。)の規定により再調査の請求を含む。

4 第二項に規定する訴が提起された場合には、國税庁又は國税局の職員は、國の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に

関する法律(昭和二十二年法律第百四十四号)第五条第一項の規定の適用については、当事者又は参加人となつた税務署長、国税局長又は税關長の所部の職員とみなす。

5 第一項ただし書の規定により訴が提起された場合においても、再

調査の請求又は審査の請求がされ

ているときは、これらの請求に対

して決定をすることを妨げない。

(不動産等についての差押 その

二 不動産等についての差押 そ

の公売期日等

三 不動産等についての第九十五

条(公売公告)の公告(第百九

一条第四項(随意契約による売却)

において準用する第九十六条

(公売の通知)の通知を含む。)か

ら売却決定までの処分(換価財

産の買受代金の納付の期限

四 換価代金等の配当 換価代金

等の交付期日

2 前項の規定は、第百六十七条第一項(始審的審査の請求)の規定による審査の請求又は第百六十九

条第一項第三号(訴の提起の特例)

の規定による訴の提起について準

用する。この場合において、前項

中「第百六十六条第一項又は第二

項(再調査の請求の期限)の規定により再調査の請求をする」とあ

るのは、当該訴については「行政

事件訴訟特例法第五条第一項又は

第三項(出訴期間)の規定により

訴を提起する」と読み替えるものとする。

3 第一項第三号に掲げる処分に欠陥があることを理由として滞納処分について再調査の請求(その決定に対する審査の請求を含む。)又は前項に規定する審査の請求(その決定に対する審査の請求を含む。)の規定により再調査の請求を含む。

4 第二項に規定する訴が提起された場合には、國税庁又は國税局の職員は、國の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に

関する法律(昭和二十二年法律第百四十四号)第五条第一項の規定の適用については、当事者又は参加人となつた税務署長、国税局長又は税關長の所部の職員とみなす。

5 第一項ただし書の規定により訴が提起された場合においても、再

調査の請求又は審査の請求がされ

ているときは、これらの請求に対

して決定をすることを妨げない。

(差押動産等の搬出及び換価の制限)

第百七十二条 第五十八条第二項

(滞納者の動産等を占有する第三

者に対する引渡命令)に規定する

引渡命令を受けた第三者が、その

命令に係る財産が滞納者の所有に

属していないことを理由として、

その命令につき再調査の請求又は

審査の請求をしたときは、その請

求の係属する間は、当該財産の搬出

又は換価をすることができない。

(不動産の売却決定等の取消の制限)

第百七十三条 第百七十二条第一項

(第三号(公売等に関する再調査の請求等の期限の特例))に掲げる

請求等の期限の特例)の規定によ

て滞納処分があることを理由とし

て滞納処分に関する再調査の請求

又は審査の請求があつた場合にお

いて、その処分は違法ではある

が、次に掲げる場合に該当するときには、税務署長、国税局長又は税關長は、その請求を棄却することができる。

1 その請求に係る処分に統一して

行われるべき処分(以下この号において「後行処分」という。)において「後行処分」という。

が既に行われている場合において、その請求に係る処分の違法が軽微なものであり、その後行

処分に影響を及ぼさせることができない。ただしその請求に係る処分を取消す

ことによって公共の福祉に適合しないと認められるときは、この限りでない。

2 前項の規定による請求の棄却の決定には、処分が違法であること及び請求を棄却する理由を明示しなければならない。

3 第一項の規定は、国に対する損害賠償の請求を妨げない。

(国税の消滅時効)

第百七十四条 国税の徴収を目的とする国の権利(以下この節において「国税の徴収権」という。)は、この権利の行使する日から五年を経過したときは、時効により消滅する。

2 前項の場合には、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することはできないものとする。

3 国税の徴収権の時効について

は、この節に別段の定があるものと/orを除き、民法の規定を準用する。

(時効の中止及び停止)

第百七十五条 国税の徴収権の時効は、次の各号に掲げる処分に係る國税については、その処分の効力が生じた時に中止し、当該各号に掲げる期間を経過した時から更に進行する。

一 納税に関する告知 その告知に指定された納付に関する期限までの期間

二 督促 督促状又は督促のため納付催告書を発した日から起算して十日を経過した日（同日前に第四十七条第二項（繰上差押）の規定による差押がされた場合には、そのされた日）までの期間

三 交付要求 その交付要求がされている期間（第八十二条第二項（交付要求の通知）の規定による通知がされていない期間があるときは、その期間を除く。）

2 前項第三号の規定により時効が中止された場合には、その交付要求に係る強制換価手続が取り消されたときにおいても、その時効中断の効力は、失われない。

3 国税の徵收権の時効は、徵收の猶予、換価の猶予又は延納に係るされている期間内には、進行しない。

（国税の徵收権の時効は、徵收の猶予、換価の猶予又は延納に係るされている期間内には、進行しない。）

第百七十六条 国税の過誤納により生ずる国に対する請求権及び所得

（還付金の消滅時効）

第百七十七条 国税は、その納税者が設定された場合において、その

（供託）

第百七十八条 民法第四百二十三条（債権者の代位）及び第四百二十四条（詐害行為の取消）の規定は、國税の徵收に関する取扱いに準用する。

（供託）

第百七十九条 民法第四百九十四条（供託による免責）並びに第四百九十五条第一項及び第三項（供託の方法）の規定は、この法律の規定により債権者、納税者その他の者

（法律に関する相殺）において「還付金」に係る国に対する請求権（以下第百八十条（国税に関する相殺））において「還付金」に係る国に対する請求権（以下第百八十二条（国税に関する相殺））において「還付金」に係る国に対する請求権（以下第百八十三条（国税に関する相殺））において「還付金」に係る国に対する請求権（以下第百八十四条（株式会社について更生手続又は企業担保権の実行手続）の規定は、前項の規定により債権者、納税者その他の者

（国税に関する相殺）を経過したときは、時効により消滅する。

2 第百七十四条第二項及び第三項（国税の消滅時効の絶対的効力等）の規定は、前項の場合について準用する。

（国税に関する相殺）

3 前二項の税務署長又は国税局長は、差し押えるべき財産又は差し押えた財産が滞納処分を著しく困難とする地域にあるときは、これらの財産の所在地を所轄する税務署長又は国税局長に滞納処分の引継をすることができる。

2 国税局長は、必要があると認めることは、その管轄区域内の地域を所轄する税務署長からその徵收する国税について徵收の引継を受けることができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

3 前二項の税務署長又は国税局長は、差し押えるべき財産又は差し押えた財産が滞納処分の引継をすることができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

用する。

（第三者的納付及びその代位）

第百七十七条 国税は、その納税者のために第三者が納付することができる。

2 国税の納付について正当な利益を得た第三者が納税者に代つてこれを納付した場合において、その國税につき第一百五十六条（担保の徴収）又は相続税法第三十八条（延納の担保）の規定による担保として抵当権が設定されたときは、これらは、その納付により、その抵当権につき國に代位することができる。

前項の場合において第三者が納税者の國税の一部を納付したときは、その残余の國税は、同項の規定により代位した第三者の債権に先だつて徵収する。

（税務署長による徵收）

務署長の管轄区域内にあるときを含む。）は、当該税務署長又は国税局長は、その財産の所在地を所轄する税務署長又は国税局長に滞納処分の引継ができる。

4 前二項の規定により徵収の引継は、引継を受けた税務署長又は国税局長は、遅滞なく、その旨を納税者に通知するものとする。

（税務署長による徵收）

第百八十三条 保税地域からの引取に係る内国消費税の徵收は、前条第一項の規定にかかるわらず、その引取の場所を所轄する税関長が行う。

（税務署長による徵收）

2 前項の證明書の交付を請求する者は、政令で定めるところにより、これを交付しなければならない。

（税務署長による徵收）

第百八十二条 国税の徵收は、納税者の納税地を所轄する税務署長が行う。ただし、滞納処分は、この法律の定めるところにより、その稅務署所屬の徵收職員に執行させることができる。

（税務署長による徵收）

2 前項の税関長は、差し押えるべき財産又は差し押えた財産が滞納処分の引継をすることができるとする。

（税務署長による徵收）

3 第一項の税関長は、差し押えるべき財産又は差し押えた財産が滞納処分を著しく困難とする地域にあるときは、これらの財産の所在地を所轄する税務署長又は国税局長に滞納処分の引継をすることができる。

（税務署長による徵收）

2 第百八十二条第四項（徵收の引継）の規定は、前項の規定により徵収の引継があつた場合に適用する。

（税務署長による徵收）

3 第百八十三条第三項（滞納処分の引継）若しくは第三項（徵收の引継等）、

（税務署長による徵收）

2 第百八十三条第三項（滞納処分の引継）若しくは前条第一項の規定により国税局長が徵収の引継若しくは滞納処分の引継を受けた場合又は第百八十三条第一項若しくは

（税務署長による徵收）

2 第百五十九条第二項（保全差押の承認）、第七章（還付）及び第八章（再調査、審査及び訴訟）を除く。

（税務署長による徵收）

3 第百五十九条第二項（保全差押の承認）若しくは「税務署長」又は「税務署」とあるのは、

（税務署長による徵收）

(政令への委任)

第一百八十六条 この法律に定めるもののはか、督促状、差押調書、交付要求書その他この法律の規定により作成する書類に記載すべき事項、この法律の規定により利害関係人その他の者に通知すべき事項及びこの法律の実施のための手続その他その執行に關し必要な事項は、政令で定める。

第十章 罰則

第一百八十七条 納税者が滞納処分の執行を免かれた目的でその財産を隠藏し、損壊し、國の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 納税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分の執行を免かれさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第一百四十二条 (質問及び検査) の規定による徴収職員の質問に対しても答弁をせず、又は偽りの陳述をした者は、十万円以下の罰金に処する。

二 第一百四十三条 (質問及び検査) の規定による徴収職員の質問に対しても答弁をせず、又は偽りの陳述をした者は、十万円以下の罰金に処する。

の帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたものと呈示した者は、他の處分又は手続は、この附則に別段の定があるものを除き、この法律の相当規定によつてした相手の処分又は手続とみなす。

第二条 昭和三十四年五月一日からこの法律の施行の日の前日までの間において、國稅に関する法律に定める國稅の申告、申請、納付又は徵收に関する期限(政令で定める期限を除く)が民法第一百四十二条(期間の満了の特例)に規定する休日に該当するときは、その國稅に関する法律の規定にかかるわらず、その休日の翌日を當該期限とみなす。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月をこえない範囲内でお政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条(施行日前の申告期限等の特例)、附則第九条(第百八十八条の特例)並びに附則第十五条(書類の送達に関する経過措置)の規定は、この法律の施行前に納税の國稅の徵收・國稅と仮登記又は譲渡担保に係る債権との調整の規定は、この法律の施行後に納税者が譲渡し、又は仮登記をした財産について適用する。

第二十四条(譲渡担保権者の物的納税責任)の規定は、手形その他の政令で定める財産については当分の間、適用しない。

(相続があつた場合の納税義務及び徵收の手続に関する経過措置)の規定は、公布の日から施行する。

第五条 第十一条(強制換価の場合の国稅徵收法(以下「旧法」という。)の規定又はこれに基き若しくはこれを実施するための命令の規定による経過措置)

第六条 第二十七条(相続による納稅義務の承継)の規定は、この法律の施行後に相続があつた場合について適用し、この法律の施行前に相続があつた場合における被相続人の納稅義務の承継について適用する。

第七条 第三十二条第一項(第二次納稅義務の告知等)、第三十五条から第三十九条まで(同族会社等の第二次納稅義務)並びに第四十一条第二項及び第三項(人格のない社団等に係る第二次納稅義務)の規定は、この法律の施行後に滞納となるたる國稅に係る第二次納稅義務の額及びこれを課する手続については、なお従前の例による。

第八条 この法律の施行の際に滞納となるたる國稅で旧法第九条第一項(督促)の規定による督促がされていないものについては、第四十五条第一項(督促中)の規定による督促がさとあるのは、「この法律の施行後」として、同条の規定を適用する。

第九条 昭和三十四年五月一日からこの法律の施行の日の前日までの間に旧法第九条第三項(延滞加算税額)の規定により徵收する延滞加算税額については、その全額が三百円未満であるときは、同条第三項及び第七項の規定にかかるわらず、これを徵收しない。

二 第二十八条第四項(納稅者の死亡後にした処分の効力)の規定は、この法律の施行前にした督

定によつてした通知、告知、督促、滞納処分、徵收猶予、担保の

申告、申請、證明、納付委託、再調査の請求若しくは審査の請求をする。

後に強制換価手続により換価される場合について適用する。

2 第十三條(交付要求先着手による國稅の優先)、第十五条から第十七条まで(法定納期限等以前に設定された質権及び抵当権の優先)、第十九条から第二十一条まで(特定の先取特権及び留置権の優先)及び第二十六条(國稅及び地方稅等と私債権との競合の調整)の規定は、この法律の施行後に強制換価手続による配当手続が開始される場合について適用し、この法律の施行前に当該配当手続が開始されている場合における國稅と他の債権との調整については、なお従前の例による。

3 第十二条第一項(第二次納稅義務)並びに第四十一条第二項及び第三項(人格のない社団等に係る第二次納稅義務)の規定は、この法律の施行後に滞納となるたる國稅に係る第二次納稅義務の額及びこれを課する手続については、なお従前の例による。

4 第二十二条から第二十五条まで(担保権付財産が譲渡された場合の國稅の徵收・國稅と仮登記又は譲渡担保に係る債権との調整)の規定は、この法律の施行後に納税者が譲渡し、又は仮登記をした財産について適用する。

5 第二十三条から第二十六条まで(相続があつた場合の納稅義務及び徵收の手続に関する経過措置)の規定は、この法律の施行前に旧法第四条ノ十(公示送達の規定により公示送達を開始した書類の送達について)は、なお従前の例による。

6 第二十四条(強制換価の場合の内国消費税の優先)及び第四十条(強制換価の場合の内国消費税の徵收)の規定は、この法律の施行後に相続があつた場合における被相続人の納稅義務の承継について適用する。

7 第二十五条(納稅者の死

亡後にした処分の効力)の規定は、前項に定めるものを除き、なお従前の例による。

(差押に関する経過措置)

第十条 この法律の施行前に旧法第九条第一項(督促)の規定により発した督促状の指定の期限がこの法律の施行の日から起算して十日を経過した日(この法律の施行の日において第四十七条第一項第二号(督促を要しない差押)に掲げる場合に該当するときは、同日)後であるときは、第四十七条第一項の規定にかかわらず、その督促状に係る国税については、その指定の期限を経過しなければ、差押をすることができない。

2 第六十一条第二項(差押動産等を保管させた場合の押差の効力)の規定は、この法律の施行後にされる差押について適用し、この法律等に関する経過措置)

第六十条第二項(差押動産等を保管させた場合の押差の効力)の規定は、この法律の施行後にされる差押について適用し、この法律等に関する経過措置)

長、国税局長又は税関長(以下「税務署長等」という。)は、この法律の施行後遅滞なく、これらの規定による通知又は催告をしなければならない。

(換価及び配当に関する経過措置)

第十二条 この法律の施行前に旧法第二十四条(公売)の規定による公売に關し徵した加入保証金及び契約保証金があるときは、これらを第百条第一項(公売保証金)の規定により納付された公売保証金とみなす。

2 第百一十三条から第百五十五条まで(不動産等の売却決定・買受申込等の取消・買受代金の納付期限等)、第百二十条から第百三十三条まで(債権額の確認方法・配当計算書・換価代金等の交付期日・換価代金等の交付)及び第百三十五条(売却決定の取消に伴う措置)の規定は、公売期日等がこの法律の施行後である場合について適用し、滞納処分による財産の公売又は売却の日のがこの法律の施行前である場合におけるその公売若しくは売却又は配当に關する手続について

第十一條 この法律の施行前に旧法の規定に基き差押、公売公告又は滞納処分若しくは徵収の引継が

つた場合において、第五十五条各号(差押の通知をする實權者等)又は第九十六条第一項各号(公売の通知をする利害關係人)に掲げる

は、この法律の施行後滞納処分のため捜索する場合について適用する。(施行日前に期限が到来する徴収による通知又は催告をしなければならない。)

その生活の維持を困難にするおそれがあるとき。

二 その財産の換価を猶予することに比し、滞納に係る国税及び最近において納付すべきこととなる國税の徴収上有利であると

できる。

2 前項の規定による猶予は、旧法第十二条ノ二の規定による滞納処分の執行猶予とみなす。

3 この法律の施行前に旧法第十二条ノ二(滞納処分の執行猶予)の規定によつてした滞納処分の執行の猶予は、第百五十五条(換価の猶予)の規定による換価の猶予とみなす。

4 前項の規定による換価の猶予は、第百五十五条(換価の猶予)の規定による換価の猶予とみなす。

5 前項の規定による換価の猶予は、第百五十五条(換価の猶予)の規定による換価の猶予とみなす。

6 前項の規定による換価の猶予は、第百五十五条(換価の猶予)の規定による換価の猶予とみなす。

7 前項の規定による換価の猶予は、第百五十五条(換価の猶予)の規定による換価の猶予とみなす。

8 前項の規定による換価の猶予は、第百五十五条(換価の猶予)の規定による換価の猶予とみなす。

9 前項の規定による換価の猶予は、第百五十五条(換価の猶予)の規定による換価の猶予とみなす。

10 前項の規定による換価の猶予は、第百五十五条(換価の猶予)の規定による換価の猶予とみなす。

11 前項の規定による換価の猶予は、第百五十五条(換価の猶予)の規定による換価の猶予とみなす。

12 前項の規定による換価の猶予は、第百五十五条(換価の猶予)の規定による換価の猶予とみなす。

13 前項の規定による換価の猶予は、第百五十五条(換価の猶予)の規定による換価の猶予とみなす。

14 前項の規定による換価の猶予は、第百五十五条(換価の猶予)の規定による換価の猶予とみなす。

15 前項の規定による換価の猶予は、第百五十五条(換価の猶予)の規定による換価の猶予とみなす。

16 前項の規定による換価の猶予は、第百五十五条(換価の猶予)の規定による換価の猶予とみなす。

17 前項の規定による換価の猶予は、第百五十五条(換価の猶予)の規定による換価の猶予とみなす。

18 前項の規定による換価の猶予は、第百五十五条(換価の猶予)の規定による換価の猶予とみなす。

19 前項の規定による換価の猶予は、第百五十五条(換価の猶予)の規定による換価の猶予とみなす。

20 前項の規定による換価の猶予は、第百五十五条(換価の猶予)の規定による換価の猶予とみなす。

21 前項の規定による換価の猶予は、第百五十五条(換価の猶予)の規定による換価の猶予とみなす。

22 前項の規定による換価の猶予は、第百五十五条(換価の猶予)の規定による換価の猶予とみなす。

項(再調査の請求)又は第百六十七条第一項(始審的審査の請求)の規定によつてした再調査の請求又は審査の請求とみなす。

二 その財産の換価を猶予することに比し、滞納に係る国税及び最近において納付すべきこととなる國税の徴収上有利であると

できる。

2 前項の規定による再調査の請求等の期限の特例

三章ノ二の規定による再調査の請求等の期限の特例に關する経過措置

第十八条 第百七十七条(再調査の請求)の規定による再調査の請求等の期限の特例の規定は、この法律の施行前に掲げる各号に掲げる

三章ノ二の規定による再調査の請求等の期限の特例に關する再調査の請求等の期限の特例に關する経過措置

理由 今次の税制改正の一環として、國稅の徴収の現況にかえりみ、私法秩







同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の場合において、次の各号の一に該当するときは、当該号に掲げる期間を同項に規定する期間から控除しなければならない。

一 税關長が過誤納金があることを納稅義務者に通知した場合において、その通知書を発した日から三十日を経過する日までにその過誤納金の還付の請求をしないとき。その日の翌日から還付の請求があつた日までの期間

一 過誤納金の返還請求権につき民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）第五百九十四条（差押命令）の規定による差押がされた場合において、同法第六百条第一項（移付命令）の命令がないとき。その差押がされた日の翌日からその差押の取消しは移付命令があつた日までの期間

三 過誤納金の返還請求権につき仮差押がされたとき。その仮差押がされている期間

第十三条に次の二項を加える。

6 税關長は、第一項の過誤納金を還付すべき場合において、その還付を受けるべき者につき納付すべきこととなつた関税があるときは、政令で定めるところにより、その還付すべき金額をその関税に充當する。

第十四条第二項中「納付の日」を

「過誤納に係る關稅の還付を請求することができる日」に改める。（とん稅法の一部改正）

第二十条 とん稅法（昭和三十二年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項後段を削る。

第十一条 刪除 第十二条を次のように改める。

第十二条第三項中「國稅徵收法（同法第三十一條ノ二から第三十一条ノ四まで及び第三十一條ノ六を除く。）の例」を「國稅徵收法（同法第三十一條ノ二から第三十一條ノ四まで及び第三十一條ノ六を除く。）の例」を「國稅徵收法（同法第三十一條ノ二から第三十一條ノ六を除く。）の例」に改め、同条第四項中

（特別とん稅法の一部改正）第十二条 特別とん稅法（昭和三十二年法律第三十八号）の一部を除く。）の例」を「國稅徵收法（同法第三十一條ノ二から第三十一条ノ四まで及び第三十一條ノ六を除く。）の例」に改め、同条第三項中

（財產稅法の一部改正）第十二条 第二十三条 財產稅法（昭和二十一年法律第五十二号）の一部を次のように改め、同条第二項を削る。

第四十五条 第二項中「（國稅徵收法第四条ノ三第一項但書の規定により財產稅を徵收される者を含む。以下同じ。）」を削る。

（國稅的延滞金等の特例に関する法律の廃止）

第二十四条 國稅的延滞金等の特例に関する法律（昭和二十五年法律第七十八号）は、廃止する。

（会社更生法の一部改正）第十五条 会社更生法（昭和二十七年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第三十七条 第二項中「國稅徵收法（明治三十一年法律第二十一号）」を「國稅徵收法（昭和三十四年法律第一号）」に改め、同条第三項から第八項までに「同条第三項から第十項まで」を「同条第一項から第八項まで」に改め、同条第三項中「國稅徵收法の規定の適用がある」と「國稅徵收法の例によるに、

〔第三十一條ノ五〕を「〔百六十二條第一項前段〕」に改める。

第十一条第三項中「國稅徵收法（同法第三十一條ノ二から第三十一條ノ四まで及び第三十一條ノ六を除く。）の例」を「國稅徵收法（同法第三十一條ノ二から第三十一條ノ四まで及び第三十一條ノ六を除く。）の例」に改め、同条第四項中

（担保物件の）を削る。

（災害被害者に対する租稅の減免、

徵收猶予等に関する法の一部改正）

第二十二条 災害被害者に対する租稅の減免、徵收猶予等に関する法（昭和二十二年法律第一百七十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項後段を削る。

第十一条 刪除 第十二条を次のように改める。

第十二条第一項及び第四条中「國稅徵收法第九条第三項」を「國稅徵收法第四十六条第一項」に改め、同条第三項中

（財產稅法の一部改正）第十二条 第二十三条 財產稅法（昭和二十一年法律第五十二号）の一部を次のように改め、同条第二項を削る。

第四十五条 第二項中「（國稅徵收法第四条ノ三第一項但書の規定により財產稅を徵收される者を含む。以下同じ。）」を削る。

（國稅的延滞金等の特例に関する法律の廃止）

第二十四条 國稅的延滞金等の特例に関する法律（昭和二十五年法律第七十八号）は、廃止する。

（会社更生法の一部改正）第十五条 会社更生法（昭和二十七年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第三十七条 第二項中「國稅徵收法（明治三十一年法律第二十一号）」を「國稅徵收法（昭和三十四年法律第一号）」に改め、同条第三項中

（担保物件の）を削る。

（災害被害者に対する租稅の減免、

分による財産の換価の猶予がされに改める。（滯納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律の一部改正）

第二十六条 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律（昭和三十二年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項後段を削る。

第十一条 刪除 第十二条を次のように改める。

第十二条第一項及び第四条中「國稅徵收法第九条第三項」を「國稅徵收法第四十六条第一項」に改め、同条第三項中

（財產稅法の一部改正）第十二条 第二十三条 財產稅法（昭和二十一年法律第五十二号）の一部を次のように改め、同条第二項を削る。

第四十五条 第二項中「（國稅徵收法第四条ノ三第一項但書の規定により財產稅を徵收される者を含む。以下同じ。）」を削る。

（國稅的延滞金等の特例に関する法律の廃止）

第二十四条 國稅的延滞金等の特例に関する法律（昭和二十五年法律第七十八号）は、廃止する。

（会社更生法の一部改正）第十五条 会社更生法（昭和二十七年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第三十七条 第二項中「國稅徵收法（明治三十一年法律第二十一号）」を「國稅徵收法（昭和三十四年法律第一号）」に改め、同条第三項中

（担保物件の）を削る。

（災害被害者に対する租稅の減免、

ているときは、強制執行による差押は、この法律の適用については、その参加差押に係る滯納処分による差押後にされたものとみなす。

第八条第二項中「前号」を「前一号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二 国稅徵收法第百五十九条第一項の規定による差押（その例による差押を含む）がされる。

第十一条第二項中「第五条」の下に「第一項」を加え、同条第四項中

（国稅徵收法第二条第一項）を「国稅徵收法（同号）」に改め、同条第二項中「（国稅徵收法第二条第一項）」を「（国稅徵收法第二条第一項）」に改め、同条第三項中

（国稅徵收法第十二条）に改める。

二 国稅徵收法第百五十九条第一項の規定による差押（その例による差押を含む）がされる。

第十一条第二項中「第五条」の下に「第一項」を加え、同条第四項中

（国稅徵收法第二条第一項）を「国稅徵收法（同号）」に改め、同条第三項中

（国稅徵收法第二条第一項）を「（国稅徵收法第二条第一項）」に改め、同条第三項中

（国稅徵收法第十二条）に改める。

二 国稅徵收法第百五十九条第一項の規定による差押（その例による差押を含む）がされる。

第十一条第二項中「第五条」の下に「第一項」を加え、同条第四項中

（国稅徵收法第二条第一項）を「（国稅徵收法第二条第一項）」に改め、同条第三項中

（国稅徵收法第二条第一項）を「（国稅徵收法第二条第一項）」に改め、同条第三項中

（国稅徵收法第二条第一項）を「（国稅徵收法第二条第一項）」に改め、同条第三項中

第十五条から第十七条まで及び

第二十条中「第十三条」の下に「第一項」を加える。

第二十八条中「第一条第二項」を改める。

「第十一条第三項」に改める。

「第三十二条中「差押」の下に「及び参加差押」を加える。

第二章 その他の法令の一部

改正

（河川法の一部改正）

第二十七条 河川法（明治三十九年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第五十五条第一項中「国税滞納処分法」を「国税滞納処分ノ例」に改め、同条第二項中「国税」の下に「及地方税」を加える。

（砂防法の一部改正）

第二十八条 砂防法（明治三十年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項中「国税ノ滞納処分ニ関スル規程」を「国税滞納処分ノ例」に改め、同条第二項中「国税」の下に「及地方税」を加える。

（伝染病予防法の一部改正）

第二十九条 伝染病予防法（明治三十年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

（行旅病人及行旅死亡人取扱法の一部改正）

第三十一条 行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治三十二年法律第九十号）の一部を次のように改正する。

（公衆衛生法の一部改正）

第二十六条第二項中「国税徴収ル例」を「滞納処分ノ例」に改め、二関スル規定」を「国税滞納処分ノ例」に改め、同項に次のとおりに改める。

（云染病予防法の一部改正）

第二十七条第一項を次のように改める。

（河川法の一部改正）

但シ先取特權ノ順位ハ国税及地方税ニ次グモノトス

（前項ノ費用ニ付テハ前条第二項ノ規定ヲ準用ス）

前項ノ費用ニ付テハ前条第二項

ノ規定ヲ準用ス  
（不動産登記法の一部改正）

第三十条 不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二十九条を次のように改める。

第二十九条 官庁又ハ公署ハ登記権利者ノ請求アリタルトキハ運

滯ナク喊託書ニ公売処分ニ因ル

権利移転ヲ証スル書面ヲ添附シテ左ノ登記ヲ登記所ニ嘱託スルコトヲ要ス但国税徴収法第二十

三条第一項ニ規定スル仮登記ノ抹消ヲ嘱託スルトキハ同条第二

項ノ通知ニ係ル書面ノ臍本ヲモ添附スルコトヲ要ス

一 公売処分ニ因ル権利移転ノ登記

二 公売処分ニ因リ消滅シタル権利ノ登記ノ抹消

三 滞納処分ニ因ル差押ノ登記ノ抹消

第四条第一項に次のとおりに改める。

（税道抵当法の一部改正）

第二十二条 鉄道抵当法（明治三十八年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条ノ二第一項第三号中「競売」の下に「（第七十七条ノ二ニ於テ進用スル第七十条ノ規定ニ依ル滞納処分ニ因ル換価ヲ含ム）」を加える。

（水害予防組合法の一部改正）

第五十七条第三項中「市町村ノ

徴収金」を「国税及地方税」に改める。

第五十七条第三項中「市町村ノ

徴収金」を「国税及地方税」に改める。

（鉄道抵当法の一部改正）

第三十二条 鉄道抵当法（明治三十八年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条ノ二第一項第三号中「競

第八条（鉄道抵当法の一部改正）

八年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条ノ二第一項第三号中「競

売」の下に「（第七十七条ノ二ニ於テ進用スル第七十条ノ規定ニ依ル滞納処分ニ因ル換価ヲ含ム）」を加える。

（水害予防組合法の一部改正）

第五十七条第三項中「市町村ノ

徴収金」を「国税及地方税」に改める。

（税道抵当法の一部改正）

第三十四条 証券を以てする歳入納付に因する法律の一部改正

（証券を以てする歳入納付に因する法律の一部改正）

（又ハ強制管理開始ノ決定）を「若ハ強制管理開始ノ決定又ハ滞納処

ト為ス場合ハ此ノ限り在ラズ

（第六十八条第一項を次のように改める。）

第六十七条第一項及第六十八条

二係ル部分ニ限ル）、第七十三条、第七十四条、第七十六条及

（前条ノ規定ヲ準用ス）

（水害予防組合法の一部改正）

（第三十三条 水害予防組合法（明治四十年法律第五十号）の一部を次のように改める。）

（第三十四条 健康保険法（大正十一年法律第五十号）の一部を次のように改める。）

（第三十五条 健康保険法（大正十一年法律第五十号）の一部を次のように改める。）

（第三十六条 健康保険法（大正十一年法律第五十号）の一部を次のように改める。）

（第三十七条 健康保険法（大正十一年法律第五十号）の一部を次のように改める。）

（第三十八条 健康保険法（大正十一年法律第五十号）の一部を次のように改める。）

（第三十九条 健康保険法（大正十一年法律第五十号）の一部を次のように改める。）

（第四十条 健康保険法（大正十一年法律第五十号）の一部を次のように改める。）

（第四十一条 健康保険法（大正十一年法律第五十号）の一部を次のように改める。）

（第四十二条 健康保険法（大正十一年法律第五十号）の一部を次のように改める。）

（第四十三条 健康保険法（大正十一年法律第五十号）の一部を次のように改める。）

（第四十四条 健康保険法（大正十一年法律第五十号）の一部を次のように改める。）

（第四十五条 健康保険法（大正十一年法律第五十号）の一部を次のように改める。）

（第四十六条 健康保険法（大正十一年法律第五十号）の一部を次のように改める。）

（第四十七条 健康保険法（大正十一年法律第五十号）の一部を次のように改める。）

（第四十八条 健康保険法（大正十一年法律第五十号）の一部を次のように改める。）

（第四十九条 健康保険法（大正十一年法律第五十号）の一部を次のように改める。）

（第五十条 健康保険法（大正十一年法律第五十号）の一部を次のように改める。）

（公有水面埋立法の一部改正）

第三十七条 公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）の一部を次のように改める。

（第三十八条 健康保険法（一部改正））

（第三十九条 健康保険法（一部改正））

（第四十条 健康保険法（一部改正））

（第四十一条 健康保険法（一部改正））

（第四十二条 健康保険法（一部改正））

（第四十三条 健康保険法（一部改正））

（第四十四条 健康保険法（一部改正））

（第四十五条 健康保険法（一部改正））

（第四十六条 健康保険法（一部改正））

（第四十七条 健康保険法（一部改正））

（第四十八条 健康保険法（一部改正））

（第四十九条 健康保険法（一部改正））

（第五十条 健康保険法（一部改正））

（第五十一条 健康保険法（一部改正））

（第五十二条 健康保険法（一部改正））

（第五十三条 健康保険法（一部改正））

（第五十四条 健康保険法（一部改正））

（第五十五条 健康保険法（一部改正））

（第五十六条 健康保険法（一部改正））

（第五十七条 健康保険法（一部改正））

(船員保険法の一部改正)

第四十一条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条ノ一第一項中「(第二号ヲ除ク)」を削る。

第十三条中「国税及地方税ニ次

ギ他ノ公課ニ先ツ」を「国税及地方

税ニ次グ」に改める。

第十四条を次のように改める。

第十四条 保険料其ノ他本法ニ依ル徴収金ハ本法ニ別段ノ規定アリモノヲ除クノ外国税徴収ノ例ニ依り徴収ス

第二十七条に次のただし書を加える。

但シ老齢年金ヲ受クル権利ニ付テハ滞納処分ニ依リ差押フル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

(羅災都市借地借家臨時処理法の一部改正)

第四十二条 罗災都市借地借家臨時処理法(昭和二十一年法律第十三号)の一部を次のように改正す

第八条第三項中「、国税徴収法により徴収することのできる請求権」を削る。

(会計法の一部改正)

第四十三条 会計法(昭和二十二年法律第三十五号)の一部を次によ

うに改正する。

第三十一条中「事項」の下に「前項に規定する事項を除く。」を加え、同条に第一項として次のように加える。

金銭の給付を目的とする国の権利の時効による消滅については、別段の規定がないときは、

時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができな

いものとする。國に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

(労働者災害補償保険法の一部改正)

第四十四条 労働者災害補償保険法(昭和二十一年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第三十三条中「国税及び地方税につき、他の公課に先だつ」を「國税及び地方税に次グ」に改める。

第三十四条を次のように改める。

第三十四条 保険料その他の法律の規定による徴収金は、この法律に別段の規定があるものを除き、他の公課に先だつ「國税及び地方税につぐ」に改める。

第三十四条を次のように改め

る。

法(昭和三十四年法律第号)第百六十四条」に改める。

第三十七条中「国税及び地方税に次グ、他の公課に先だつ」を「國税及び地方税に次グ」に改める。

第三十八条を次のように改め

(徴収に関する通則)

第三十八条 保険料その他の法律の規定による徴収金は、この法律に別段の規定があるものを除き、國税徴収の例により徴収する。

第三十九条 第二項を削る。

(児童福祉法の一部改正)

第四十七条 児童福祉法(昭和二十一年法律第一百六十四号)の一部を

第三十六条第七項に後段として

次のように改める。

第五十六条第七項に後段として

次のように加える。

この場合における徴収金の先取特権の順位は、國税及び地方

税に次ぐものとする。

第四十八条 郵便法(昭和二十一年法律第六十七号)の一部を次

のようにより改める。

第三十七条第二項中「国税」の下

に「及び地方税」を加える。

第三十七条第一項中「先取特権」を「滞納処分による場合、先取特

権」に改める。

第三十七条第一項中「先取特

権」を「滞納処分による場合、先取特

(農業災害補償法の一部改正)

第五十条 農業災害補償法(昭和十二年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第八十七条の二第二項中「市町村税」を「國税及び地方税」に改める。

第三十九条第六項中「市町村税」を次のように改正する。

第八十七条の二第二項中「市町村税」を「國税及び地方税」に改める。

第三十九条第六項中「市町村税」を「國税及び地方税」に改める。

四年法律第百九十五号)の一部を次のように改正する。

第三十九条第六項中「市町村税」を「國税及び地方税」に改める。

(旧令による共済組合等からの年

金受給者のための特別措置法の一  
部改正)

旧令による共済組合等から  
の年金受給者のための特別措置  
法(昭和二十五年法律第二百五  
六号)の一部を次のように改正す  
る。

第十六条の二に次の二項を加え  
る。

3 連合会が支給する第八条第一  
号及び第二号に規定する年金及  
び一時金のうち、旧共済組合法  
に規定する退職年金及び退職一  
時金に相当するものを受けた権  
利は、国税滞納処分(その例に  
よる処分を含む)による場合に  
は、第一項の規定にかかわら  
ず、差し押えることができる。

(鉱業法の一部改正)  
第六十一条 鉱業法(昭和二十五年  
法律第二百八十九号)の一部を次  
のように改正する。

第六十一条の二第五項中「國  
稅及地方稅につき、他の公課に  
先だつ」を「國稅及び地方稅に次  
ぐ」に改め、同条第六項中「國稅徵  
收法(明治三十年法律第二十一  
号)第四条ノ九及び第四条ノ十」を  
「國稅徵收法(昭和三十四年法律  
第五号)第五条及び第六条」に改  
める。

(土地収用法の一部改正)  
第六十二条 土地収用法(昭和二十  
六年法律第二百十九号)の一部を  
次のように改正する。

第一百二十八条第五項中「先取特  
權は、市町村の地方稅以外の徵收  
金と同順位」を「先取特權の順位」  
に次ぎ、他の公課に先だつ」を「國  
稅及地方稅に次ぐ」に改める。

は、國稅及び地方稅に次ぐもの」  
に改める。

(森林法の一部改正)

第六十三条 森林法(昭和二十六年  
法律第二百四十九号)の一部を次  
のように改正する。

第三十六条第四項に後段として  
次のように加える。

この場合における徵收金の先  
取特權の順位は、國稅及び地方  
稅に次ぐものとする。

(戰傷病者戰没者遺族等援護法の  
一部改正)

第六十四条 戰傷病者戰没者遺族等  
援護法(昭和二十七年法律第二百二  
十七号)の一部を次のように改正  
する。

第四十七条を削る。

(石油及び可燃性天然ガス資源開  
発法の一部改正)

第六十五条 石油及び可燃性天然ガ  
ス資源開發法(昭和二十七年法律  
第二百六十二号)の一部を次のよう  
に改正する。

第二十三條中「國稅及び地方稅  
につき、他の公課に先だつ」を「國  
稅及地方稅に次ぐ」に改める。

(國稅徵收法(昭和三十四年法律  
第五号)第五条及び第六条)に改  
める。

(土地収用法の一部改正)

第六十二条 土地収用法(昭和二十  
六年法律第二百十九号)の一部を  
次のように改正する。

第一百二十八条第五項中「先取特  
權は、市町村の地方稅以外の徵收  
金と同順位」を「先取特權の順位」  
に次ぎ、他の公課に先だつ」を「國  
稅及地方稅に次ぐ」に改める。

次ぐものとして、その他の道路に係  
るものにあつては地方稅法(昭和  
二十五年法律第二百二十六号)第  
一条第一項第十四号に規定する地

(外航船舶建造融資利子補給及び  
損失補償法の一部改正)

第六十九条 外航船舶建造融資利子  
補給及び損失補償法(昭和二十八  
年法律第一号)の一部を次のように  
改正する。

第十六条第三項に後段として次  
のように加える。

この場合におけるその納付金  
及び延滞金の先取特權の順位  
は、國稅及び地方稅に次ぐもの  
とする。

(農地法の一部改正)

第六十七条 農地法(昭和二十七年  
法律第二百二十九号)の一部を次  
のように改正する。

(日雇労働者健康保険法の一  
部改正)

第三十四条中「國稅徵收法(明治  
三十年法律第二十一号)」を「國稅  
徵收法(昭和三十四年法律第  
一号)」に改める。

第四十三条第六項中「第四条ノ  
一(線上徵收)、第四条ノ九(書類  
の送達)、第四条ノ十(公示送達)  
及び第九条第四項から第十項ま  
で」を「第五条(書類の送達)、第六  
条(公示送達)、第四十三条(線上  
徵收)及び第四十六条第二項から  
第七項まで」に改め、同項を同条  
第七項とし、同条第五項の次に次  
の二項を加える。

6 第一項の規定による督促は、  
民法第一百五十三条の規定にかか  
らず、時効中断の効力を有す  
る。

(徵收に関する通則)  
第三十七条 保険料その他の法  
律の規定による徵收金は、この法  
律に別段の規定があるものを除  
き、國稅徵收の例により徵收す  
る。

(徵收に関する通則)  
第三十七条 保険料その他の法  
律の規定による徵收金は、この法  
律に別段の規定があるものを除  
き、國稅徵收の例により徵收す  
る。

(厚生年金保険法の一部改正)

第七十二条 厚生年金保険法(昭和  
二十九年法律第二百五十五号)の一部  
を次のように改正する。

第八十九条(第二百五十三条)に改め  
る。

第三十七条を削り、「民法第一百五十  
三条」を「民法(明治二十九年法律  
第八十九号)第二百五十三条」に改め  
る。

(私立学校教職員共済組合法の一  
部改正)

第七十二条 私立学校教職員共済組  
合法(昭和二十八年法律第二百四  
十五号)の一部を次のように改正す  
る。

第二十五条の二に次の二項を加  
える。

2 前項において準用する國家公  
務員共済組合法第二十八条第一  
項の規定は、退職給付を受ける  
権利を國稅滯納処分(その例に  
よる処分を含む)により差し押  
える場合には、適用しない。

(第三十二条中「國稅及び地方稅  
に次ぎ、他の公課に先だつ」を「國  
稅及地方稅に次ぐ」に改める。)

第三十三条を次のように改め  
る。

第三十二条中「國稅及び地方稅  
に次ぎ、他の公課に先だつ」を「國  
稅及地方稅に次ぐ」に改める。

第三十三条を次のように改め  
る。

第三十四条第二項中本文及び  
「但し」を削り、「民法(明治二十九年法律  
第三条)を「民法(明治二十九年法律  
第八十九号)第二百五十三条」に改め  
る。

税及び地方税に次ぐ」に改める。

第八十九条を次のように改め

(徵収に関する通則)

第八十九条 保険料その他この法律の規定による徵収金は、この法律に別段の規定があるものを除き、國稅徵収の例により徵収する。

第九十二条本文及び「但し」

を削り、「民法第百五十三条」を「民法(明治二十九年法律第八十九号)第百五十三条」に改める。

(土地区画整理法の一部改正)

第七十三条 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)の一部を次のよ

うに改正する。

第四十一条第五項中「先取特權

に規定する地方団体の徵収金以外の市町村の徵収金と同順位」を「先

取特權の順位は、國稅及び地方税に次ぐもの」に改める。

第二百二十六号)第一条第十四号

は、地方税法(昭和二十五年法律

第二百二十六号)第一項第十四号

に規定する地方団体の徵収金以外の市町村の徵収金と同順位」を「先

取特權の順位は、國稅及び地方税に次ぐもの」に改める。

第二百十条第五項中「先取特權は、施行者が建設大臣である場合にあつては國稅及び地方税に次ぐもの」とし、施行者が都道府県若しくは都道府県知事又は市町村若しくは市町村長である場合にあつては地

方税法第一条第一項第十四号に規定する地方団体の徵収金以外の都

道府県又は市町村の徵収金と同順位」を「先取特權の順位は、國稅及

び地方税に次ぐもの」に改める。

(市町村職員共済組合法の一部改

正)

第七十四条 市町村職員共済組合法

(昭和二十九年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第二十八条に次の一項を加え

る。

3 退職給付又は休業手当金を受ける権利は、國稅滞納処分(その例による処分を含む。)による場合には、第一項の規定にかかるわらず、差し押えることができる。

(けい肺及び外傷性せき齧障害に

関する特別保護法の一部改正)

第七十五条 けい肺及び外傷性せき齧障害に關する特別保護法(昭和三十年法律第九十一号)の一部を

次のように改正する。

第二十九条中「國稅及び地方税に次ぎ、他の公課に先だつて」を「國

三十一年法律第九十一号)の一部を

次のように改正する。

第三十条を次のように改める。

(國稅徵収の例により徵収する。

第三十一条 食担金その他この法律の規定による徵収金は、この法律に別段の規定があるものを除き、國稅徵収の例により徵収する。

(徵収に関する通則)

第三十二条 地方税法(昭和二十九年法律第百七十九号)の一部を

次のように改正する。

第三十三条第一項中「國稅徵収の例」を「國稅滞納処分の例」に、

執行の適正化に關する法律(昭和三十年法律第百七十九号)の一部を

次のように改正する。

第三十四条を次のように改める。

(自動車損害賠償保障法の一部改

正)

第七十六条 自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第八十二条中「國稅及び地方税に次ぎ、他の公課に先だつて」を「國

稅及び地方税に次ぐ」に改める。

(愛知用水公團法の一部改正)

第七十七条 愛知用水公團法(昭和三十年法律第百四十一号)の一部を

次のように改める。

(市町村職員共済組合法の一部改

正)

第二十五条第六項中「國稅及び

地方税に次ぎ、他の公課に先だ

つ」を「國稅及び地方税に次ぐ」に改める。

(石炭鉱業合理化臨時措置法の一

部改正)

第七十八条 石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十年法律第百五十六号)の一部を次のように改正す

る。

第三十九条第三項中「國稅及び

地方税に次ぎ、他の公課に先だ

つ」を「國稅及び地方税に次ぐ」に改める。

(森林開発公團法の一部改正)

第二十六条第五項中「國稅及び

地方税に次ぎ、他の公課に先だ

つ」を「國稅及び地方税に次ぐ」に改める。

(海岸法の一部改正)

第七十九条 补助金等に係る予算の

補助金等に係る予算の執行の適

正化に関する法律の一部改正)

第三十五条第三項中「先取特權

は、地方税法(昭和二十五年法律

第二百二十六号)第一項第一項第

十四号に規定する地方公共団体の徵收金と同順位」を「先取特權の順位は、國稅及

び地方税に次ぐもの」に改める。

(引揚者給付金等支給法の一部改

正)

第三十六条第三項中「先取特權

は、地方税法(昭和二十五年法律

第二百二十六号)第一項第一項第

十四号に規定する地方団体の徵收金と同順位」と「先取特權の順位は、國稅及

び地方税に次ぐもの」に改める。

(道路整備特別措置法の一部改正)

第八十条道路整備特別措置法(昭

和三十一年法律第七号)の一部を

次のように改める。

(第二十五条中「同条第三項中

体の徵收金以外の都道府県の徵收金と同順位とする」と削る。

第三十三条第三項中「國稅徵収法を次のように改正する。

(森林開発公團法の一部改正)

第八十二条 森林開発公團法(昭和三十一年法律第八十五号)の一部を

次のように改正する。

(第二十六条第五項中「國稅及び

地方税に次ぎ、他の公課に先だ

つ」を「國稅及び地方税に次ぐ」に改める。

(海岸法の一部改正)

第八十二条 海岸法(昭和三十一年

法律第一百一号)の一部を次のように改正する。

(第三十五条第三項中「先取特權

は、地方税法(昭和二十五年法律

第二百二十六号)第一項第一項第

十四号に規定する地方公共団体の徵收金と同順位」を「先取特權の順位は、國稅及

び地方税に次ぐもの」に改める。

(引揚者給付金等支給法の一部改

正)

第三十六条第三項中「先取特權

は、地方税法(昭和二十五年法律

第二百二十六号)第一項第一項第

十四号に規定する地方団体の徵收金と同順位」と「先取特權の順位は、國稅及

び地方税に次ぐもの」に改める。

(道路整備特別措置法の一部改正)

第八十条道路整備特別措置法(昭

和三十一年法律第七号)の一部を

次のように改める。

(第二十五条中「同条第三項中

にあつては國稅及び地方税に次

ぐものとし、その他の道路に係る

ものとし、その他の道路に係る

にあつては地方税法(昭和二十五年法律第百三

十五年法律第二百二十六号)第一

法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

(第七条第三項中「國稅徵収法を次のように改正する。

(明治三十年法律第二十一号)によ

り徵収することのできる請求権」を削る。

(特定多目的ダム法の一部改正)

第八十五条 特定多目的ダム法(昭

和三十二年法律第三十五号)の一

部を次のように改正する。

(引揚者給付金等支給法の一部改

正)

第三十六条第三項中「引揚者給付

金等支給法(昭和三十二年法律第百九号)の一

部を次のように改正する。

(第二十条中「國稅徵収法(明治三

十四年法律第二十一号)」又は「國稅徵

収の例」を「引揚者給付金等支給法(昭和三十二年法律第百九号)」に改め

る権利及び第五条に規定する國債

については、國稅滯納処分(その例に

による処分を含む。)により差し押え

る場合」を加える。

(接収不動産に關する借地借家臨

時処理法の一部改正)

第八十七条 地借家臨時処理法(昭和三十一年

法律第二百二十六号)第一条第一

項第十四号に規定する地方公共團

体の徵収金と同順位とする」と

あるのは「地方税法(昭和二十五年

法律第二百二十六号)第一条第一項第

十四号に規定する地方団体の徵収

金以外の都道府県の徵収金と同順

位」を「先取特權の順位は、國稅及

び地方税に次ぐもの」に改める。

(市町村職員共済組合法の一部改



ち、第六条第一項の規定による製造の許可の取消を受けた者にかん

水を供給していたもので、当該取消に伴つてかん水の製造を繼續することが困難となつたため同法第十二条第一項の許可の申請をした

ものその他政令で定めるものについて、前項の規定にかかる

十二条第一項の許可の申請の期限は、昭和三十六年一月三十一日とする。

3 公社は、第一項の期間内において、塩専売法第六条第一項の許可を受けて塩を製造する者(以下「塩の製造者」という。)の製造場で前に、あらかじめその廃止の日を届け出るとともに、その日から二月以内に、政令で定めるところにより、塩業整理交付金交付請求書(以下「請求書」という。)を提出しなければならない。

2 公社は、特にやむを得ない理由があると認めるときは、政令で定めるとところにより、前項の請求書の提出期限を延期することができる。

3 公社は、請求書が提出されたときは、これを審査し、交付すべきであると認めたときは、その交付を当該請求書を提出した者に通知しなければならない。

4 公社は、政令で定めるところにより、交付金を分割して交付することができる。

5 公社は、第一項の規定により製造の許可を取り消したときは、直ちに、その旨を当該取消を受けた者に通知しなければならない。

6 特別交付金の額は、公社が決定し、これを第三項の通知にあわせて通知する。

7 第四条第四項の規定は、特別交付金について準用する。

#### 第八条 塩の製造者(塩専売法第一十条の規定により製造者とみなされる者その他政令で定める者を除く。以下第十二条第一項において同じ。)は、昭和三十五年四月一日から昭和三十九年三月三十日までの間に公社に納付する塩(同法第十四条第四項の規定により納付があつたものとみなされるものを含み、同法第四十二条第二項の規定の適用を受けて納付するものと除外。以下次項において同じ。)について、一トンにつき二百円をこえない範囲内において政令で定める額の納付金を、その収納代金の支払を受けるなど、公社に納付しなければならない。

8 公社は、前項の納付金を納付すべき者に対して支払う塩の収納代金から、支払のつど、当該塩に係る部分の金額に対する所得税法

#### (交付金の請求及び交付の手続)

第四条 第二条第一項の規定により交付金の交付を受けようとする者は、公社に対し、その製造の廃止前に、あらかじめその廃止の日を届け出るとともに、その日から二月以内に、政令で定めるところにより、塩業整理交付金交付請求書(以下「請求書」という。)を提出しなければならない。

5 可を受けて塩を製造する者(以下「塩の製造者」という。)の製造場でその生産能率が著しく劣ると認められるものにつき、臨時塩業整備の許可を取り消すことができる。

6 公社は、前項の規定により製造の許可を取り消すうとするときは、公社は、その者に対し、当該補償金のほか、その満たない額に相当する金額をこえない範囲内において政令で定めるところに

より算定した額の塩業整理特別交付金(以下「特別交付金」という。)を交付することができる。

7 第四条第四項の規定は、特別交付金について準用する。

8 特別交付金の額は、公社が決定し、これを第三項の通知にあわせて通知する。

9 特別交付金の額は、公社が決定し、これを第三項の通知にあわせて通知する。

10 特別交付金の額は、公社が決定し、これを第三項の通知にあわせて通知する。

11 特別交付金の額は、公社が決定し、これを第三項の通知にあわせて通知する。

12 特別交付金の額は、公社が決定し、これを第三項の通知にあわせて通知する。

13 特別交付金の額は、公社が決定し、これを第三項の通知にあわせて通知する。

14 特別交付金の額は、公社が決定し、これを第三項の通知にあわせて通知する。

15 特別交付金の額は、公社が決定し、これを第三項の通知にあわせて通知する。

16 特別交付金の額は、公社が決定し、これを第三項の通知にあわせて通知する。

17 特別交付金の額は、公社が決定し、これを第三項の通知にあわせて通知する。

18 特別交付金の額は、公社が決定し、これを第三項の通知にあわせて通知する。

19 特別交付金の額は、公社が決定し、これを第三項の通知にあわせて通知する。

20 特別交付金の額は、公社が決定し、これを第三項の通知にあわせて通知する。

21 特別交付金の額は、公社が決定し、これを第三項の通知にあわせて通知する。

り、塩専売法第十八条の規定にかかるものとする。

5 换金の額がその交付を受ける者に第二条第一項の規定による納付金を納付した者が廃止業者に該当することとなり、又は第六条第一項の規定により製造の許可を取り消された場合には、公社は、その者に対する既納の納付金の額に相当する金額を還付するものとする。

当該取消による減価」と読み替え

ることができる。

3 第一条の規定により納付金を納付した者が廃止業者に該当することとなり、又は第六条第一項の規定により製造の許可を取り消された場合には、公社は、その者に対する既納の納付金の額に相当する金額を還付するものとする。

4 第九条 この法律の規定に基く公社の処分に対し異議のある者は、その処分の通知を受けた日(その通知がないときは、その処分があつたことを知った日)から三十日以内に、書面で、公社の總裁に異議の申立をすることができる。

5 第九条 この法律の規定により製造の許可を取り消すうとするときは、その処分があつたことを知った日(その通知がないときは、その処分があつたことを知った日)から三十日以内に、書面で、公社の總裁に異議の申立をすることができる。

6 第九条 この法律の規定により製造の許可を取り消すうとするときは、その処分があつたことを知った日(その通知がないときは、その処分があつたことを知った日)から三十日以内に、書面で、公社の總裁に異議の申立をすることができる。

7 第九条 この法律の規定により製造の許可を取り消すうとするときは、その処分があつたことを知った日(その通知がないときは、その処分があつたことを知った日)から三十日以内に、書面で、公社の總裁に異議の申立をすることができる。

8 第九条 この法律の規定により製造の許可を取り消すうとするときは、その処分があつたことを知った日(その通知がないときは、その処分があつたことを知った日)から三十日以内に、書面で、公社の總裁に異議の申立をすることができる。

9 第九条 この法律の規定により製造の許可を取り消すうとするときは、その処分があつたことを知った日(その通知がないときは、その処分があつたことを知った日)から三十日以内に、書面で、公社の總裁に異議の申立をすることができる。

10 第九条 この法律の規定により製造の許可を取り消すうとするときは、その処分があつたことを知った日(その通知がないときは、その処分があつたことを知った日)から三十日以内に、書面で、公社の總裁に異議の申立をすることができる。

11 第九条 この法律の規定により製造の許可を取り消すうとするときは、その処分があつたことを知った日(その通知がないときは、その処分があつたことを知った日)から三十日以内に、書面で、公社の總裁に異議の申立をすることができる。

12 第九条 この法律の規定により製造の許可を取り消すうとするときは、その処分があつたことを知った日(その通知がないときは、その処分があつたことを知った日)から三十日以内に、書面で、公社の總裁に異議の申立をすることができる。

13 第九条 この法律の規定により製造の許可を取り消すうとするときは、その処分があつたことを知った日(その通知がないときは、その処分があつたことを知った日)から三十日以内に、書面で、公社の總裁に異議の申立をすることができる。

14 第九条 この法律の規定により製造の許可を取り消すうとするときは、その処分があつたことを知った日(その通知がないときは、その処分があつたことを知った日)から三十日以内に、書面で、公社の總裁に異議の申立をすることができる。

15 第九条 この法律の規定により製造の許可を取り消すうとするときは、その処分があつたことを知った日(その通知がないときは、その処分があつたことを知った日)から三十日以内に、書面で、公社の總裁に異議の申立をすることができる。

16 第九条 この法律の規定により製造の許可を取り消すうとするときは、その処分があつたことを知った日(その通知がないときは、その処分があつたことを知った日)から三十日以内に、書面で、公社の總裁に異議の申立をすることができる。

17 第九条 この法律の規定により製造の許可を取り消すうとするときは、その処分があつたことを知った日(その通知がないときは、その処分があつたことを知った日)から三十日以内に、書面で、公社の總裁に異議の申立をすることができる。

18 第九条 この法律の規定により製造の許可を取り消すうとするときは、その処分があつたことを知った日(その通知がないときは、その処分があつたことを知った日)から三十日以内に、書面で、公社の總裁に異議の申立をすることができる。

19 第九条 この法律の規定により製造の許可を取り消すうとするときは、その処分があつたことを知った日(その通知がないときは、その処分があつたことを知った日)から三十日以内に、書面で、公社の總裁に異議の申立をすることができる。

20 第九条 この法律の規定により製造の許可を取り消すうとするときは、その処分があつたことを知った日(その通知がないときは、その処分があつたことを知った日)から三十日以内に、書面で、公社の總裁に異議の申立をすることができる。

#### (課税の特例)

第十条 廃止業者が交付を受ける交

付金(当該交付金の交付の目的に応じその者を通じて他の者が支払を受けるもの)のうち、第

三条第一項に規定する製塩施設の減価をうめるための費用に対応す

る部分の金額に対する所得税法

(昭和二十一年法律第二十七号)及び法人税法(昭和二十一年法律第二十八号)の規定の適用について  
は、政令で定めるところにより、  
当該金額のうち、当該製塩施設の  
取得価額又は帳簿価額を減額すべ  
き額として政令で定める金額は、  
その交付又は支払を受ける日の属  
する年分又は事業年度分の所得の  
計算上、総収入金額又は益金に算  
入しない。この場合において、當  
該製塩施設は、その交付又は支払  
を受ける日において、その処分見  
込価額として政令で定める金額を  
もつて取得されたものとみなす。  
前項の交付金のうち、第三条第  
一項に規定する塩田を他の用途に  
転用するものとした場合に必要と  
される費用に対応する部分の金額  
に対する所得税法及び法人税法の  
規定の適用については、政令で定  
めるところにより、当該金額のうち、  
その交付又は支払を受けた日以  
後二年以内に政令で定める資本  
的支出に充てた金額は、総収入金  
額又は益金に算入しない。この場  
合において、当該金額を支出した  
資産については、当該金額に相当  
する金額の取得価額がなかつたも  
のとみなす。

4 前三項の規定は、第六条第一項の規定による製造の許可の取消を受けた者が第七条の規定により受けた者に補償金及び特別交付金（当該補償金及び特別交付金の交付の目的に応じその者を通じて他の者が支払を受けるものを含む。）のうち、第一項又は第二項に規定する費用に対応する部分の金額に準ずる金額がある場合における当該金額に対する所得税法及び法人税法の規定の適用について準用する。

5 前各項に規定するもののほか、第一項の交付金並びに前項の補償金及び特別交付金に係る所得の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

（事業合理化計画書）

第六十一条 昭和三十六年一月一日以降引き続いて塩を製造しようとする塩の製造者は、公社の定めるところにより、事業合理化計画書を作成して、これを公社に提出しなければならない。

2 前項の事業合理化計画書は、政令で定める基準価格により塩の収納代金を受けるものとした場合に昭和三十七年において健全な経営をすることができることを目標として、作成するものとする。

（臨時塩業整備審議会）

第六十二条 公社に臨時塩業整備審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、公社の総裁の諮問に応じ、第六条第一項の規定による製造の許可の取消、第七条第一項

業の整備に關する重要事項を調査する。

審議する。

3 審議会は、委員七人以内で組織する。

4 委員は、学識経験のある者のうちから公社の總裁が委嘱する。

5 委員は、非常勤とする。

6 前各項に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

(省令への委任)

第十三条 この法律に特別の規定があるもののほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、大蔵省令で定める。

附 则

1 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

2 日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及びたばこ耕作組合法(昭和二十三年法律第二百三十五号)」を「たばこ耕作組合法(昭和三十二年法律第二百三十五号)及び塩業整備臨時措置法(昭和三十四年法律第二百五十五号)」に改める。

第二十七条第一項第七号中「及びたばこ耕作組合法」を「たばこ耕作組合法及び塩業整備臨時措置法」に改める。

厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律案  
厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律  
(厚生保険特別会計法の一部改正)  
第一條 厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)の一部を次のように改正する。  
第二条 船員保険特別会計法(昭和二十一年法律第二百三十六号)の一部を次のように改正する。  
第三条 第二十六条第一項中「昭和二十四年度」を「昭和三十五年度」に改める。  
附 則  
この法律は、公布の日から施行する。

が、この法律案を提出する理由である。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とパキスタンとの間の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とパキスタンとの間の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律

(題旨)

第一条 この法律は、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とパキスタンとの間の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律

(配当所得に対する所得税の税率の特例)

第二条 所得税法第一条第五項の規定に該当する法人(同条第六項の規定により法人とみなされる社団又は財團を含む)で、同法第三項の規定に該当するパキスタンの法人であるものが支払を受ける同項に規定する配当に対する同法第十八条第二項並びに第四十一条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「百分の二十」とあるのは、「百分の十五」とする。ただし、当該配当所得に対する所得税額をその収入金額の百分の十五に相当する金額以

下とする他の法律の規定の適用を妨げない。  
(パキスタンの租税の徵収)

第三条 政府は、条約第一条に規定するパキスタンの租税につき、パキスタン政府から条約第十五条第二項の規定による徵収の権託を受けたときは、国税徵収の例によりこれを徵収する。この場合における当該租税及びその滞納処分費の徵収の順位は、それぞれ国税及びその滞納処分費と同順位とする。

(実施規定)

第四条 前二条に定めるもののほか、条約の実施及びこの法律の適用に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

#### 附 則

1 この法律は、条約の効力発生の日から施行する。

2 第二条中所得税法第十八条第二項の規定に係る部分は、この法律の施行の日の属する年の一月一日以後に支払を受けるべき配当について、第二条中同法第四十一条第一項及び第二項の規定に係る部分は、同日以後に支払を受けるべき配当でこの法律の施行の日以後に支払われるものについて適用する。

#### 理 由

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とパキスタンとの間の条約を実施するため、パキスタンの法人が支払を受ける配当に対する所得税の税率の特例その他所要の事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。